

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 収益事業開始等届出書)</p> <p style="text-align: center;">収益事業開始等届出書の記載要領等</p> <p>公益法人等若しくは人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合又は公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合には、その開始した日又はその該当することとなった日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等 (1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合 (2) 公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合 (3) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの(以下「特定国内源泉所得」といいます。)を有することとなった場合(特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる場合を除きます。)</p> <p>2 収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類 この届出書は、次の法人区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して1通(外国法人(人格のない社団等に限ります。))の場合は2通)提出してください。 (1) 新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は人格のない社団等 イ その収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表 ロ 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し (2) 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 イ 収益事業を行う公益法人等に該当することとなった時における収益事業についての貸借対照表 ロ 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し (3) 外国法人(人格のない社団等に限ります。) 特定国内源泉所得を有することとなった時における収益事業についての貸借対照表</p> <p>3 各欄の記載方法 (1) 内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を開始した場合又は公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合 イ 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。 (イ) 新たに収益事業を開始した公益法人等又は公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等にあつては、主たる事務所の所在地を記載してください。 (ロ) 人格のない社団等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地(移動販売業等のように事業場が転々と移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々と移転するときは代表者又は管理人の住所とします。)を記載してください。 ロ 「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。 ハ 「代表者氏名」欄には、その法人を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては管理人の氏名を記載してください。 ニ 「事業の目的」欄には、その法人の本来の事業目的を記載してください。 ホ 「収益事業開始日等」欄は、次により記載します。 (イ) 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等にあつては、その収益事業開始の日を記載してください。 (ロ) 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等にあつては、収益事業を行う公益法人等に該当することとなった日を記載してください。 ヘ 「事業年度」欄には、その法人の事業年度を記載してください。 ト 「収益事業の種類」欄には、その法人が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。 チ 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合も含みます。) (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 リ 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。 ヌ 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が特定国内源泉所得を有することとなった場合 (1)「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。 イ 「納税地」欄は、次により記載します。 (イ) その法人が恒久的施設を有する外国法人に該当するときは、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所、その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。 (ロ) その法人が(イ)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。)を受ける法人に該当するときは、当該対価に係る資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。 (ハ) その法人が(イ)及び(ロ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。 ロ 「収益事業開始日等」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。</p>	<p>(3) 収益事業開始届出書)</p> <p style="text-align: center;">収益事業開始届出書の記載要領等</p> <p>公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等 (1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合 (2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの(以下「特定国内源泉所得」といいます。)を有することとなった場合(特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる場合を除きます。)</p> <p>2 収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類 この届出書は、次の法人区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して1通(外国法人(人格のない社団等に限ります。))の場合は2通)提出してください。 (1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等 イ 収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表 ロ 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し (2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。) 特定国内源泉所得を有することとなった時における収益事業についての貸借対照表</p> <p>3 各欄の記載方法 (1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合 イ 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。 (イ) 公益法人等にあつては、主たる事務所の所在地を記載してください。 (ロ) 人格のない社団等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地(移動販売業等のように事業場が転々と移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々と移転するときは代表者又は管理人の住所とします。)を記載してください。 ロ 「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。 ハ 「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては管理人の氏名を記載してください。 ニ 「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。 ホ 「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。 ヘ 「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。 ト 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄は、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合も含みます。) (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 チ 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。 リ 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が特定国内源泉所得を有することとなった場合 (1)「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。 イ 「納税地」欄は、次により記載します。 (イ) その法人が恒久的施設を有する外国法人に該当するときは、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所、その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。 (ロ) その法人が(イ)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。)を受ける法人に該当するときは、当該対価に係る資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。 (ハ) その法人が(イ)及び(ロ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。 ロ 「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。</p>

改正後

(3 収益事業開始等届出書)

- (3) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改正前

(3 収益事業開始届出書)

- (3) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後	改 正 前
<p>(4 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">普通法人又は協同組合等となった旨の届出書の記載要領等</p> <p><u>公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等</u>が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に普通法人又は協同組合等となった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。</p> <p>① 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの(以下「定款等」といいます。)の写し ② 貸借対照表</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に行っている事業又は行う予定の事業の種類を記載してください。</p> <p>(4) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。</p> <p>(5) 「該当することとなった日」欄には、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。</p> <p>(7) 「該当理由」欄には、該当する理由の番号を○で囲んでください。</p> <p>(8) 「該当することとなった日における源泉徴収義務の有無」欄には、その源泉徴収義務の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。 (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</p> <p>(9) 「該当することとなった日における消費税課税事業者の状況」欄には、その消費税課税事業者の該当又は非該当のいずれか該当のものを○で囲んでください。</p> <p>(10) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。</p> <p>(11) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。</p> <p>(12) 普通法人又は協同組合等となったことに伴い、法人名の変更を行っている場合は、「(備考)」欄に変更前の法人名と変更年月日を記載してください。</p> <p>(13) 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。</p> <p>(14) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(15) 「※」欄は、記入しないでください。</p>	<p>(4 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">普通法人又は協同組合等となった旨の届出書の記載要領等</p> <p>公益法人等 <u>(収益事業を行っていないものに限ります。)</u>が普通法人又は協同組合等 <u>(法人税法別表第3に掲げる法人)</u> に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に普通法人又は協同組合等となった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。</p> <p>① 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの(以下「定款等」といいます。)の写し ② 貸借対照表</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に行っている事業又は行う予定の事業の種類を記載してください。</p> <p>(4) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。</p> <p>(5) 「該当することとなった日」欄には、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。</p> <p>(7) 「該当理由」欄には、該当する理由の番号を○で囲んでください。</p> <p>(8) 「該当することとなった日における源泉徴収義務の有無」欄には、その源泉徴収義務の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。 (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</p> <p>(9) 「該当することとなった日における消費税課税事業者の状況」欄には、その消費税課税事業者の該当又は非該当のいずれか該当のものを○で囲んでください。</p> <p>(10) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。</p> <p>(11) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。</p> <p>(12) 普通法人又は協同組合等となったことに伴い、法人名の変更を行っている場合は、「(備考)」欄に変更前の法人名と変更年月日を記載してください。</p> <p>(13) 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。</p> <p>(14) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(15) 「※」欄は、記入しないでください。</p>

(5 異動届出書)

(5 異動届出書)

異 動 届 出 書

(法人税 消費税)

※整理番号

※通算/グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。	提出区分	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 通算親法人となる法人が提出する場合 通算親法人となる法人が提出する場合 通算子法人となる法人が提出する場合 通算子法人となる法人が提出する場合	納 税 地	(フリガナ) 納 税 地	〒
		法人等の名称	(フリガナ) 法人等の名称	
		法 人 番 号	法 人 番 号	
		代 表 者 氏 名	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	(フリガナ) 代 表 者 住 所	〒

(同 左)

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日 (登記年月日)

所 轄 税 務 署	税 務 署	税 務 署
-----------	-------	-------

納 税 地 等 を 変 更 し た 場 合
 給与支払事務所等の移転の有無 有 無 (名称等変更有) 無 (名称等変更無)
 ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

事業年度を変更した場合
 変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日 ~ (至)令和 年 月 日

合 併 、 分 割 の 場 合
 合併 適格合併 非適格合併 分割
 分割型分割 : 適 格 その他
 分社型分割 : 適 格 その他

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿
-------------	----	-----	----------	----	----	----

改 正 後

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者である個人を含みます。以下同じです。）が事業年度等の変更、納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下「納税地等」といいます。）の異動、資本金の額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了を含みます。）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、表題の「法人税 消費税）」には、届け出る税目のにレ印を付してください。

※ 「**法人**の消費税異動届出書（第11号様式）」に係る異動事項又は「適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書」に係る変更事項について、この届出書の「消費税」のにレ印を付して提出した場合は、重ねて「**法人**の消費税異動届出書（第11号様式）」又は「適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書」を提出する必要はありません。

2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出区分」欄は、通算親法人、通算親法人となる法人、通算子法人又は通算子法人となる法人がこの届出書を提出する場合にレ印を付してください。

提出法人が連結法人（連結法人となる法人を含みます。）である場合は、「提出区分」欄の「通算親法人」を「連結親法人」と、「通算子法人」を「連結子法人」と読み替えてレ印を付してください。

(2) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
本店又は主たる事務所の所在地	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	04・〇・〇
	↑ 異動内容を記載 ↑		
		(転出)法務局の本店 移転登記の日を記載	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
吸 取 合 併	被合併法人(株) ●●● (▲▲市□□町)	合併法人(株) ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 04・〇・〇
	→ 被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載		
	→ 合併法人の名称及び 本店所在地を記載		
		→ 合併契約書において合併の 効力発生日と定めの日を記載	

(注) 1 通算子法人が合併等で通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなった場合は、通算親法人は、別途「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、連結親法人は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

3 消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書（第8号様式）」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

(4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合又は公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合等、法人の区分に変更があった場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(その他参考となるべき事項)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。

(5) 「所轄税務署」欄には、納税地等を異動した場合のみ記載してください。

(6) 「納税地等を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当するにレ印を付してください。

なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。

(注) 「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

(7) 「合併、分割の場合」欄には、該当するにレ印を付してください。

なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分もにレ印を付してください。

また、信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかのにレ印を付してください。

(注) 信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者である個人を含みます。以下同じです。）が事業年度等の変更、納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下「納税地等」といいます。）の異動、資本金の額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了を含みます。）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、表題の「法人税 消費税）」には、届け出る税目のにレ印を付してください。

※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に係る異動事項又は「適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書」に係る変更事項について、この届出書の「消費税」のにレ印を付して提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」又は「適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書」を提出する必要はありません。

2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出区分」欄は、通算親法人、通算親法人となる法人、通算子法人又は通算子法人となる法人がこの届出書を提出する場合にレ印を付してください。

提出法人が連結法人（連結法人となる法人を含みます。）である場合は、「提出区分」欄の「通算親法人」を「連結親法人」と、「通算子法人」を「連結子法人」と読み替えてレ印を付してください。

(2) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
本店又は主たる事務所の所在地	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	04・〇・〇
	↑ 異動内容を記載 ↑		
		(転出)法務局の本店 移転登記の日を記載	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
吸 取 合 併	被合併法人(株) ●●● (▲▲市□□町)	合併法人(株) ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 04・〇・〇
	→ 被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載		
	→ 合併法人の名称及び 本店所在地を記載		
		→ 合併契約書において合併の 効力発生日と定めの日を記載	

(注) 1 通算子法人が合併等で通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなった場合は、通算親法人は、別途「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、連結親法人は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

3 消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書（第8号様式）」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

(4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合又は公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合等、法人の区分に変更があった場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(その他参考となるべき事項)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。

(5) 「所轄税務署」欄には、納税地等を異動した場合のみ記載してください。

(6) 「納税地等を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当するにレ印を付してください。

なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。

(注) 「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

(7) 「合併、分割の場合」欄には、該当するにレ印を付してください。

なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分もにレ印を付してください。

また、信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかのにレ印を付してください。

(注) 信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(9 事業年度指定通知書)

(9 事業年度指定通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財 務 事 務 官

④

事業年度指定通知書

貴法人の事業年度については、法令又は定款、寄附行為、規則若しくは規約にその定めがなく、かつ、事業年度の届出がないので、法人税法（昭和40年法律第34号）第13条第3項の規定により、下記のとおり指定したから通知します。

記

自 月 日
事業年度 (年1回決算)
至 月 日

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(9 事業年度指定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(9 事業年度指定通知書)</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="74 153 371 184">(9 事業年度指定通知書)</p> <p data-bbox="623 237 920 268" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="74 331 341 363">【不服申立てについて】</p> <ul data-bbox="89 378 1469 682" style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="74 735 371 766">【取消しの訴えについて】</p> <ul data-bbox="89 781 1469 1312" style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ul data-bbox="118 1092 1469 1312" style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p data-bbox="1498 153 1795 184">(9 事業年度指定通知書)</p> <p data-bbox="1498 247 1617 279">(同 左)</p>

改 正 後

(9 事業年度指定通知書)

事業年度指定通知書

1 使用目的

「事業年度指定通知書」は、法令又は定款、寄附行為、規則若しくは規約に事業年度の定めがなく、かつ、事業年度の届出がない法人について、事業年度を指定し、通知する場合に使用するものである。

2 作成部数

複写により2部作成し、その1部を原義として決裁を受け、他の1部を法人に送付する。

3 記載要領

項 目	内 容
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分 は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の 所属国税局名を記載する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用すること に留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法 人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分 には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法 人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分 には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(削 除)

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託
についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の
名称を併せて記載する。

改 正 前

(9 事業年度指定通知書)

事業年度指定通知書

1 使用目的

「事業年度指定通知書」は、法令又は定款、寄附行為、規則若しくは規約に事業年度の定めがなく、かつ、事業年度の届出がない法
人について、事業年度を指定し、通知する場合に使用するものである。

2 作成部数

複写により2部作成し、その1部を原義として決裁を受け、他の1部を法人に送付する。

3 記載要領

項 目	内 容
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分 は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の 所属国税局名を記載する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用すること に留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法 人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分 には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法 人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分 には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

4 送付にあたっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一
般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるも
のとして別途定めるものにより送付する。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託
についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の
名称を併せて記載する。

改正後

(20 更正の請求書(令和4年4月1日以後開始令和5年4月1日前終了事業年度分))

更正の請求書

※整理番号

納税地、法人名等、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

国税通則法第23条...の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に

記

Table with columns: 区分, この請求前の金額, 更正の請求金額. Rows include 所得, 法人税額, 課税標準法人税額, etc.

修正申告書提出年月日, 更正決定通知書受理年月日, 添付書類, 還付を受けようとする金融機関等

税理士署名

※税務署処理欄: 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

(令和4年4月1日以後開始令和5年4月1日前終了事業年度分)

改正前

(20 更正の請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

更正の請求書

※整理番号

納税地、法人名等、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

国税通則法第23条...の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に

記

Table with columns: 区分, この請求前の金額, 更正の請求金額. Rows include 所得, 法人税額, 課税標準法人税額, etc.

修正申告書提出年月日, 更正決定通知書受理年月日, 添付書類, 還付を受けようとする金融機関等

税理士署名

※税務署処理欄: 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

改 正 後

(20 更正の請求書(令和4年4月1日以後開始令和5年4月1日前終了事業年度分)

更正の請求書の記載要領等

【令和4年4月1日以後開始令和5年4月1日前終了事業年度分】

- この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度又は課税事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、この請求書ではなく、「更正の請求書(単体申告用)」(平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度等分)を使用してください。
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限)から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限)から7年以内

- (注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。
- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
 - この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「この請求前の金額」欄のうち、「(1)」欄から「(19)」欄まで及び「(22)」欄から「(34)」欄までの各欄は、記載を要しません。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(20 更正の請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

更正の請求書の記載要領等

【令和4年4月1日以後開始事業年度分】

- この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度又は課税事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、この請求書ではなく、「更正の請求書(単体申告用)」(平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度等分)を使用してください。
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限)から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限)から7年以内

- (注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。
- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
 - この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「この請求前の金額」欄のうち、「(1)」欄から「(19)」欄まで及び「(22)」欄から「(34)」欄までの各欄は、記載を要しません。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(20 更正の請求書(令和4年4月1日以後開始令和5年4月1日前終了事業年度分)

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正前

(20 更正の請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(21 更正の請求書(令和5年4月1日以後終了事業年度分))

(21 更正の請求書(令和5年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書

※整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

納税地 〒 (フリガナ) 電話 () -

法人名等 (フリガナ)

法人番号

代表者氏名 (フリガナ)

代表者住所 〒

事業種目 業

国税通則法第23条
法人税法第82条
地方税法第24条
租税特別措置法第66条の4

の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に
至平成・令和 年 月 日(課税事業年度)の確定申告に係る課税標準等に
ついて下記のとおり更正の請求をします。

記

区分		この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	所得金額又は欠損金額	1	円
	同上の内訳	2	
	軽減税率適用所得金額	2	
	その他の金額(1-2)	3	
	法人税額	4	
	法人税額の特別控除額	5	
	差引法人税額(4-5)	6	
	税額控除超過額相当額等の加算額	7	
	土地譲渡利益金	8	000
	課税土地譲渡利益金額	8	
	同上に対する税額	9	
	留保金	10	000
	課税留保金額	10	
	同上に対する税額	11	
	使途秘匿金	12	000
	課税使途秘匿金額	12	
	同上に対する税額	13	
	法人税額計(6+7+9+11+13)	14	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に 係る控除対象所得税額等相当額の控除額	15	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	16	
	控除税額	17	
差引所得に対する法人税額(14-15-16-17)	18	00	
中間申告分の法人税額	19	00	
差引	納付すべき法人税額	20	00円
還付金	21		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	22		
地方法人税額	課税標準	23	
	基準法人所得の金額に対する法人税額	23	
	法人税額	24	
	課税留保金額に対する法人税額	24	
	の計算	25	000
	課税標準法人税額(23+24)	25	
	(23)に係る地方法人税額	26	
	税額控除超過額相当額等の加算額	27	
	(24)に係る地方法人税額	28	
	所得地方法人税額(26+27+28)	29	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に 係る控除対象所得税額等相当額の控除額	30	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	31	
	外国税額の控除額	32	
	差引地方法人税額(29-30-31-32)	33	00
中間申告分の地方法人税額	34	00	
差引	納付すべき地方法人税額	35	00円
還付金	36		

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 令和 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 令和 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等

税理士署名

※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認

(新設)

改 正 後

(21 更正の請求書(令和5年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書の記載要領等
【令和5年4月1日以後終了事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
- (1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限) から5年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 26 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限) から7年以内

- (注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(21 更正の請求書(令和5年4月1日以後終了事業年度分))

(新 設)

(24 更正の請求書(外国法人用) (令和5年4月1日以後終了事業年度分))

(24 更正の請求書(外国法人用) (令和5年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書
(外国法人用)

※整理番号

令和 年 月 日

納税地

電話 () -

本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)

代表者氏名

法人名等

国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名

法人番号

事業種目

業

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分	①恒久的施設等所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得金額又は欠損金額	1			
同上の軽減税率適用所得金額	2			
その他の金額(1-2)	3			
法人税額	4			
法人税額の特別控除額	5			
差引法人税額(4-5)	6			
リース特別控除取戻税額等	7			
使途秘匿金に対する税額	8			
法人税額計(6+7+8)	9			
分配時調整外国税相当額の控除額	10			
控除税額	11			
差引所得に対する法人税額(9-10-11)	12			
控除しきれなかった金額	13			
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	14			
区分	この請求前の金額		更正の請求金額	
13① その他の国内源泉所得法人税額から控除できる金額のうち控除しきれなかった金額(13①-15)	15			
13② 恒久的施設等所得に係る法人税額から控除できる金額のうち控除しきれなかった金額(13②-17)	16			
合計(12①-17)+(12②-15)	17			
中間申告分の法人税額	18			
差引納付すべき法人税額	19			00
差引還付金額	20	00円		00
区分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)	21			000円
所得地方法人税額	22			
分配時調整外国税相当額の控除額	23			
外国税額の控除額	24			
差引地方法人税額(24-25-26)	25			00
中間申告分の地方法人税額	26			00
差引納付すべき地方法人税額	27	00円		00
差引還付金額	28			00

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 書類

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等

還付を受けようとする金融機関等

税理士署名

※税務署 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認

(新設)

改 正 後

(24 更正の請求書(外国法人用) (令和5年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用) の記載要領等

【令和5年4月1日以後終了事業年度分】

1 この請求書は、外国法人の令和5年4月1日以後に終了する事業年度又は課税事業年度の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

- (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと (申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと (申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合 (還付金額については過少となる場合)

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限) から5年以内 (注1)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限) から7年以内 (注2)

(注1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通 (調査課所管法人の場合は2通) 作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書 (当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書) に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
- (4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(24 更正の請求書(外国法人用) (令和5年4月1日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(25 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(23 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="74 153 854 184">(25 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書)</p> <p data-bbox="617 237 923 268" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="74 331 344 363">【不服申立てについて】</p> <ul data-bbox="97 380 1478 678" style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="74 737 371 768">【取消しの訴えについて】</p> <ul data-bbox="97 785 1478 1304" style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ul data-bbox="121 1094 1478 1304" style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p data-bbox="1498 153 2279 184">(23 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書)</p> <p data-bbox="1498 247 1614 279">(同 左)</p>

改 正 後

(25 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書)

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税のみの場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、請求対象事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 地方法人税のみ又は復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 法人税及び地方法人税の場合は、「課税期間」の文字を抹消し、請求事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 前

(23 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書)

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税のみの場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、請求対象事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 地方法人税のみ又は復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 法人税及び地方法人税の場合は、「課税期間」の文字を抹消し、請求事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 後

(26-1 勘定科目内訳明細書 (令和6年3月1日前終了事業年度分))

⑩

借入金及び支払利子の内訳書

借 入 先			期 末 現 在 高	期 中 の 支 払 利 子 額	利 率	担 保 の 内 容 (物件の種類、数量、所在地等)
名称(氏名)	所在地(住所)	法人・代表者との関係				
			百万 千 円	円	%	
計						

- (注) 1. 借入先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 2. 借入先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。また、「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上」のものについては、各別に記入してください。
 3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
 ① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)なお、「借入先が役員、株主又は関係会社のもの」又は「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上のもの」がある場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
 ② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入(支店又は事業所等の名称を「名称(氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄及び「期中の支払利子額」欄にその支店又は事業所等の合計金額(50万円未満のものも含む合計金額)を記入)
 4. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
 5. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

改 正 前

(24 勘定科目内訳明細書)

(同 左)

改 正 後

(26-1 勘定科目内訳明細書 (令和6年3月1日前終了事業年度分))

⑮

地代家賃等の内訳書

地 代 家 賃 の 内 訳					
地代・家賃 の 区 分	借地(借家)物件の用途	貸主の名称(氏名)	支払対象期間		摘 要
	所 在 地	貸主の所在地(住所)	支 払 賃 借 料 円		
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
権 利 金 等 の 期 中 支 払 の 内 訳					
支払先の名称(氏名)	支払年月日	支払金額	権利金等の内容		摘 要
支払先の所在地(住所)		百万 千 円			

(注) 1. 借地又は借家に際して支払った権利金等がある場合には、「権利金等の期中支払の内訳」の各欄に記入してください。
 なお、記載口数が100口を超える場合には、支払賃借料又は支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
 2. 権利金等を数回に分けて支払っている場合には、支払年月日ごとに記入してください。
 3. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「貸主の所在地(住所)」及び「支払先の所在地(住所)」の各欄には、
 国外の所在地(住所)を記入してください。

工業所有権等の使用料の内訳書

名 称	支払先の名称(氏名)	契約期間	使 用 料 等		摘 要
	支払先の所在地(住所)		支払対象期間	支 払 金 額 百万 千 円	
				~	
				~	
				~	

(注) 1. 「名称」欄には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の名称を記入してください。
 なお、記載口数が100口を超える場合には、支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
 2. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「支払先の所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を
 記入してください。

改 正 前

(24 勘定科目内訳明細書)

(同 左)

改 正 後

(26-1 勘定科目内訳明細書 (令和6年3月1日前終了事業年度分))

⑩

雑益、雑損失等の内訳書

科 目	取引の内容	相 手 先		金 額		
		名称(氏名)	所在地(住所)	百万	千	円
雑						
益						
等						
雑						
損						
失						
等						

(注) 1. 雑収入、雑益(損失)、固定資産売却益(損)、税金の還付金、貸倒損失等について、科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。
 なお、土地の売却益(損)を「⑦固定資産(土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。)の内訳書」に記入している場合には、記入しなくても差し支えありません。
 2. 取引の内容が「税金の還付金」のものについては、期末現在高が10万円未満であっても全て各別に記入してください。
 3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
 なお、取引の内容が「税金の還付金」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。

改 正 前

(24 勘定科目内訳明細書)

(同 左)

改 正 後

(26-2 勘定科目内訳明細書 (令和6年3月1日以後終了事業年度分))

⑮

地代家賃等の内訳書

地 代 家 賃 の 内 訳					
地代・家賃 の 区 分	借地（借家）物件の用途	登録番号 (法人番号)	貸主の名称（氏名）	支払対象期間	摘 要
	所 在 地		貸主の所在地（住所）	支 払 賃 借 料 円	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
権 利 金 等 の 期 中 支 払 の 内 訳					
登録番号 (法人番号)	支払先の名称（氏名） 支払先の所在地（住所）	支 払 年 月 日	支 払 金 額 円	権利金等の内容	摘 要

- (注) 1. 借地又は借家に際して支払った権利金等がある場合には、「権利金等の期中支払の内訳」の各欄に記入してください。
 なお、記載口数が100口を超える場合には、支払賃借料又は支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 権利金等を数回に分けて支払っている場合には、支払年月日ごとに記入してください。
3. 「登録番号(法人番号)」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「貸主の名称(氏名)」欄及び「貸主の所在地(住所)」欄、「支払先の名称(氏名)」欄及び「支払先の所在地(住所)」の記載を省略しても差し支えありません。
 なお、登録番号を記載する際には、「T」を含めて記載してください。
4. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「貸主の所在地(住所)」及び「支払先の所在地(住所)」の各欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

工業所有権等の使用料の内訳書

名 称	登録番号 (法人番号)	支払先の名称（氏名）	契 約 期 間	使 用 料 等		摘 要
		支払先の所在地（住所）		支払対象期間	支 払 金 額 円	
			~	~		
			~	~		
			~	~		

- (注) 1. 「名称」欄には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の名称を記入してください。
 なお、記載口数が100口を超える場合には、支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
2. 「登録番号(法人番号)」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「支払先の名称(氏名)」欄及び「支払先の所在地(住所)」の記載を省略しても差し支えありません。
 なお、登録番号を記載する際には、「T」を含めて記載してください。
3. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「支払先の所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

改 正 前

(26-2 勘定科目内訳明細書 (令和6年3月1日以後終了事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(26-2 勘定科目内訳明細書 (令和6年3月1日以後終了事業年度分))

⑯

雑益、雑損失等の内訳書

科 目	取 引 の 内 容	登録番号 (法人番号)	相 手 先		金 額	
			名称 (氏名)	所在地 (住所)	百 万 円	千 円
雑 益 等						
雑 損 失 等						

- (注) 1. 雑収入、雑益 (損失)、固定資産売却益 (損)、税金の還付金、貸倒損失等について、科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。
 なお、土地の売却益 (損) を「⑦固定資産 (土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。) の内訳書」に記入している場合には、記入しなくても差し支えありません。
 2. 取引の内容が「税金の還付金」のものについては、期末現在高が10万円未満であっても全て各別に記入してください。
 3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
 なお、取引の内容が「税金の還付金」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
 4. 「登録番号 (法人番号)」欄に登録番号又は法人番号を記載した場合には、「名称 (氏名)」欄及び「所在地 (住所)」欄の記載を省略しても差し支えありません。
 なお、登録番号を記載する際には、「T」を含めて記載してください。

改 正 前

(26-2 勘定科目内訳明細書 (令和6年3月1日以後終了事業年度分))

(新 設)

(27 会社事業概況書)

取受印 別添「会社事業概況書の記載要領」を参考に記載し、法人税申告書に二部添付して提出してください。

会社事業概況書 (1.総括表)

内国法人 外国法人

① 事業の内容

* 法人名	
事業年度(年)	
応答者	氏名
	部・課
	役職名
	電 話
② 関与税理士	
氏名	電 話
③ 加入組合等	
加入組合等	役職名

④ 上場している場合の市場名

市場名1	市場名2	未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)
------	------	-----------------------------

⑤ 子会社等及び支店等数

子会社等	国内	海外	支店等	国内	海外
	工場	店舗		営業所	その他

⑥ 売上構成比

品名、事業部等	売上高(単位:百万円)	構成割合
そ の 他		
合 計		

⑦ 前期と比較して当期の業績(売上・利益等)に著しい変化がある場合の主な理由

⑧ 主要役員の状況

氏 名	役職名	就任年月	所有株数(千株)	⑨従業員数
	代表取締役			
				人

⑩ 申告書確認表等の活用状況 (自社で作成しているチェックシートに盛り込む等、間接的に活用する場合を含みます。)

申告書確認表※の活用の有無 (1有、2一部有、3無)	大規模法人における税務上の留意項目確認表※の活用の有無(1有、2一部有、3無)
----------------------------	---

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の留意項目確認表」は、国税庁ホームページ(ホーム/税の情報・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)/確定申告等情報/法人税/申告手続に係る各種参考情報/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報(調査課所管法人の皆様へ)に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

詳細は、記載要領をご覧ください。

(25 会社事業概況書)

取受印 別添「会社事業概況書の記載要領」を参考に記載し、法人税申告書に二部添付して提出してください。

会社事業概況書 (1.総括表)

内国法人 外国法人

① 事業の内容

* 法人名	
事業年度(年)	
応答者	氏名
	部・課
	役職名
	電 話
② 関与税理士	
氏名	電 話
③ 加入組合等	
加入組合等	役職名

④ 上場している場合の市場名

市場名1	市場名2	未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)
------	------	-----------------------------

⑤ 子会社等及び支店等数

子会社等	国内	海外	支店等	国内	海外
	工場	店舗		営業所	その他

⑥ 売上構成比

品名、事業部等	売上高(単位:百万円)	構成割合
そ の 他		
合 計		

⑦ 前期と比較して当期の業績(売上・利益等)に著しい変化がある場合の主な理由

⑧ 主要役員の状況

氏 名	役職名	就任年月	所有株数(千株)	⑨従業員数
	代表取締役			
				人

⑩ 申告書確認表等の活用状況 (自社で作成しているチェックシートに盛り込む等、間接的に活用する場合を含みます。)

申告書確認表※の活用の有無 (1有、2一部有、3無)	大規模法人における税務上の留意項目確認表※の活用の有無(1有、2一部有、3無)
----------------------------	---

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の留意項目確認表」は、国税庁ホームページ(ホーム/税の情報・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)/確定申告等情報/法人税/申告手続に係る各種参考情報/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報(調査課所管法人の皆様へ)に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

詳細は、記載要領をご覧ください。

改正後

(27) 会社事業概況書

会社事業概況書 (2.子会社等の状況)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。
 ※ 当該「2.子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2.子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。

改正前

(25) 会社事業概況書

会社事業概況書 (2.子会社等の状況)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。
 ※ 当該「2.子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2.子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。

(27) 会社事業概況書

会社事業概況書 (3.ICTの概要)						*			
						法人名			
						事業年度(至)			
① システムにおける機器の構成状況						氏名			
区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所		応答者		
ホスト(サーバー)								部・課	
D/Bサーバー									役職名
パソコン								電話	
専用端末機									
② 申告書作成ソフト名									
③ 適用業務			④ 電子メールの状況						
項目	システムの導入(コンピュータ利用)		利用プログラム	メールソフト					
区分	使用プログラム等(1自社開発、2市販ソフト)			電子メール取扱規定(1有、2無)					
財務会計			保存状況等	メールサーバーの管理(1自社、2委託、3クラウド)					
管理会計									
購買管理									
販売管理			監視ツール等						
その他									
ERPシステム									
⑤ システム関連部門(委託会社等)の状況									
項目	委託等の状況(1自社、2委託、3派遣)	担当部門又は委託会社等の名称及び所在地				自社従業員数			
区分									
システム開発									
システム運用									
システム監査									
⑥ 電子商取引の状況									
電子決済の利用業務 <input type="checkbox"/> 売上 <input type="checkbox"/> 仕入 <input type="checkbox"/> 材料 <input type="checkbox"/> 経費 <input type="checkbox"/> その他()									
EDI取引(1有、2無)						ネット販売サイト			
ネット販売取扱商品 <input type="checkbox"/> デジタルコンテンツ <input type="checkbox"/> 金融商品 <input type="checkbox"/> 物品等						主要商品名			
⑦ 電子帳簿保存の状況									
適用	電磁的記録で保存している帳簿等の種類				作成に使用するプログラム(システム名称、自己開発(1有、2無))				
帳簿(1有・優良帳簿、2有・その他、3無)	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳 <input type="checkbox"/> その他()								
書類(1有、2無)	<input type="checkbox"/> 補助簿()								
スキャナ(1有、2無)	<input type="checkbox"/> 取引書類()								
⑧ その他									
クラウドサービスの運営・利用状況(1運営、2利用)									
クラウドサービスの利用有無(1有、2無)	データ管理	会計	その他	クラウドサービス名					
				クラウド運営事業者名					
WEB会議システムの業務への導入有無(1有、2無)						WEB会議システムの名称			

(25) 会社事業概況書

会社事業概況書 (3.ICTの概要)						*			
						法人名			
						事業年度(至)			
① システムにおける機器の構成状況						氏名			
区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所		応答者		
ホスト(サーバー)								部・課	
D/Bサーバー									役職名
パソコン								電話	
専用端末機									
② 申告書作成ソフト名									
③ 適用業務			④ 電子メールの状況						
項目	システムの導入(コンピュータ利用)		利用プログラム	メールソフト					
区分	使用プログラム等(1自社開発、2市販ソフト)			電子メール取扱規定(1有、2無)					
財務会計			保存状況等	メールサーバーの管理(1自社、2委託、3クラウド)					
管理会計									
購買管理									
販売管理			監視ツール等						
その他									
ERPシステム									
⑤ システム関連部門(委託会社等)の状況									
項目	委託等の状況(1自社、2委託、3派遣)	担当部門又は委託会社等の名称及び所在地				自社従業員数			
区分									
システム開発									
システム運用									
システム監査									
⑥ 電子商取引の状況									
電子決済の利用業務(1売上、2仕入、3材料、4経費、5その他)									
EDI取引(1有、2無)						ネット販売サイト			
ネット販売取扱商品(1デジタルコンテンツ、2金融商品、3物品等)						主要商品名			
⑦ 電子帳簿保存の状況									
適用	電磁的記録で保存している帳簿等の種類				作成に使用するプログラム(システム名称、自己開発(1有、2無))				
帳簿(1有・優良帳簿、2有・その他、3無)	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳 <input type="checkbox"/> その他()								
書類(1有、2無)	<input type="checkbox"/> 補助簿()								
スキャナ(1有、2無)	<input type="checkbox"/> 取引書類()								
⑧ その他									
クラウドサービスの運営・利用状況(1運営、2利用)									
クラウドサービスの利用有無(1有、2無)	データ管理	会計	その他	クラウドサービス名					
				クラウド運営事業者名					
WEB会議システムの業務への導入有無(1有、2無)						WEB会議システムの名称			

改 正 後

(27 会社事業概況書)

会社事業概況書 (4.海外取引等の概要)		*			
		法人名			
		事業年度(至)			
① 外国子会社数等		応答者	氏名		
外国関係会社数	社		部・課		
海外工事現場を保有している事業所数	所		役職名		
ローカルファイルを作成又は取得する国外関係者数	社		電話		
② 貿易取引等					
項目		取引金額(百万円)	主な取扱品目等	主な取引先	国名
取引形態					
輸出					
輸入					
海外工事	支払				
	受取				
その他	支払				
	受取				
③ 貿易外取引					
項目		取引金額(百万円)	主な取引先	国名	
取引形態					
手数料	支払				
	受取				
無形固定資産の使用料	支払				
	受取				
役務提供の対価	支払				
	受取				
借入金の利息又は貸付金の利息	支払				
	受取				
証券の売買	取得				
	譲渡				
不動産の売買	取得				
	譲渡				
その他					
④ 外国為替取引					
為替予約	個別予約対象通貨				
	包括予約対象通貨				
⑤ オフバランス取引					
スワップ		内 容			
オプション					
先物					
その他					

改 正 前

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (4.海外取引等の概要)		*			
		法人名			
		事業年度(至)			
① 外国子会社数等		応答者	氏名		
外国関係会社数	社		部・課		
海外工事現場を保有している事業所数	所		役職名		
ローカルファイルを作成又は取得する国外関係者数	社		電話		
② 貿易取引等					
項目		取引金額(百万円)	主な取扱品目等	主な取引先	国名
取引形態					
輸出					
輸入					
海外工事	支払				
	受取				
その他	支払				
	受取				
③ 貿易外取引					
項目		取引金額(百万円)	主な取引先	国名	
取引形態					
手数料	支払				
	受取				
無形固定資産の使用料	支払				
	受取				
役務提供の対価	支払				
	受取				
借入金の利息又は貸付金の利息	支払				
	受取				
証券の売買	取得				
	譲渡				
不動産の売買	取得				
	譲渡				
その他					
④ 外国為替取引					
為替予約	個別予約対象通貨				
	包括予約対象通貨				
⑤ オフバランス取引					
スワップ		内 容			
オプション					
先物					
その他					

改 正 後

(27 会社事業概況書)

会社事業概況書 (5.外国法人)				*	
				法人名	
				事業年度(至)	
応答者	氏名			氏名	
	部・課			部・課	
	役職名			役職名	
	所在地			所在地	
	電話			電話	
① 本店の概要					
所在地			資本金		
主要株主 又は出資者	氏名又は名称		住所又は所在地		保有割合
					%
					%
					%
国内源泉所得以外の所得(国外所得)の有無 <input type="checkbox"/>					
② 日本国内に所在する支店等の概要					
恒久的施設の種類の種類 <input type="checkbox"/> 支店・事務所等 <input type="checkbox"/> 長期建設工事現場等 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>					
主な取引先	1	名称	所在地		
		取引内容			
	2	名称	所在地		
		取引内容			
事業部の 状況	事業部名	主な 業務内容	責任部署の状況		
			部・課	担当者名	所在地
主要役員 の状況	氏名	役職名及び担当業務	国外からの 給与 有無	支払者の氏名又は名称	
		本店における役職名		支払者の住所又は所在地	
			<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>			
従業員数	人	従業員のうち国外からの給与がある者の数			人
本店からの 配賦収益	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法
	<input type="checkbox"/>	円			
本店からの 配賦費用	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法
	<input type="checkbox"/>	円			

改 正 前

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (5.外国法人)				*	
				法人名	
				事業年度(至)	
応答者	氏名			氏名	
	部・課			部・課	
	役職名			役職名	
	所在地			所在地	
	電話			電話	
① 本店の概要					
所在地			資本金		
主要株主 又は出資者	氏名又は名称		住所又は所在地		保有割合
					%
					%
					%
国内源泉所得以外の所得(国外所得)の有無 <input type="checkbox"/>					
② 日本国内に所在する支店等の概要					
恒久的施設の種類の種類 <input type="checkbox"/> 支店・事務所等 <input type="checkbox"/> 長期建設工事現場等 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>					
主な取引先	1	名称	所在地		
		取引内容			
	2	名称	所在地		
		取引内容			
事業部の 状況	事業部名	主な 業務内容	責任部署の状況		
			部・課	担当者名	所在地
主要役員 の状況	氏名	役職名及び担当業務	国外からの 給与 有無	支払者の氏名又は名称	
		本店における役職名		支払者の住所又は所在地	
			<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>			
従業員数	人	従業員のうち国外からの給与がある者の数			人
本店からの 配賦収益	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法
	<input type="checkbox"/>	円			
本店からの 配賦費用	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法
	<input type="checkbox"/>	円			

改 正 後

(27 会社事業概況書)

会社事業概況書 (6.通算子法人)		*	
		法人名	
		通算親法人名	
		事業年度(至)	
① 通算グループ内での位置づけ等の概要		応答者	氏名
			部・課
			役職名
			電話
② 主要役員の出向受入の状況		氏名	出向元法人
③ 他の通算法人からの管理等の状況			
管理部署等		被管理部署	主な管理内容
法人名	管理部署		
④ 通算親法人との取引状況			
売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他	
		科目	金額(百万円)
⑤ 他の通算子法人との取引状況			
法人名	売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他
			主な科目
			金額(百万円)
その他			
合計			
⑥ 通算グループ法人以外の法人との取引状況			
法人名	売上高 (百万円)	法人名	仕入高 (百万円)

改 正 前

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (6.通算(連結)子法人)		*	
		法人名	
		通算(連結)親法人名	
		事業年度(至)	
① 通算(連結)グループ内での位置づけ等の概要		応答者	氏名
			部・課
			役職名
			電話
② 主要役員の出向受入の状況		氏名	出向元法人
③ 他の通算(連結)法人からの管理等の状況			
管理部署等		被管理部署	主な管理内容
法人名	管理部署		
④ 通算(連結)親法人との取引状況			
売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他	
		科目	金額(百万円)
⑤ 他の通算(連結)子法人との取引状況			
法人名	売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他
			主な科目
			金額(百万円)
その他			
合計			
⑥ 通算(連結)グループ法人以外の法人との取引状況			
法人名	売上高 (百万円)	法人名	仕入高 (百万円)

改正後

(27) 会社事業概況書

会社事業概況書の記載要領

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第5号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号トに規定する「事業等の概況に関する書類」です。法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年6月1日大蔵省令第49号）に規定する調査課所管法人の場合には、この様式を使用してください。（様式は国税庁ホームページに掲載しています。）

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/01.htm>

当該会社事業概況書は、「1.総括表」、「2.子会社等の状況」、「3.ICTの概要」、「4.海外取引等の概要」、「5.外国法人」及び「6.通算子法人」で構成されており、それぞれの様式については、次により記載します。なお、「＊」欄は記載しないでください。

1 【共通的事項】

(1) 記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度（以下「当期」といいます。）の年度末時点の現況としてください。

(2) 「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」については、全ての法人において記載してください。なお、次の法人に該当する場合は「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」の様式に加えて、それぞれ次の様式も記載してください。
・法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合、「5.外国法人」
・法第2条第12号の7に規定する通算子法人（以下「通算子法人」といいます。）の場合、「6.通算子法人」

(3) 「1.総括表」～「6.通算子法人」の各様式における「応答者」欄については、当該各様式を記載した者の氏名、部・課、役職名、電話番号を記載してください。

2 【1.総括表】

(1) 法人が法第2条第3号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「 内国法人」の「」にレ印を付してください。また、法人が外国法人の場合には、「 外国法人」の「」にレ印を付してください。

(2) 法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。

(3) 「① 事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。

(4) 「② 関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。

(5) 「③ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。

(6) 「④ 上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。

イ 法人が一の市場に上場している場合には「市場名1」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を2つ「市場名1」欄及び「市場名2」欄に記載してください。

ロ 「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1有、2無）」欄は、法人が未上場の場合で、当期中に株主の異動又は株主間の持株数の異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください。

(7) 「⑤ 子会社等及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。

イ 「子会社等」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社等について、子会社等の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。

ロ 「支店等」欄は、所在地が国内であるものについては「工場」、「店舗」、「営業所」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「営業所」には支店を含め、「その他」には出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。所在地が海外であるものについては「工場」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「その他」には、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。

(8) 「⑥ 売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。

(9) 「⑦ 前期と比較して当期の業績（売上・利益等）に著しい変化がある場合の主な理由」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度と比較して、当期に著しい変化がある場合、その主な理由について簡記してください。

(10) 「⑧ 主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店（海外）の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。

(11) 「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。

(12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。

イ 「申告書確認表の活用の有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「申告書確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。

※ 自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。

ロ 「大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。

※ 自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。

(注) 国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ（ホーム/税の情報・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）/確定申告等情報/法人税/申告手続に係る各種参考情報/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ））に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

改正前

(25) 会社事業概況書

会社事業概況書の記載要領

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第5号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号ト、法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）による改正前の法規第37条の12第5号、同第37条の17第4号に規定する「事業等の概況に関する書類」です。法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年6月1日大蔵省令第49号）に規定する調査課所管法人の場合には、この様式を使用してください。（様式は国税庁ホームページに掲載しています。）

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/01.htm>

当該会社事業概況書は、「1.総括表」、「2.子会社等の状況」、「3.ICTの概要」、「4.海外取引等の概要」、「5.外国法人」及び「6.通算（連結）子法人」で構成されており、それぞれの様式については、次により記載します。なお、「＊」欄は記載しないでください。

1 【共通的事項】

(1) 記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度（以下「当期」といいます。）の年度末時点の現況としてください。

(2) 「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」については、全ての法人において記載してください。なお、次の法人に該当する場合は「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」の様式に加えて、それぞれ次の様式も記載してください。
・法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合、「5.外国法人」
・法第2条第12号の7に規定する通算子法人又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号、以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「通算（連結）子法人」といいます。）の場合、「6.通算（連結）子法人」

(3) 「1.総括表」～「6.通算（連結）子法人」の各様式における「応答者」欄については、当該各様式を記載した者の氏名、部・課、役職名、電話番号を記載してください。

2 【1.総括表】

(1) 法人が法第2条第3号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「 内国法人」の「」にレ印を付してください。また、法人が外国法人の場合には、「 外国法人」の「」にレ印を付してください。

(2) 法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。

(3) 「① 事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。

(4) 「② 関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。

(5) 「③ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。

(6) 「④ 上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。

イ 法人が一の市場に上場している場合には「市場名1」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を2つ「市場名1」欄及び「市場名2」欄に記載してください。

ロ 「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1有、2無）」欄は、法人が未上場の場合で、当期中に株主の異動又は株主間の持株数の異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください。

(7) 「⑤ 子会社等及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。

イ 「子会社等」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社等について、子会社等の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。

ロ 「支店等」欄は、所在地が国内であるものについては「工場」、「店舗」、「営業所」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「営業所」には支店を含め、「その他」には出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。所在地が海外であるものについては「工場」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「その他」には、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。

(8) 「⑥ 売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。

(9) 「⑦ 前期と比較して当期の業績（売上・利益等）に著しい変化がある場合の主な理由」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度と比較して、当期に著しい変化がある場合、その主な理由について簡記してください。

(10) 「⑧ 主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店（海外）の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。

(11) 「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。

(12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。

イ 「申告書確認表の活用の有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「申告書確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。

※ 自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。

ロ 「大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。

※ 自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。

(注) 国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ（ホーム/税の情報・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）/確定申告等情報/法人税/申告手続に係る各種参考情報/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ））に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

改正後

(27) 会社事業概況書)

3 【2. 子会社等の状況】

- ① 直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社等について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社等については、省略しても構いません。
- ② 当該「2. 子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2. 子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社等が含まれていても構いません。
- ③ 「子会社等の名称(法人名)」欄は、日本に所在する子会社等である場合、確定申告書に記載している法人名を記載し、国外に所在する子会社等である場合、英語で法人名を記載してください。
- ④ 「資本金又は出資金の額」欄は、当該子会社等が内国子会社等の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社等の場合には、当該外国子会社等の現地通貨略号と資本金額(千現地通貨単位)を記載してください。
- ⑤ 「主たる事業」欄は、当該子会社等が現実に営んでいる主たる事業を簡記してください。
- ⑥ 「株式等の保有割合」の「間接」欄は、連鎖方式で算出した割合を記載してください。

(連鎖方式の例)

(例)	A 社	
	↓ 80%出資	
子会社等	B 社	(B社に対する直接出資割合: 80%)
	↓ 70%出資	
子会社等	C 社	(C社に対する間接出資割合: 70%)

- ⑦ 「子会社等との当期の取引額(百万円)」欄は、掲記の各項目について、子会社等との当期の取引金額を記載してください。

4 【3. ICTの概要】

- ① 「① システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
 - ロ 「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
- ② 「② 申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。
- ③ 「③ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「システムの導入(コンピュータ利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は、「()」に記載してください。
 - ロ 「ERPシステム」欄は、利用がある場合にはシステムの名称を記載してください。
- ④ 「④ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
 - ロ 「保存状況等」の「メールサーバーの管理(1 自社、2 委託、3 クラウド)」及び「電子メールの取扱規定(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「監視ツール等」欄は、メール監視ツールの名称を記載してください。
- ⑤ 「⑤ システム関連部門(委託会社等)の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「委託等の状況」欄は、該当番号を記載してください。
 - ロ 「担当部門又は委託会社等の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっては該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。
- ⑥ 「⑥ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「電子決済の利用業務」欄は、該当する「□」にレ印を付し、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。
 - ロ 「EDI取引」欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「ネット販売サイト」欄は、ネット販売サイトの名称を記載してください。複数利用している場合には、主要なものの名称を記載してください。
 - ニ 「ネット販売取扱商品」欄は、該当する「□」にレ印を付し、主要商品名を記載してください。
- ⑦ 「⑦ 電子帳簿保存の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「適用」欄には、該当番号を記載してください。
 - ロ 「電磁的記録で保存している帳簿等の種類」欄は、該当する「□」にレ印を付し、その他等に該当する場合は、「()」に簡記してください。
また、スキヤナに関しては、「適用」欄が「1 有」の場合は、該当する取引書類を「()」に簡記してください。
 - ハ 「作成に使用するプログラム」欄は、プログラム名称を記載するとともに、自己開発の有無について該当番号を記載してください。
 - ※ 帳簿に関しては、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には「適用」欄に「1」と、全部又は一部の措置の対象となる帳簿について、その適用要件を満たして保存等を行っていない場合には「2」と、それぞれ記載してください。なお、「電磁的記録で保存している帳簿等の種類」欄には、優良な電子帳簿の要件を満たしているかどうかにかかわらず電磁的記録で保存している帳簿の種類、「作成に使用するプログラム」欄に作成に使用するプログラム(システム名称・自己開発の有無)をそれぞれ記載してください。
- ⑧ 「⑧ その他」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「クラウドの運営・利用状況(1 運営、2 利用)」欄及び「クラウドサービスの利用有無(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。
 - ロ 「クラウドサービス名」欄は利用しているクラウドサービスの名称を記載し、「クラウド運営事業者名」欄はサービスの運営会社の名称を記載してください。
 - ハ 「WEB会議システムの業務への導入有無(1 有、2 無)」欄は該当番号を記載し、「WEB会議システムの名称」欄は導入しているシステムの名称を記載してください。複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を記載してください。
- ⑨ 用語の意味
 - イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。
 - ロ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みを利用した取引です。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換取引があります。

改正前

(25) 会社事業概況書)

3 【2. 子会社等の状況】

- ① 直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社等について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社等については、省略しても構いません。
- ② 当該「2. 子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2. 子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社等が含まれていても構いません。
- ③ 「子会社等の名称(法人名)」欄は、日本に所在する子会社等である場合、確定申告書に記載している法人名を記載し、国外に所在する子会社等である場合、英語で法人名を記載してください。
- ④ 「資本金又は出資金の額」欄は、当該子会社等が内国子会社等の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社等の場合には、当該外国子会社等の現地通貨略号と資本金額(千現地通貨単位)を記載してください。
- ⑤ 「主たる事業」欄は、当該子会社等が現実に営んでいる主たる事業を簡記してください。
- ⑥ 「株式等の保有割合」の「間接」欄は、連鎖方式で算出した割合を記載してください。

(連鎖方式の例)

(例)	A 社	
	↓ 80%出資	
子会社等	B 社	(B社に対する直接出資割合: 80%)
	↓ 70%出資	
子会社等	C 社	(C社に対する間接出資割合: 70%)

- ⑦ 「子会社等との当期の取引額(百万円)」欄は、掲記の各項目について、子会社等との当期の取引金額を記載してください。

4 【3. ICTの概要】

- ① 「① システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
 - ロ 「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
- ② 「② 申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。
- ③ 「③ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「システムの導入(コンピュータ利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は、「()」に記載してください。
 - ロ 「ERPシステム」欄は、利用がある場合にはシステムの名称を記載してください。
- ④ 「④ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
 - ロ 「保存状況等」の「メールサーバーの管理(1 自社、2 委託、3 クラウド)」及び「電子メールの取扱規定(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「監視ツール等」欄は、メール監視ツールの名称を記載してください。
- ⑤ 「⑤ システム関連部門(委託会社等)の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「委託等の状況」欄は、該当番号を記載してください。
 - ロ 「担当部門又は委託会社等の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっては該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。
- ⑥ 「⑥ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「電子決済の利用業務(1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他)」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。
 - ロ 「EDI取引」欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「ネット販売サイト」欄は、ネット販売サイトの名称を記載してください。複数利用している場合には、主要なものの名称を記載してください。
 - ニ 「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。
- ⑦ 「⑦ 電子帳簿保存の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「適用」欄には、該当番号を記載してください。
 - ロ 「電磁的記録で保存している帳簿等の種類」欄は、該当する「□」にレ印を付し、その他等に該当する場合は、「()」に簡記してください。
 - ハ 「作成に使用するプログラム」欄は、プログラム名称を記載するとともに、自己開発の有無について該当番号を記載してください。
 - ※ 帳簿に関しては、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には「適用」欄に「1」と、全部又は一部の措置の対象となる帳簿について、その適用要件を満たして保存等を行っていない場合には「2」と、それぞれ記載してください。なお、「電磁的記録で保存している帳簿等の種類」欄には、優良な電子帳簿の要件を満たしているかどうかにかかわらず電磁的記録で保存している帳簿の種類、「作成に使用するプログラム」欄に作成に使用するプログラム(システム名称・自己開発の有無)をそれぞれ記載してください。
- ⑧ 「⑧ その他」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「クラウドの運営・利用状況(1 運営、2 利用)」欄及び「クラウドサービスの利用有無(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。
 - ロ 「クラウドサービス名」欄は利用しているクラウドサービスの名称を記載し、「クラウド運営事業者名」欄はサービスの運営会社の名称を記載してください。
 - ハ 「WEB会議システムの業務への導入有無(1 有、2 無)」欄は該当番号を記載し、「WEB会議システムの名称」欄は導入しているシステムの名称を記載してください。複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を記載してください。
- ⑨ 用語の意味
 - イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。
 - ロ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みを利用した取引です。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換取引があります。

改正後

(27) 会社事業概況書

5 【4. 海外取引等の概要】

- (1) 「① 外国子会社数等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「外国関係会社数」欄は、租税特別措置法第66条の6第2項もしくは同法第68条の90第2項に規定する外国関係会社に該当する会社数を記載してください。
- ロ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。
- ハ 「ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数」欄は、租税特別措置法第66条の4第6項もしくは同法第68条の88第6項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を作成又は取得する国外関連者数を記載してください。
- (2) 「② 貿易取引等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- ロ 「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2、3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
- ハ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- ニ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。
- ホ 仲介貿易（三国間貿易）を行っている場合は、「その他」欄に記入してください。
- (3) 「③ 貿易外取引」の各欄は、次により記載してください。
- なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。
- イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- ロ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- (4) 「④ 外国為替取引」の「為替予約」欄は「個別予約対象通貨」欄及び「包括予約対象通貨」欄にそれぞれ該当通貨を記載してください。
- (5) 「⑤ オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。

6 【5. 外国法人】

- (1) 外国法人である場合に記載してください。
- (2) 「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）を記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
- (3) 「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。
- (4) 「① 本店の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。
- ロ 「資本金」欄は、外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
- ハ 「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。
- ニ 「国内源泉所得以外の所得の有無」欄は、当期において、国内源泉所得以外の所得（国外所得）がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付してください。
- (5) 「② 日本国内に所在する支店等の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「恒久的施設の種別」欄は、当期において、法第2条第12号の19イに規定する国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所がある場合は「支店、事務所等」欄の「□」にレ印を付し、法第2条第12号の19ロに規定する国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を1年超行う場所がある場合は「長期建設工事現場等」欄の「□」にレ印を付し、また、法第2条第12号の19ハに規定する国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者（又はこれに準ずる者）がある場合は「代理人」欄の「□」にレ印を付してください。また、日本国内に恒久的施設を有していない場合は「無」欄の「□」にレ印を付してください。
- ロ 「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。
- ハ 「事業部の状況」欄の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。
- ニ 「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□国外からの給与有無」欄の「□」にレ印を付してください。
- ホ 「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。
- なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
- へ 「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。
- ト 「本店からの配賦収益」欄は、当期において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
- チ 「本店からの配賦費用」欄は、当期において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
- リ 「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。
- ヌ 「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。

7 【6. 通算子法人】

- (1) 通算子法人である場合に記載してください。
- (2) 「① 通算グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。
- イ 法人が通算グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日
- ロ 通算グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等
- (3) 「② 主要役員の出向受入の状況」欄は、「総括表」の「⑧ 主要役員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。
- (4) 「③ 他の通算法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は通算グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。
- イ 「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。
- ロ 「被管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。
- ハ 「主な管理内容」欄は、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。
- (5) 「④ 通算親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人（以下「通算親法人」といいます。）との当期の取引金額を記載してください。
- (6) 「⑤ 他の通算子法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、他の通算子法人との当期の取引金額を記載してください。
- (7) 「⑥ 通算グループ法人以外の法人との取引状況」欄は、通算親法人及び他の通算子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。

改正前

(25) 会社事業概況書

5 【4. 海外取引等の概要】

- (1) 「① 外国子会社数等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「外国関係会社数」欄は、租税特別措置法第66条の6第2項もしくは同法第68条の90第2項に規定する外国関係会社に該当する会社数を記載してください。
- ロ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。
- ハ 「ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数」欄は、租税特別措置法第66条の4第6項もしくは同法第68条の88第6項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を作成又は取得する国外関連者数を記載してください。
- (2) 「② 貿易取引等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- ロ 「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2、3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
- ハ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- ニ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。
- ホ 仲介貿易（三国間貿易）を行っている場合は、「その他」欄に記入してください。
- (3) 「③ 貿易外取引」の各欄は、次により記載してください。
- なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。
- イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- ロ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- (4) 「④ 外国為替取引」の「為替予約」欄は「個別予約対象通貨」欄及び「包括予約対象通貨」欄にそれぞれ該当通貨を記載してください。
- (5) 「⑤ オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。

6 【5. 外国法人】

- (1) 外国法人である場合に記載してください。
- (2) 「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）を記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
- (3) 「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。
- (4) 「① 本店の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。
- ロ 「資本金」欄は、外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
- ハ 「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。
- ニ 「国内源泉所得以外の所得の有無」欄は、当期において、国内源泉所得以外の所得（国外所得）がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付してください。
- (5) 「② 日本国内に所在する支店等の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「恒久的施設の種別」欄は、当期において、法第2条第12号の19イに規定する国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所がある場合は「支店、事務所等」欄の「□」にレ印を付し、法第2条第12号の19ロに規定する国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を1年超行う場所がある場合は「長期建設工事現場等」欄の「□」にレ印を付し、また、法第2条第12号の19ハに規定する国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者（又はこれに準ずる者）がある場合は「代理人」欄の「□」にレ印を付してください。また、日本国内に恒久的施設を有していない場合は「無」欄の「□」にレ印を付してください。
- ロ 「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。
- ハ 「事業部の状況」欄の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。
- ニ 「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□国外からの給与有無」欄の「□」にレ印を付してください。
- ホ 「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。
- なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
- へ 「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。
- ト 「本店からの配賦収益」欄は、当期において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
- チ 「本店からの配賦費用」欄は、当期において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
- リ 「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。
- ヌ 「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。

7 【6. 通算（連結）子法人】

- (1) 通算（連結）子法人である場合に記載してください。
- (2) 「① 通算（連結）グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。
- イ 法人が通算（連結）グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日
- ロ 通算（連結）グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等
- (3) 「② 主要役員の出向受入の状況」欄は、「総括表」の「⑧ 主要役員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。
- (4) 「③ 他の通算（連結）法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は通算（連結）グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。
- イ 「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。
- ロ 「被管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。
- ハ 「主な管理内容」欄は、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。
- (5) 「④ 通算（連結）親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人又は令和2年改正法による改正前の法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人（以下「通算（連結）親法人」といいます。）との当期の取引金額を記載してください。
- (6) 「⑤ 他の通算（連結）子法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、他の通算（連結）子法人との当期の取引金額を記載してください。
- (7) 「⑥ 通算（連結）グループ法人以外の法人との取引状況」欄は、通算（連結）親法人及び他の通算（連結）子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。

(27 会社事業概況書)

出資関係図の添付について

1 出資関係図の添付

法人が、当該法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図(以下「出資関係図」といいます。)を添付することとされていますので(法人税法施行規則第35条第5号、同第61条の5第1号ト及び第2号ト)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人(内国法人及び外国法人)について記載していただくことになります。

- (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第2条第12号の7の6)。
- 2 仮決算による中間申告書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2 記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

- (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。
- (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。
- (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)
- (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、完全支配関係発生日、決算期等の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

(25 会社事業概況書)

出資関係図の添付について

1 出資関係図の添付

法人が、当該法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図(以下「出資関係図」といいます。)を添付することとされていますので(法人税法施行規則第35条第5号、同第61条の5第1号ト及び第2号ト、法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年財務省令第56号)による改正前の法人税法施行規則第37条の12第5号)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人(内国法人及び外国法人)について記載していただくことになります。

- (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第2条第12号の7の6)。
- 2 連結確定申告書についても同様です。
なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2 記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

- (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。
- (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。
- (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)
- (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、完全支配関係発生日、決算期等の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

(29 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

(27 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

(同 左)

納税地	〒
法人名等	
代表者氏名	殿

令和 年 月 日
第 号

税務署長

④

**納税申告書の移送通知書
更正の請求書**

貴法人から令和 年 月 日付で提出された の納税申告書
更正の請求書

については、下記の理由により 税務署長に移送しましたので通知します。

なお、今後この事案についての申出先は、上記税務署長となります。

記

- 1 移送する納税申告書・更正の請求書
- 2 移送の理由
- 3 移送する関係書類、物件
- 4 参考事項

(規格A4)

改 正 後

(29 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

納税申告書
更正の請求書
の移送通知書

1 使用目的

「納税申告書 の移送書通知書」は、国税通則法第21条第3項又は同法第23条第7項の規定による場合等、現
更正の請求書：
の納税地を所轄する税務署長以外の税務署長に提出された納税申告書又は更正の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長に移送した
旨を納税者に通知するために使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。
「……提出されたの……」	本文中の「……提出された の……」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。
移送する納税申告書・更正の請求書	自令和〇年〇月〇日 移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の 事業年度分確定申告書」、 至令和〇年〇月〇日 「消費税及び地方消費税の 課税期間の更正の請求書」等と記載する。 自令和〇年〇月〇日 至令和〇年〇月〇日
移 送 の 理 由	上記使用目的に掲げる場合に応じ、その理由を記載する。

(注) 移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書 の移送書」と複写で記載する。
更正の請求書

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に通知書等を提出する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 前

(27 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

納税申告書
更正の請求書
の移送通知書

1 使用目的

「納税申告書 の移送書通知書」は、国税通則法第21条第3項又は同法第23条第7項の規定による場合等、現
更正の請求書：
の納税地を所轄する税務署長以外の税務署長に提出された納税申告書又は更正の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長に移送した
旨を納税者に通知するために使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。
「……提出されたの……」	本文中の「……提出された の……」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。
移送する納税申告書・更正の請求書	自令和〇年〇月〇日 移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の 事業年度分確定申告書」、 至令和〇年〇月〇日 「消費税及び地方消費税の 課税期間の更正の請求書」等と記載する。 自令和〇年〇月〇日 至令和〇年〇月〇日
移 送 の 理 由	上記使用目的に掲げる場合に応じ、その理由を記載する。

(注) 移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書 の移送書」と複写で記載する。
更正の請求書

3 送付にあたっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に通知書等を提出する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 後

改 正 前

(32 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (令和4年4月1日以後開始事業年度分))

(32 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (令和4年4月1日以後開始事業年度分))

納 税 地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等
至 年 月 日
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額	1	円
法人税額	2	
法人税額等の特別控除額	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5
	同上に対する税額	6
留 保	課税留保金額	7
	同上に対する税額	8
使途秘匿金	使途秘匿金額	9
	同上に対する税額	10
法人税額計	11	
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	12	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	13	
控除所得税額等	14	
差引所得に対する法人税額	15	
還付所得税額等	16	
欠損繰戻し	還付金額	17
	減少する還付加算金	18
差引合計税額	19	
既に納付の確定した本税額	20	
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	21	
同上のうち仮装経理に基づく	還付法人税額	22
過大申告の更正に伴う	繰越控除される法人税額	23
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	24	

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(新 設)

改 正 後 改 正 前

(32 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（令和4年4月1日以後開始事業年度分）)

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 (日 数) <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 ま で</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 ま で	=	延 滞 税 の 額 <small>(注) 4</small>
期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>								
法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 ま で								
3 6 5								

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
 - ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※1）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※1）+7.3%」のいずれか低い割合
 （※1）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - ③ 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合
 （※2）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）
 - ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
 - ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
 - 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科 目	翌期首現在利益積立金額	科 目	翌期首現在利益積立金額
利 益 準 備 金			
積 立 金			
		繰 越 損 益 金	
		納 税 充 当 金	
		未 納 法 人 税、未 納 地 方 法 人 税 及 び 未 納 復 興 特 別 法 人 税	△
		未 払 通 算 税 効 果 額	
		未 納 都 道 府 県 民 税	△
		未 納 市 町 村 民 税	△
		差 引 合 計 額	

(32 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（令和4年4月1日以後開始事業年度分）)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(32 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（令和4年4月1日以後開始事業年度分））</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ul style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p>(32 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（令和4年4月1日以後開始事業年度分））</p> <p style="color: red;">(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

(45 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (令和4年4月1日以後開始事業年度分))

(45 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (令和4年4月1日以後開始事業年度分))

納 税 地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 年 月 日
税務署長
財務事務官

地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の 及び加算税の
至 年 月 日 賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額 円	更正又は決定の金額 円
課税標準法人 税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額 1	
		課税留保金額に対する法人税額 2	
	課 税 標 準 法 人 税 額	3	
	1 に 係 る 地 方 法 人 税 額	4	
	税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額	5	
	2 に 係 る 地 方 法 人 税 額	6	
	所 得 地 方 法 人 税 額	7	
	分配調整外同税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	8	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	9	
	外 国 税 額 の 控 除 額	10	
	差 引 地 方 法 人 税 額	11	
	外 国 税 額 の 還 付 金 額	12	
欠損繰戻し	還 付 金 額	13	
	減 少 す る 還 付 加 算 金	14	
	差 引 合 計 地 方 法 人 税 額	15	
	既 に 納 付 の 確 定 し た 地 方 法 人 税 額	16	
	差引納付すべき又は減少(-印)する地方法人税額	17	
同上のうち仮装経理に基づ く過大申告の更正に伴う	還 付 地 方 法 人 税 額	18	
	繰越控除される地方法人税額	19	

この通知により納付すべき 又は減少(-印)する税額	
本 税 の 額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重 加 算 税 額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額 円	加算税の額 円
申告 加算税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(45 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（令和4年4月1日以後開始事業年度分）

(45 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（令和4年4月1日以後開始事業年度分）

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。

（注） 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 <small>（注）2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 （ 日 数 ） <small>（注）3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで</td> </tr> </table>	期 間 （ 日 数 ） <small>（注）3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで	=	延 滞 税 の 額 <small>（注）4</small>
期 間 （ 日 数 ） <small>（注）3</small>								
法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで								
3 6 5								

（注）1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。

① 令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※1）+1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※1）+7.3%」のいずれか低い割合

（※1）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

② 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合

（※2）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）
- ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
- ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
- ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、地方法人税法第19条第4項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

（新 設）

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="71 153 1249 184">(45 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（令和4年4月1日以後開始事業年度分）</p> <p data-bbox="617 275 923 306" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="71 365 347 396">【不服申立てについて】</p> <ul data-bbox="71 405 1481 583" style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="71 636 373 667">【取消しの訴えについて】</p> <ul data-bbox="71 676 1481 1203" style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ul data-bbox="121 993 1481 1203" style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p data-bbox="1501 153 2680 184">(45 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（令和4年4月1日以後開始事業年度分）</p> <p data-bbox="1501 247 1614 279" style="color: red;">（新 設）</p>

(58 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

(54 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第	号
		令和	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

**指 定
申告期限の延長申請の 通 知 書
却 下**

貴法人から令和 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請については、
下記の日を提出期限に指定したので 通知します。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定期日) 令和 年 月 日

(処分の理由)

(同 左)

(規格 A 4)

改 正 後

(58 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(54 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(58 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(54 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(58 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長申請の 指定 通知書
却 下

1 使用目的

「申告期限の延長申請の 指定 通知書」は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知を 却下 する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要 却下」 字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長の期日と異なる期日を指定する場合には、この処分により指定する期日を「令和 年 月 日」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定期日) 令和 年 月 日」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(54 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長申請の 指定 通知書
却 下

1 使用目的

「申告期限の延長申請の 指定 通知書」は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知を 却下 する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要 却下」 字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長の期日と異なる期日を指定する場合には、この処分により指定する期日を「令和 年 月 日」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定期日) 令和 年 月 日」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

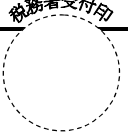
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(59) 定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書

(55) 定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書

※ 整理番号
※ 通算グループ整理番号

 令和 年 月 日 税務署長殿	提出区分	納 税 地	〒	
	<input type="checkbox"/> 通算親法人が提出する場合	(フリガナ) 法 人 名 等	電話() -	
		法 人 番 号		
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
		代 表 者 住 所	〒	
		事 業 種 目	業	

定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあり、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、

自令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から、適用の取りやめをするまで
至令和 年 月 日 提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。

記

申告期限延長期間	(1) 申告期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 申告期限を1月(通算法人にあっては、2月)延長したい場合 <input type="checkbox"/> 申告期限の延長及び2月(通算法人にあっては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
	(2) 申告期限が1月(通算法人にあっては、2月)延長されている法人 <input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあっては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
	(3) 2月(通算法人にあっては、3月)以上の延長月数の指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 延長月数の指定の取消しを受け、1月(通算法人にあっては、2月)延長としたい場合 取消し前の月数() <input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあっては、3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数() 変更したい場合 変更後の月数()

各事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由	根拠条文	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項柱書(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)
その他参考となるべき事項	書添類付等	1 定款等の写し 2 その他 ()

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿等	通信日付印	確認
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署					年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 親署 → 調査課						

(同 左)

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(59) 定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書)</p> <p style="text-align: center;">定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、外国法人が同法第144条の8の規定により、又は連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の24の規定により、それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。</p> <p>① 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>② 通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>③ 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>④ 会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑤ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑥ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑦ 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑧ ④～⑦に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合</p> <p>なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度 <u>（通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を除く。）</u>には適用がありません。</p> <p>2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>(1) 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで（通算法人にあっては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内）</p> <p>(2) 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。</p> <p>また、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。</p> <p>(2) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">事業年度の所得に対する法人税の確定申告書</td> </tr> </table> </p> <p>について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、</p> <p><table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書</td> </tr> </table> </p> <p>と読み替えて記載してください。</p> <p>(3) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算法人にあって」を「連結事業年度」と読み替えて記載してください。</p> <p>また、2月以上（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数（ ）」の（ ）内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、2月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数（ ）」の（ ）内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数（ ）」の（ ）内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数（ ）」の（ ）内に記載してください。</p> <p>(注) 申請の事由が上記1の④に該当する場合は、（ ）内には「2」から「4」までの数字を記載してください。</p> <p>(4) 「各事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑧までに掲げる事由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。</p> <p>なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「連結事業年度事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄と読み替えて上記1の①、③から⑤まで又は⑦に掲げる理由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。</p>	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table>	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	事業年度の所得に対する法人税の確定申告書	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table>	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書	<p>(55) 定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書)</p> <p style="text-align: center;">定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、外国法人が同法第144条の8の規定により、又は連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の24の規定により、それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。</p> <p>① 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>② 通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>③ 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>④ 会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑤ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑥ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑦ 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑧ ④～⑦に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合</p> <p>なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。</p> <p>2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>(1) 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで（通算法人にあっては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内）</p> <p>(2) 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。</p> <p>また、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。</p> <p>(2) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">事業年度の所得に対する法人税の確定申告書</td> </tr> </table> </p> <p>について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、</p> <p><table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書</td> </tr> </table> </p> <p>と読み替えて記載してください。</p> <p>(3) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算法人にあって」を「連結事業年度」と読み替えて記載してください。</p> <p>また、2月以上（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数（ ）」の（ ）内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、2月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数（ ）」の（ ）内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数（ ）」の（ ）内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数（ ）」の（ ）内に記載してください。</p> <p>(注) 申請の事由が上記1の④に該当する場合は、（ ）内には「2」から「4」までの数字を記載してください。</p> <p>(4) 「各事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑧までに掲げる事由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。</p> <p>なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「連結事業年度事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄と読み替えて上記1の①、③から⑤まで又は⑦に掲げる理由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。</p>	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table>	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	事業年度の所得に対する法人税の確定申告書	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table>	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書
<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table>	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	事業年度の所得に対する法人税の確定申告書																																
自令和	年	月	日																																						
至令和	年	月	日																																						
<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table>	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書																																
自令和	年	月	日																																						
至令和	年	月	日																																						
<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table>	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	事業年度の所得に対する法人税の確定申告書																																
自令和	年	月	日																																						
至令和	年	月	日																																						
<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">至令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table>	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書																																
自令和	年	月	日																																						
至令和	年	月	日																																						

改 正 後	改 正 前
<p>(59) 定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書)</p> <p>(5) 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。 なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「法人税法第 75 条の 2 第 1 項柱書（同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項柱書」と、「法人税法第 75 条の 2 第 1 項第 1 号（同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項第 1 号」と、「法人税法第 75 条の 2 第 1 項第 2 号（同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項第 2 号」と、「法人税法第 75 条の 2 第 2 項（同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 2 項」と、それぞれ読み替えてください。</p> <p>(6) 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注) 1 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。</p> <p>2 通算法人が申告期限の延長の特例の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限についても延長されたものとみなされます。</p> <p>3 申告期限の延長の特例を受けている通算グループから離脱した際に、離脱した法人が法人税法第 75 条の 2 に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例をその後も受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>4 通算法人以外の法人が、この申請により法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例が認められていた場合でも、その後、通算法人となった後に法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>5 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められていた連結親法人がグループ通算制度へ移行した場合は、改めて「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を提出しなくても、法人税法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の提出期限の延長の特例の効力は、移行されて通算親法人となった法人及び当該通算親法人による通算完全支配関係がある全ての通算子法人に認められます。</p> <p>6 連結親法人がこの申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、当該連結親法人に係る連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限についても延長されたものとみなされます。</p> <p>7 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>8 申告期限の延長の特例を受けている連結グループから離脱した際に、離脱した法人が令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を離脱日の前日の属する事業年度後の事業年度において受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>9 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。</p> </div> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(55) 定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書)</p> <p>(5) 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。 なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「法人税法第 75 条の 2 第 1 項柱書（同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項柱書」と、「法人税法第 75 条の 2 第 1 項第 1 号（同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項第 1 号」と、「法人税法第 75 条の 2 第 1 項第 2 号（同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項第 2 号」と、「法人税法第 75 条の 2 第 2 項（同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 2 項」と、それぞれ読み替えてください。</p> <p>(6) 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注) 1 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。</p> <p>2 通算法人が申告期限の延長の特例の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限についても延長されたものとみなされます。</p> <p>3 申告期限の延長の特例を受けている通算グループから離脱した際に、離脱した法人が法人税法第 75 条の 2 に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例をその後も受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>4 通算法人以外の法人が、この申請により法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例が認められていた場合でも、その後、通算法人となった後に法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>5 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められていた連結親法人がグループ通算制度へ移行した場合は、改めて「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を提出しなくても、法人税法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の提出期限の延長の特例の効力は、移行されて通算親法人となった法人及び当該通算親法人による通算完全支配関係がある全ての通算子法人に認められます。</p> <p>6 連結親法人がこの申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、当該連結親法人に係る連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限についても延長されたものとみなされます。</p> <p>7 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>8 申告期限の延長の特例を受けている連結グループから離脱した際に、離脱した法人が令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を離脱日の前日の属する事業年度後の事業年度において受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>9 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。</p> </div> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(60 定款の定め等による 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税務署長
財務事務官

④

**指定
通知書
却下**

定款の定め等による 申告期限の延長の特例の申請の

貴法人から令和 年 月 日付でされた法人税の定款の定め等による 申告期限の延長の

特例の申請については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定月数) 月

(処分の理由)

05.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(56 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税務署長
財務事務官

④

**指定
通知書
却下**

申告期限の延長の特例の申請の

貴法人から令和 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請

については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定月数) 月

(処分の理由)

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="71 153 955 184">(60 <u>定款の定め等による</u> 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)</p> <p data-bbox="617 239 920 270" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="77 331 344 363">【不服申立てについて】</p> <ul data-bbox="94 378 1478 676" style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="77 737 368 768">【取消しの訴えについて】</p> <ul data-bbox="94 783 1478 1304" style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ol data-bbox="124 1094 1478 1304" style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p data-bbox="1501 153 2148 184">(56 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)</p> <p data-bbox="1501 266 1614 298">(同 左)</p>

改 正 後

(60 定款の定め等による 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

定款の定め等による 申告期限の延長の特例の申請の

指 定 通知書
却 下

1 使用目的

「定款の定め等による 申告期限の延長の特例の申請の ^{指定} 通知書」は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長月数と異なる延長月数を指定する場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定月数) 月」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(56 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長の特例の申請の 指 定 通知書
却 下

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の ^{指定} 通知書」は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長月数と異なる延長月数を指定する場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定月数) 月」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(61 定款の定め等による 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

⑩

取 消 通 知 書
変 更

自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

貴法人の定款の定め等による申告期限の延長の特例については、下記の理由により
延長を取り消した
(連結)事業年度以後その延長月数の指定を取り消した から通知します。
指定月数を下記月数に変更した

記

(変更後の指定月数) 月

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(57 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

⑩

取 消 通 知 書
変 更

自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

貴法人の申告期限の延長の特例については、下記の理由により
延長を取り消した
(連結)事業年度以後その延長月数の指定を取り消した から通知します。
指定月数を下記月数に変更した

記

(変更後の指定月数) 月

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(61 定款の定め等による 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(57 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

(同 左)

改 正 後

(61 定款の定め等による 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(57 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

(同 左)

改 正 後

(61) 定款の定め等による 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書

定款の定め等による 申告期限の延長の特例の
取消
変更
通知書

1 使用目的

「定款の定め等による 申告期限の延長の特例の取消通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
標 題 及 び 本 文	「延長を取り消した 「取消 及び 延長月数の指定を取り消した の箇所については、通知の内容に応じて 変更」 指定月数を下記月数に変更した」 不要字句を抹消する。 「令和 年 月 日 また、 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この 至令和 年 月 日 処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、対象となる事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(57) 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書

申告期限の延長の特例の
取消
変更
通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
標 題 及 び 本 文	「延長を取り消した 「取消 及び 延長月数の指定を取り消した の箇所については、通知の内容に応じて 変更」 指定月数を下記月数に変更した」 不要字句を抹消する。 「令和 年 月 日 また、 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この 至令和 年 月 日 処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、対象となる事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(63 青色申告の承認申請書)

税務署受付印 青色申告の承認申請書 ※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目			業
資本金又は 出資金額			円

自令和 年 月 日 事業年度から法人税の申告書を青色申告書によって提出したいので申請します。
 至令和 年 月 日

記

- 1 次に該当するときは、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。
- 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後、再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成・令和 年 月 日
 - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等にあつては当該公益法人等に該当することとなった日、又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日
 - 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成・令和 年 月 日
 - 令和2年旧法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、同項各号のうち、取消しの基因となった事実当該する号及びその事実が生じた日 令和2年旧法人税法第4条の5第2項第 号 平成・令和 年 月 日
 - 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出しようとする場合には、その承認を受けた日 令和 年 月 日
 - 令和2年改正法附則第29条第2項の規定による届出書を提出した日を含む最終の連結事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出しようとする場合には、その届出書を提出した日 令和 年 月 日

2 参考事項

(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無

- 伝票会計採用
- 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	-----------	-------	----

05.06改正

(規格 A 4)

(59 青色申告の承認申請書)

税務署受付印 青色申告の承認申請書 ※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目			業
資本金又は 出資金額			円

自令和 年 月 日 事業年度から法人税の申告書を青色申告書によって提出したいので申請します。
 至令和 年 月 日

記

- 1 次に該当するときは、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。
- 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後、再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成・令和 年 月 日
 - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限り）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日
 - 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成・令和 年 月 日
 - 令和2年旧法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、同項各号のうち、取消しの基因となった事実当該する号及びその事実が生じた日 令和2年旧法人税法第4条の5第2項第 号 平成・令和 年 月 日
 - 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出しようとする場合には、その承認を受けた日 令和 年 月 日
 - 令和2年改正法附則第29条第2項の規定による届出書を提出した日を含む最終の連結事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出しようとする場合には、その届出書を提出した日 令和 年 月 日

2 参考事項

(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無

- 伝票会計採用
- 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	-----------	-------	----

04.03改正

(規格 A 4)

改 正 後

(63) 青色申告の承認申請書)

青色申告の承認申請書の記載要領等

- この申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
 - 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 公益法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公益法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
 - 令和2年旧法人税法第4条の5第2項（第4号又は第5号に係る部分に限る。）の承認の取消しをされた日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日
 - 令和2年旧法人税法第4条の5第2項の承認の取消しをされた日（以下「取消日」といいます。）の属する事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
 - (7)の場合で当該取消日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度（当該取消日以後3月を経過する日までに開始するものに限ります。）…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
 - 令和2年旧法人税法第4条の5第3項の承認を受けて令和2年旧法人税法第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 令和2年改正法附則第29条第2項の規定の適用を受けた内国法人の最終の連結事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 「参考事項」欄は、次により記載してください。
 - 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
 - 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
 - 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を、例えば「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 青色申告の承認を受けていない内国法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、グループ通算制度の承認の効力が生じた日において青色申告の承認があったものとみなされますので、この申請書を提出する必要はありません。
 - 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請
連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。
このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(59) 青色申告の承認申請書)

青色申告の承認申請書の記載要領等

- この申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
 - 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(3)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
 - 令和2年旧法人税法第4条の5第2項（第4号又は第5号に係る部分に限る。）の承認の取消しをされた日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日
 - 令和2年旧法人税法第4条の5第2項の承認の取消しをされた日（以下「取消日」といいます。）の属する事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
 - (6)の場合で当該取消日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度（当該取消日以後3月を経過する日までに開始するものに限ります。）…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
 - 令和2年旧法人税法第4条の5第3項の承認を受けて令和2年旧法人税法第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 令和2年改正法附則第29条第2項の規定の適用を受けた内国法人の最終の連結事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 「参考事項」欄は、次により記載してください。
 - 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
 - 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
 - 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を、例えば「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 青色申告の承認を受けていない内国法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、グループ通算制度の承認の効力が生じた日において青色申告の承認があったものとみなされますので、この申請書を提出する必要はありません。
 - 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請
連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。
このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(64 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(60 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

(64 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(60 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(64) 青色申告の承認申請の承認・却下通知書

青色申告の承認申請の承認
却下通知書

1 使用目的

「青色申告の承認申請の承認通知書」は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。)又は却下通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消する。 却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

(削除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(60) 青色申告の承認申請の承認・却下通知書

青色申告の承認申請の承認
却下通知書

1 使用目的

「青色申告の承認申請の承認通知書」は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。)又は却下通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消する。 却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(66 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

(62 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
清算人氏名 代表者又は	殿	税 務 署 長 財務事務官	
印			

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第127条第3項により読み替えられた法人税法第127条第1項第 号に掲げる事実該当するので、この通知を受けた日の前日（前日が貴法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、この通知を受けた日）の属する事業年度以後これを取り消すので通知します。

(取消処分の基因となった事実)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(注) 1 法人税法第64条の10第5項の規定により、通算承認の効力は、この通知を受けた日から失います。
 2 貴法人によりその発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有される通算子法人がある場合は、法人税法第64条の10第6項の規定により、当該通算子法人についても同様に、通算承認の効力は、貴法人がこの通知を受けた日から失います。

(規格 A 4)

(同 左)

改 正 後

(66 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

改 正 前

(62 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

(同 左)

(66 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(62 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

(同 左)

改 正 後

(66) 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用)

青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）」は、通算法人へ青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「法人税法第 127 条第 1 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実該当する号数を記載する。また、該当する号数が 2 以上ある場合は、主な取消理由の号数のみを記載する。
取消処分の基因となった事実	青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(62) 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用)

青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）」は、通算法人へ青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「法人税法第 127 条第 1 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実該当する号数を記載する。また、該当する号数が 2 以上ある場合は、主な取消理由の号数のみを記載する。
取消処分の基因となった事実	青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(67 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

(63 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

納 税 地 法 人 名 等 清 算 人 氏 名		法第	号
		令和	年 月 日

税 務 署 長
財 務 事 務 官

(印)

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第127条第 項第 号（法人税法第127条第4項により読み替えて適用する場合があります。）に該当するので、
 至平成・令和 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。
 至平成・令和 年 月 日

(取消処分の基因となった事実)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(同 左)

(67 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(63 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

(同 左)

(67 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(63 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

(同 左)

改 正 後

(67) 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「第 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実若しくは第 2 項に規定する取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する項数及び号数のみを記載する。 なお、令和 2 年旧法人税法第 127 条第 2 項に該当する場合は、「第 号」の文字を二重線で抹消する。 また、通算法人であった内国法人については、法人税法第 127 条第 4 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項各号に定める事業年度を記載する（その事業年度が同法第 64 条の 9 第 1 項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日とその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下「失効事業年度」といいます。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度となることに留意する。）。
取消処分 の基因 となった 事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当 者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(63) 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「第 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実若しくは第 2 項に規定する取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する項数及び号数のみを記載する。 なお、令和 2 年旧法人税法第 127 条第 2 項に該当する場合は、「第 号」の文字を二重線で抹消する。 また、通算法人であった内国法人については、法人税法第 127 条第 4 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項各号に定める事業年度を記載する（その事業年度が同法第 64 条の 9 第 1 項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日とその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下「失効事業年度」といいます。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度となることに留意する。）。
取消処分 の基因 となった 事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当 者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項


- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(72 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

(68 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

	法第 号
	令和 年 月 日
納税地	
法人名	
代表者名	殿

税務署長
 財務事務官 

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請
 については、調査したところ相当と認められるのでこれを承認したから通知します。

(同 左)

(規格 A 4)

改 正 後

(72 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から令和 年 月 日付でされた(中略)これを承認したから通知します。」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について承認する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。

(削 除)

改 正 前

(68 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から令和 年 月 日付でされた(中略)これを承認したから通知します。」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について承認する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(73 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

(68 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿	税務署長	
		財務事務官	㊟

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請
については、貴法人は法人税法施行令第 14 条の 4 第 1 項第 号に規定する要件に該当しないの
で、同条第 5 項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(同 左)

改 正 後

(73 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(68 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(73 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(68 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(73 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から令和 年 月 日付でされた（後略）」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。 「(前略) 法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する(中略)これを却下したから通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第1項各号の該当号を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

改 正 前

(68 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から令和 年 月 日付でされた（後略）」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。 「(前略) 法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する(中略)これを却下したから通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第1項各号の該当号を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の職務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(74 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(70 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(74 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(70 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(74 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認について、取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
取消処分の基因となった事実	特定受益証券発行信託の受託者としての承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

改 正 前

(70 特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認について、取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
取消処分の基因となった事実	特定受益証券発行信託の受託者としての承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(81 棚卸資産の評価方法の届出書)

 <p>税務署受付印</p> <p>棚卸資産の評価方法の届出書</p>		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目			業
連 結 子 法 人 <small>(富士の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法 人 名 等		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署) 電話 () -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		
		※	整理番号
		税	部 門
		務	決 算 期
		署	業 種 番 号
		処	整 理 簿
		理	回 付 先
		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署
			<input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。			
記			
事業の種類 (又は事業所別)	資 産 の 区 分	評 価 方 法	
	商 品 又 は 製 品		
	半 製 品		
	仕 掛 品 (半成工事)		
	主 要 原 材 料		
	補 助 原 材 料 その他の棚卸資産		
参 考 事 項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 令和 年 月 日 2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日 令和 年 月 日 3 その他		
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日
			確 認

04.03 改正

(規格A4)

(77 棚卸資産の評価方法の届出書)

(同 左)

改 正 後

(81) 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が棚卸資産の評価方法を選定して、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）がその評価方法を届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
(1) 普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）
(2) 公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
(3) 公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合	当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
(4) 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合	当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
(5) 設立後（上記(2)の場合は収益事業開始後、上記(3)の場合は当該公益法人等に該当することとなった後、上記(4)の場合は当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった後）新たに他の種類の事業（上記(2)又は(3)の場合は、収益事業）を開始し、あるいは事業（上記(2)又は(3)の場合は、収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（上記(2)又は(3)の場合は、収益事業）を開始し、あるいは事業（上記(2)又は(3)の場合は、収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、令和2年旧法人税法第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）

- (注) 外国法人については、法人税法施行令第184条第5項の規定によって提出してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
- 4 各欄は、次により記載します。
- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (3) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。
- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
 - ロ 半製品
 - ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
 - ニ 主要原材料
 - ホ 補助原材料その他の棚卸資産
- (注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。
- (4) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。
- イ 原価法
 - (イ) 個別法による原価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法
 - (ハ) 総平均法による原価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法
 - (ヘ) 売価還元法による原
 - ロ 低価法
 - (イ) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法
- (注) (4)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

改 正 前

(77) 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が棚卸資産の評価方法を選定して、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）がその評価方法を届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、令和2年旧法人税法第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）

- (注) 外国法人については、法人税法施行令第184条第5項の規定によって提出してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
- 4 各欄は、次により記載します。
- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (3) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。
- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
 - ロ 半製品
 - ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
 - ニ 主要原材料
 - ホ 補助原材料その他の棚卸資産
- (注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。
- (4) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。
- イ 原価法
 - (イ) 個別法による原価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法
 - (ハ) 総平均法による原価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法
 - ロ 低価法
 - (イ) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法
- (注) (4)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

改 正 後

(81 棚卸資産の評価方法の届出書)

- (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(77 棚卸資産の評価方法の届出書)

- (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(84 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、短期売買商品等を所有していなかった法人が新たに短期売買商品等を取得した場合又は法人が従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄 <u>(暗号資産にあっては、法人税法施行令第 118 条の 6 第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類)</u> の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、これらの取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、これらの法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>(注) 短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律第 2 条第 14 項（定義）に規定する暗号資産をいいます。</p> <p>なお、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものとは、法人税法施行令第 118 条の 4 で定める一定の資産をいいます。</p> <p>2 この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第 1 項の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法第 81 条の 20 第 1 項の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄 <u>(暗号資産にあっては、法人税法施行令第 118 条の 6 第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類)</u> の異なるごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。</p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄 <u>(暗号資産にあっては、法人税法施行令第 118 条の 6 第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類)</u> について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「暗号資産（〇〇コイン）」、<u>「暗号資産（特定自己発行暗号資産である〇〇コイン）」</u> 等のように記載してください。</p> <p>なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。</p> <p>(3) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(4) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(80 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、短期売買商品等を所有していなかった法人が新たに短期売買商品等を取得した場合又は法人が従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、これらの取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、これらの法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>(注) 短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律第 2 条第 5 項（定義）に規定する暗号資産をいいます。</p> <p>なお、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものとは、法人税法施行令第 118 条の 4 で定める一定の資産をいいます。</p> <p>2 この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第 1 項の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法第 81 条の 20 第 1 項の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄の異なるごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。</p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「暗号資産（〇〇コイン）」等のように記載してください。</p> <p>なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。</p> <p>(3) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(4) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後

(85) 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位
当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位
当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

※整理番号

令和 年 月 日

納 税 地

電話() -

(フリガナ)

法 人 名 等

法 人 番 号

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

税務署長殿

連 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)
結 子 法 人

(フリガナ)
法 人 名 等

本店又は主たる
事務所の所在地

電話() -

(フリガナ)
代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

※ 整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先

親署 → 子署

子署 → 調査課

自令和 年 月 日 事業年度から 棚卸資産の評価方法
至令和 年 月 日 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記の
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を
とおり変更したいので申請します。

記

事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期 売買商品等の種類等及び 区分・有価証券の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

変 更 し る 理 由

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	------------	-----	-------	-----	--------------	-------	-----

05.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(81) 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位
当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位
当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

※整理番号

令和 年 月 日

納 税 地

電話() -

(フリガナ)

法 人 名 等

法 人 番 号

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

税務署長殿

連 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)
結 子 法 人

(フリガナ)
法 人 名 等

本店又は主たる
事務所の所在地

電話() -

(フリガナ)
代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

※ 整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先

親署 → 子署

子署 → 調査課

自令和 年 月 日 事業年度から 棚卸資産の評価方法
至令和 年 月 日 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記の
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を
とおり変更したいので申請します。

記

事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期 売買商品等の種類又は 銘柄・有価証券の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

変 更 し る 理 由

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	------------	-----	-------	-----	--------------	-------	-----

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(85) 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。 この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに、<u>かつ、法人税法施行令第118条の6第2項の暗号資産の区分ごと</u>に行い、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行う）ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は短期売買商品等若しくは有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。 (1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。 (3) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類等及び区分・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類及び①特定自己発行暗号資産、②その他暗号資産の区分を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。 (注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 (4) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。 (5) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 (6) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。 (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(81) 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。 この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。 また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに行い、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行う）ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は短期売買商品等若しくは有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。 (1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。 (3) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。 したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。 (注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 (4) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。 (5) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。 (6) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。 (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後

(86 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(82 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)

(同 左)

改 正 後

(86 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(82 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="62 142 1498 210"><u>(86)</u> 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)</p> <p data-bbox="62 241 1498 283"><u>(削 除)</u></p> <p data-bbox="62 388 1498 420">3 留意事項</p> <p data-bbox="62 430 1498 556">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>	<p data-bbox="1498 142 2929 210"><u>(82)</u> 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p data-bbox="1498 241 2929 283">3 送付に当たっての留意事項</p> <p data-bbox="1498 283 2929 388"><u>この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</u></p> <p data-bbox="1498 388 2929 420">4 留意事項</p> <p data-bbox="1498 430 2929 556">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>

改 正 後

(90 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

④

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等	
承 認 又 は 却 下 す る 特 別 な 有 効 性 判 定 方 法 等	適用を受けようとする最初の事業年度 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日
	法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲
(処分の理由)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(86 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(90 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(86 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(90 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(86 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(90 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(86 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(91 減価償却資産の償却方法の届出書)

税務署受付印 減価償却資産の償却方法の届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	
	(フリガナ)	電話()	
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種日			業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	※ 税務署 処理欄
	(フリガナ)	電話()	整理番号
	代表者氏名		部 門
代表者住所	〒	決 算 期	
事業種日	業	業種番号	
		整理簿	
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。			
記			
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物 附属設備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車両及び運搬具			
工 具			
器具及び備品			
機械及び装置			
() 設備			
() 設備			
事項考	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他		令和 年 月 日
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

(87 減価償却資産の償却方法の届出書)

(同 左)

改 正 後

(91 減価償却資産の償却方法の届出書)

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が減価償却資産の償却方法を選定しようとする場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

区 分	提 出 期 限
(1) 普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。以下この表において同じです。）
(2) 公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
(3) 公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合	当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
(4) 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合	当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
(5) 設立後（上記(2)の場合は収益事業開始後、上記(3)の場合は当該公益法人等に該当することとなった後、上記(4)の場合は当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限
(6) 新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限
(7) 新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限

- (注) 外国法人については、法人税法施行令第184条第5項の規定によって提出してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。
なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。
- 3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。
- (注)1 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成19年4月1日以後に取得した建物、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産及び同条第9号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。
2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。
- 4 各欄は、次により記入してください。
(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。
この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。
また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。
イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に表示されている7つの種類）ごと。
ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。
ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。
ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

改 正 前

(87 減価償却資産の償却方法の届出書)

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が減価償却資産の償却方法を選定しようとする場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。以下この表において同じです。）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限

- (注) 外国法人については、法人税法施行令第184条第5項の規定によって提出してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。
なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。
- 3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。
- (注)1 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成19年4月1日以後に取得した建物、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産及び同条第9号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。
2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。
- 4 各欄は、次により記入してください。
(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。
この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。
また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。
イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に表示されている7つの種類）ごと。
ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。
ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。
ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

改 正 後

(91 減価償却資産の償却方法の届出書)

- (3) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
- (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(87 減価償却資産の償却方法の届出書)

- (3) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
- (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(93 特別な償却方法の承認通知書)

(89 特別な償却方法の承認通知書)

納 税 地	法 人 名 等	代 表 者 名	殿	法第 号 令和 年 月 日		
税 務 署 長 財務事務官				⑩		
特別な償却方法の承認通知書						
貴法人から令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。						
承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。						
記						
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等				
申請に係る減価償却資産						
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）	承認・却下の区分	承認した特別な償却方法
（処分の理由）						
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。						
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。						

(同 左)

(規格 A 4)

(93 特別な償却方法の承認通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(89 特別な償却方法の承認通知書)

(同 左)

改 正 後

(93 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(89 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(94 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

(90 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法第	号
		令和	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由により

その申請に係る特別な償却方法を適用することが不相当と認められますので、法人税法施行令第48条の4

第3項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
(処分の理由)	

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

(同 左)

(94 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(90 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(94 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(90 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(95 特別な償却方法の承認の取消通知書)

(91 特別な償却方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等		法第 号
代 表 者 名		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

特別な償却方法の承認の取消通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第48条の4第4項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。

令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。

記

取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等				
取 消 し の 対 象					
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細 目	数 量	帳簿価額 （千円）	特 別 な 償 却 方 法
(処分の理由)					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(同 左)

(95 特別な償却方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(91 特別な償却方法の承認の取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(95 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	取り消す理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

(削 除)

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(91 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	取り消す理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(99 特別な償却率の認定通知書)

(95 特別な償却率の認定通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

国 税 局 長
財務事務官

㊟

特別な償却率の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
認定した特別な償却率		
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(同 左)

(規格 A 4)

(99 特別な償却率の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(95 特別な償却率の認定通知書)

(同 左)

改正後

(99 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「令和 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
付記事項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(削除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正前

(95 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「令和 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
付記事項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(100 特別な償却率の変更通知書)

(96 特別な償却率の変更通知書)

(同 左)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

国 税 局 長
財務事務官

Ⓢ

特別な償却率の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び法人税法施行令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変 更 の 対 象		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
変 更 後 の 償 却 率		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(100 特別な償却率の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(96 特別な償却率の変更通知書)

(同 左)

改 正 後

(100 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	<p>対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p>
処 分 の 理 由	<p>認定を変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(96 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	<p>対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p>
処 分 の 理 由	<p>認定を変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(102 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(98 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

(同 左)

(102 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(98 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(102 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(98 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(105 耐用年数の短縮の承認通知書)

(101 耐用年数の短縮の承認通知書)

(同 左)

納 税 地	法 人 名 等	代 表 者 名	殿	法第 号 令和 年 月 日																																													
<p style="text-align: center;">国 税 局 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: center;">Ⓢ</p> <p style="text-align: center;">耐用年数の短縮の承認通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。</p> <p>承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</th> <th colspan="2">対象法人名等</th> <th colspan="3">申請に係る減価償却資産</th> <th rowspan="2">承認・却下の区分</th> <th rowspan="2">承認した使用可能期間(年)</th> <th rowspan="2">承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>種類(設備の種類を含む)</th> <th>構造又は用途</th> <th>細目</th> <th>数量</th> <th>帳簿価額(千円)</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(処分の理由)</p> <p>(付記事項)</p> <p>この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。</p> <p>この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。</p>				申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産			承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)	番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)																														
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産			承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)																																								
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)																																												

(規格 A 4)

(105 耐用年数の短縮の承認通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(101 耐用年数の短縮の承認通知書)

(同 左)

改 正 後

(105 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(101 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(106 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

(102 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

(同 左)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

国 税 局 長
財務事務官

⑩

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第 57 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、法人税法施行令第 57 条第 3 項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の法人税法施行令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）

(106 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(102 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(106 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(102 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(107 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(103 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

(同 左)

改 正 後

(107 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	<p>「取消（変更）」、「取り消（変更）」及び「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
「取消し(変更)の対象が連結子法人の場合」～「処分の理由」	<p>「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p> <p>「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入してください。

改 正 前

(103 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	<p>「取消（変更）」、「取り消（変更）」及び「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
「取消し(変更)の対象が連結子法人の場合」～「処分の理由」	<p>「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p> <p>「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入してください。

(114 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

(110 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった堅固な建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

この認定期間により償却額の計算ができるのは 自令和 年 月 日 (連結) 事業年度
からです。 至令和 年 月 日

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
細目 (個々の資産) ・ 資産の種類	残 存 使 用 可 能 期 間	
	月	
(処分の理由)		
(付記事項)		
この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(同 左)

(114 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(110 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(114 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の100分の95相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自令和 年 月 日 至令和 年 月 日」の空白箇所には、堅固な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(110 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の100分の95相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自令和 年 月 日 至令和 年 月 日」の空白箇所には、堅固な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(115 堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

(111 堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名		殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の堅固な建物等の残存使用可能期間の認定については、法人税法施行令第61条の2第5項及び法人税法施行令第207号による改正前の法人税法施行令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。

変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変 更 の 対 象		変更後の残存使用可能期間
細目（個々の資産）・資産の種類		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(同 左)

(115 堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(111 堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

(同 左)

改 正 後

(115 堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅固な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

(削 除)

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(111 堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅固な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(118 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

(114 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

納 税 地	法 第	号		
法 人 名 等	令 和	年	月	日
代 氏 表 者 名	殿			

税 務 署 長
財 務 事 務 官

④

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。

自 令 和 年 月 日
認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは (連結) 事業年度
至 令 和 年 月 日
からです。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		認定した年数 (年)
鉱業権、 坑道の別	採 掘 権 、 租 鉱 権 採 石 権 等 の 別	鉱区等の名称	鉱 区 等 の 所 在 地	

(処分の理由)

(付記事項)
この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(同 左)

改 正 後

(118 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(114 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(118 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 令 和 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道 至 令 和 年 月 日」 の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子 法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入 する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 に は、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人 の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に
基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の
ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(114 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 令 和 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道 至 令 和 年 月 日」 の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子 法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入 する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 に は、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人 の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般
信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの
として別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に
基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の
ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(119 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

(115 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		
変 更 の 対 象				変 更 後 の 耐 用 年 数 (年)
鉱業権、 坑道の別	採 掘 権 、 租 鉱 権 採 石 権 等 の 別	鉱区等の 名 称	鉱 区 等 の 所 在 地	
(処分の理由)				

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(同 左)

改 正 後

(119 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(115 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

(同 左)

改 正 後

(119 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(115 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(122 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(118 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(122 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(118 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(122 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第 122 条の 6 及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の法人税法施行令（以下「令和 2 年旧法人税法施行令」といいます。）第 155 条の 6、又は法人税法施行令第 122 条の 11 及び令和 2 年旧法人税法施行令第 155 条の 6 の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

(削 除)

改 正 前

(118 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第 122 条の 6 及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の法人税法施行令（以下「令和 2 年旧法人税法施行令」といいます。）第 155 条の 6、又は法人税法施行令第 122 条の 11 及び令和 2 年旧法人税法施行令第 155 条の 6 の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(122 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(118 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(123 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書 ※整理番号		〒 - 電話() -	
(フリガナ) 法人名		〒 - 代表者住所		業	
法人番号 (フリガナ) 代表者氏名		〒 - 事業種目		業	
自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 事業年度から 変更したいので届け出ます。		<input type="checkbox"/> 棚卸資産の評価方法 <input type="checkbox"/> 減価償却資産の償却方法 <input type="checkbox"/> 暗号資産の単位当たりの帳簿価額の算出方法 <input type="checkbox"/> 有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出方法 <input type="checkbox"/> 外貨建資産等の期末換算方法		を下記のとおり	
事業の種類	棚卸資産の区分	現によっている	左の評価方法等を	採用しようとする	備 考
資産、設備の種類	暗号資産の種類及び区分	評価方法等	採用した年月日	新たな評価方法等	
有価証券の区分	有価証券の種類				
外貨建資産等の区分	外国通貨の種類				
1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日 2 その他					
税 理 士 署 名					
※税務署	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
処理欄					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

05.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(119 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書 ※整理番号		〒 - 電話() -	
(フリガナ) 法人名		〒 - 代表者住所		業	
法人番号 (フリガナ) 代表者氏名		〒 - 事業種目		業	
自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 事業年度から 変更したいので届け出ます。		<input type="checkbox"/> 棚卸資産の評価方法 <input type="checkbox"/> 減価償却資産の償却方法 <input type="checkbox"/> 暗号資産の単位当たりの帳簿価額の算出方法 <input type="checkbox"/> 有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出方法 <input type="checkbox"/> 外貨建資産等の期末換算方法		を下記のとおり	
事業の種類	棚卸資産の区分	現によっている	左の評価方法等を	採用しようとする	備 考
資産、設備の種類	暗号資産の種類及び区分	評価方法等	採用した年月日	新たな評価方法等	
有価証券の区分	有価証券の種類				
外貨建資産等の区分	外国通貨の種類				
1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日 2 その他					
税 理 士 署 名					
※税務署	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
処理欄					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(123 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第30条・第52条・第118条の6・第119条の6・第122条の6・第184条、平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第188条）</p> <p>(注) 1 特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。</p> <p>① 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと</p> <p>② <u>収益事業を行っていない</u>公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと</p> <p>2 特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。</p> <p>3 既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。</p> <p>4 棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>5 減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>6 減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道については、この届出書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。</p> <p>7 暗号資産とは、資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいいます。（法人税法第61条）</p> <p>8 外国法人については、法人税法施行令第184条又は旧法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。</p> <p>2 この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があつたものとみなされます。</p> <p>3 この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の□にレ印を付してください。</p> <p>なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の□にレ印を付してください。</p> <p>4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。</p> <p>(1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却方法</p> <p>減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別</p>	<p>(119 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第30条・第52条・第118条の6・第119条の6・第122条の6・第184条、平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第188条）</p> <p>(注) 1 特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。</p> <p>① 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと</p> <p>② 公益法人等 <u>(収益事業を行っていないものに限ります。)</u>が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと</p> <p>2 特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。</p> <p>3 既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。</p> <p>4 棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>5 減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>6 減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道については、この届出書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。</p> <p>7 暗号資産とは、資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいいます。（法人税法第61条）</p> <p>8 外国法人については、法人税法施行令第184条又は旧法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。</p> <p>2 この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があつたものとみなされます。</p> <p>3 この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の□にレ印を付してください。</p> <p>なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の□にレ印を付してください。</p> <p>4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。</p> <p>(1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却方法</p> <p>減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(123 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(3) 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、暗号資産の種類ごとに、<u>かつ、法人税法施行令第118条の6第2項の暗号資産の区分ごと</u>に行うことになっていきますから、現によっている算出方法を変更しようとする場合も、その種類<u>及び区分</u>ごとにその算出方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその種類<u>及び区分</u>ごとの暗号資産だけについて明確に記載してください。</p> <p>(4) 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務 (外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 長期外貨建債権債務 (短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券 (償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券 (上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金 (外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 長期外貨預金 (短期外貨預金以外の外貨預金) <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 共通して記載する欄</p> <p>イ 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>ロ 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等 (各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。</p> <p>ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。</p> <p>ホ 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。</p> <p>イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別) を記載し、有価証券については、売買目的有価証券 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別)、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類<u>及び区分</u> 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品 (副産物及び作業くずを除きます。)、②半製品、③仕掛品 (半成工事を含みます。)、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分 (上記区分を更に細分するときはその別) を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から</p>	<p>(119 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(3) 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、暗号資産の種類ごとに行うことになっていきますから、現によっている算出方法を変更しようとする場合も、その種類ごとにその算出方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその種類ごとの暗号資産だけについて明確に記載してください。</p> <p>(4) 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務 (外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 長期外貨建債権債務 (短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券 (償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券 (上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金 (外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 長期外貨預金 (短期外貨預金以外の外貨預金) <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 共通して記載する欄</p> <p>イ 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>ロ 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等 (各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。</p> <p>ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。</p> <p>ホ 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。</p> <p>イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別) を記載し、有価証券については、売買目的有価証券 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別)、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品 (副産物及び作業くずを除きます。)、②半製品、③仕掛品 (半成工事を含みます。)、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分 (上記区分を更に細分するときはその別) を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで</p>

改正後	改正前
<p>(123 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>第 21 号まで (第 17 号を除きます。) の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券 (相互会社の社債券を含みます。)、株券 (新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第 1 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>ロ 減価償却資産の償却方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を () 内に記載してください。</p> <p>A 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類 (建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品) ごと。</p> <p>B 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>C 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>D 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>E 坑道及び鉱業権 (試掘権を除く。) については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>F 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類及び区分 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。</p> <p>ハ 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類及び区分 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、暗号資産の種類 (例：〇〇コイン) <u>及び区分 (例：特定自己発行暗号資産である〇〇コイン)</u> を記載してください。</p> <p>ニ 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記 4 (3) (注) の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類及び区分 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(3) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(119 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>(第 17 号を除きます。) の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券 (相互会社の社債券を含みます。)、株券 (新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第 1 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>ロ 減価償却資産の償却方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を () 内に記載してください。</p> <p>A 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類 (建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品) ごと。</p> <p>B 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>C 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>D 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>E 坑道及び鉱業権 (試掘権を除く。) については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>F 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。</p> <p>ハ 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、暗号資産の種類 (例：〇〇コイン) を記載してください。</p> <p>ニ 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記 4 (3) (注) の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(3) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

改正前

(128 付表)

付 表

区 分		申 請 資 産	算定の基礎とした類似資産
種 類	1		
細 目	2		
船 名	3		
船 級	4		
船 籍 港	5		
航 行 水 域	6		
船 体 の 構 造	7		
総 ト ン 数	8	トン	トン
重 量 ト ン 数	9	トン	トン
長 さ	10	m	m
幅	11	m	m
深 さ	12	m	m
主 機 関 の 種 類	13		
主 機 関 の 馬 力	14	馬力	馬力
速 力	15	kt	kt
建 造 年 月 日	16	年 月 日	年 月 日
造 船 所 名	17		
中古資産を取得した場合はその年月日及び前所有者名	18		
取 得 価 額	19	千円	千円
資産の所有者の住所氏名	20		

(124 付表)

(同 左)

改 正 後

(128 付表)

付 表 の 記 載 要 領 等

1 「種類1」及び「細目2」の各欄には、申請資産及び類似資産について、次表によりその種類及び細目を記載してください。

種 類	細 目
客 船	—
貨客船	—
貨物船	1 一般貨物船 2 ばら積貨物船（石炭、鉱石、穀物、セメント、その他） 3 冷蔵冷凍運搬船（漁船を除く。） 4 特殊運搬船（重量物、木材、薬品、家畜、果実、給水、汚物、その他）
特殊用途船	1 車両渡船 2 ひき船 3 工作船 4 海底電線敷設船 5 しゅんせつ船 6 起重機船 7 水先船
漁 船	1 網を用いる漁船 2 釣漁船（まぐろ延なわ漁船を含む。） 3 捕鯨船 4 採かいそう漁船 5 捕鯨母船 6 その他の母船 7 かに工船 8 その他の工船 9 漁獲物運搬船（冷凍運搬船、冷蔵運搬船、塩蔵運搬船、鮮魚運搬船） 10 その他の漁船
油 槽 船	1 クリーンタンカー 2 ダーティータンカー 3 液化ガス運搬船

- (注) 1 貨客船とは、旅客定員13名以上のもので、かつ、貨物を輸送するものをいいます。
 2 特殊用途船とは、ひき船等特殊な用途、構造をもつものをいいます。
 2 「船級4」欄には、日本海事協会、ロイド船級協会等が認定した船級（2以上の認定を受けた場合には、それぞれの認定をした機関及び船級）を記載してください。
 3 「航行水域6」欄には、航路又は通常航行する水域を記載してください。
 4 「船体の構造7」欄には、船体の主要骨格の材質及び船底、外板又は甲板等の構造を略記してください。
 5 「速力15」欄には、最大速力及び航海速力を記載してください。

改 正 前

(124 付表)

付 表 の 記 載 要 領 等

1 「種類1」及び「細目2」の各欄には、申請資産及び類似資産について、次表によりその種類及び細目を記載してください。

種 類	細 目
客 船	—
貨客船	—
貨物船	1 一般貨物船 2 ばら積貨物船（石炭、鉱石、穀物、セメント、その他） 3 冷蔵冷凍運搬船（漁船を除く。） 4 特殊運搬船（重量物、木材、薬品、家畜、果実、給水、汚物、その他）
特殊用途船	1 車両渡船 2 ひき船 3 工作船 4 海底電線敷設船 5 しゅんせつ船 6 起重機船 7 水先船
漁 船	1 網を用いる漁船 2 釣漁船（まぐろ延なわ漁船を含む。） 3 捕鯨船 4 採かいそう漁船 5 捕鯨母船 6 その他の母船 7 かに工船 8 その他の工船 9 漁獲物運搬船（冷凍運搬船、冷蔵運搬船、塩蔵運搬船、鮮魚運搬船） 10 その他の漁船
油 槽 船	1 クリーンタンカー 2 ダーティータンカー 3 液化ガス運搬船

- (注) 1 貨客船とは、旅客定員13名以上のもので、かつ、貨物を輸送するものをいいます。
 2 特殊用途船とは、ひき船等特殊な用途、構造をもつものをいいます。
 2 「船級4」欄には、日本海事協会、ロイド船級協会等が認定した船級（2以上の認定を受けた場合には、それぞれの認定をした機関及び船級）を記載してください。
 3 「航行水域6」欄には、航路又は通常航行する水域を記載してください。
 4 「船体の構造7」欄には、船体の主要骨格の材質及び船底、外板又は甲板等の構造を略記してください。
 5 「速力15」欄には、最大速力及び航海速力を記載してください。

(129 特別修繕費の金額の認定通知書)

(125 特別修繕費の金額の認定通知書)

(同 左)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

特 別 修 繕 費 の 金 額 の 認 定 通 知 書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる
修繕費の金額については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した修繕費の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、令和 年 月 日の
属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 区 分	資 産 の 種 類 又 は 名 称	金 額
修 繕 費 の 金 額		円
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

(129 特別修繕費の金額の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(125 特別修繕費の金額の認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(129 特別修繕費の金額の認定通知書)

特別修繕費の金額の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の認定通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(125 特別修繕費の金額の認定通知書)

特別修繕費の金額の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の認定通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(130 特別修繕費の金額の変更通知書)

(126 特別修繕費の金額の変更通知書)

(同 左)

納 税 地	法 第 号		令 和	年	月	日
法 人 名 等						
代 表 者 名	殿					

税 務 署 長
財 務 事 務 官

④

特 別 修 繕 費 の 金 額 の 変 更 通 知 書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第33条の6第11項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令第39条の85第11項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。

変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
区 分	変 更 の 対 象	変 更 後 の 金 額
	資 産 の 種 類 又 は 名 称	
修 繕 費 の 金 額		円
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(130 特別修繕費の金額の変更通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(126 特別修繕費の金額の変更通知書)

(同 左)

改 正 後

(130 特別修繕費の金額の変更通知書)

特別修繕費の金額の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(126 特別修繕費の金額の変更通知書)

特別修繕費の金額の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(134 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(130 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(134 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(130 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(134 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書」は、欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「…… (の一部) ……」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損事業年度の連結欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限 (×月×日) までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する (それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(130 欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「欠損金の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書」は、欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「…… (の一部) ……」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損事業年度の連結欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限 (×月×日) までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する (それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(144 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(140 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(144 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(140 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(144 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書」は、災害損失の繰戻しによる還付請求が確定申告書又は仮決算の中間申告書の提出と同時にされたものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「…… (の一部) ……」の括弧書の箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「当該事業年度の欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「……当該事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書が確定申告書の提出と同時に提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する (それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(140 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書」は、災害損失の繰戻しによる還付請求が確定申告書又は仮決算の中間申告書の提出と同時にされたものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「…… (の一部) ……」の括弧書の箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「当該事業年度の欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「……当該事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書が確定申告書の提出と同時に提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する (それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(147 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(143 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書）

(同 左)

改 正 後

(147 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(143 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(147 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書）

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額
地方法人税額 の
還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1 使用目的

法人税額
「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」
地方法人税額

は、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額又は地方法人税額の還付請求が期限後の請求である場合及び還付請求があった法人税額又は地方法人税額の全部又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「法人税額 地方法人税額」の箇所については、対象となる還付請求が法人税額又は地方法人税額のどちらか一方にのみ係るものである場合に、該当しない文字を抹消する。 「……（の一部）……」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税額及び地方法人税額（対象となる還付請求が法人税額又は地方法人税額のどちらか一方にのみ係るものである場合は、該当する税額）の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 前

(143 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書）

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額
地方法人税額 の
還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1 使用目的

法人税額
「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」
地方法人税額

は、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額又は地方法人税額の還付請求が期限後の請求である場合及び還付請求があった法人税額又は地方法人税額の全部又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「法人税額 地方法人税額」の箇所については、対象となる還付請求が法人税額又は地方法人税額のどちらか一方にのみ係るものである場合に、該当しない文字を抹消する。 「……（の一部）……」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税額及び地方法人税額（対象となる還付請求が法人税額又は地方法人税額のどちらか一方にのみ係るものである場合は、該当する税額）の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(151 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(147 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

㊟

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定 [租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当
所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) 第 16 条の規定
による改正前の租税特別措置法 第 68 条の 78 第 1 項の表の第 号該当] の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(同 左)

改 正 後

(151 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(147 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(151 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(147 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(151 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(147 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(153 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

改正前

(149 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

(同 左)

納税地
法人名等
代表者名

納税地
法人名等
代表者名 殿

法第 号
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別
勘定 [租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当
所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第16条の規定による
改正前の租税特別措置法 第68条の78第1項の表の第 号該当] の特定
非常災害による設定期間の延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
買換対象資産の内容	買換対象資産を取得することができる日として認定した日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(153 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(149 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(153 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(149 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(153 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の承認を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
買換対象資産の内容	買換対象資産の種類、構造、規模等について記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる承認をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(149 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の承認を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
買換対象資産の内容	買換対象資産の種類、構造、規模等について記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる承認をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(154 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書)

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得
予定資産の明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

譲渡 資産 の 明細	種 類	1		特別 勘定 金額 の 計算	特別勘定として 経理した金額	6		円
	構 造 又 は 用 途	2			繰入限度超過額	7		
	規 模	3			特別勘定金額 (6)-(7)	8		
	所 在 地	4						
	譲 渡 年 月 日	5	年 月 日					

取得 予定 資産 の 明細	種 類	9				
	構 造	10				
	規 模	11				
	所 在 地	12				
	取 得 予 定 年 月 日	13	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	措置法第65条の7第1 項の表の該当号	14	措 置 法 第 号該当	措 置 法 第 号該当	措 置 法 第 号該当	

その他参考となるべき事項

改正前

(154 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書)

(新 設)

(154 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書)

(154 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書)

**特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方**

(新 設)

- 1 この明細書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第1項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである資産を届け出る場合に使用してください。
- 2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載してください。
- 3 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「種類1」欄及び「構造又は用途2」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
 - (2) 「規模3」欄は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載してください。
- 4 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）の「特別勘定に経理した金額37」、「繰入限度超過額40」、「当初の特別勘定の金額41」の金額を移記してください。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産ごとのそれぞれの金額を個別に計算して記載してください。
- 5 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。
 - (2) 「規模11」欄は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。
 - (3) 「所在地12」欄は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載してください。
なお、取得予定資産が船舶である場合は、「所在地12」欄の記載は要しません。
 - (4) 「措置法第65条の7第1項の表の該当号14」には、取得予定資産のその適用に係る表の該当番号を記載してください。
- 6 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第65条の7（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載してください。

改 正 後

(155 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書)

特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書

※整理番号

納税地、(フリガナ) 法人名等、法人番号、(フリガナ) 代表者氏名、代表者住所、事業種目

自 令和 年 月 日 事業年度において取得をする下記の資産につき、
至 令和 年 月 日
☐ 租税特別措置法第65条の7第1項又は9項
☐ 租税特別措置法第65条の7第3項 (同条第10項において準用する場合を含む)
の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

譲渡日又は取得日を含む 3 月 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

Table with columns for asset type, structure, location, transfer date, and value.

Table with columns for asset type, structure, location, acquisition date, and value.

その他参考となるべき事項

税 理 士 署 名

Table with columns for tax office name, department, fiscal year, business type, number, serial number, notes, communication date, date, and confirmation.

05.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(150 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

※整理番号

納税地、(フリガナ) 法人名等、法人番号、(フリガナ) 代表者氏名、代表者住所、事業種目

連 結 子 法 人 (フリガナ) 法人名等, 本店又は主たる事務所の所在地, (フリガナ) 代表者氏名, 代表者住所, 事業種目

自 令和 年 月 日 事業年度において取得をした下記の資産につき、
至 令和 年 月 日

租税特別措置法第65条の7第3項(先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を

受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

Table with columns for asset type, structure, location, use, acquisition date, and value.

譲渡予定資産の種類

その他参考となるべき事項

税 理 士 署 名

Table with columns for tax office name, department, fiscal year, business type, number, serial number, notes, communication date, date, and confirmation.

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(155 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書)

特定の資産の買換えの場合の課税の特例
の適用に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 1 項若しくは 9 項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）又は同条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。
- この届出書は、以下の期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
 - 措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受ける場合
措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる資産（以下「譲渡資産」といいます。）を譲渡した日（同日前に当該各号の下欄に掲げる資産（以下「買換資産」といいます。）の取得をした場合は、その取得の日）を含む 3 月期間の末日の翌日から 2 月以内
※ 3 月期間とは、事業年度をその開始の日以後 3 月ごとに区分した各期間（最後に 3 月未満の期間を生じたときは、その 3 月未満の期間）をいいます。
 - 措置法第 65 条の 7 第 3 項の規定の適用を受ける場合
買換資産の取得の日を含む事業年度終了の日の翌日から 2 月以内
- 届出書の各欄は、次により記載してください。
また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。
 - 措置法第 65 条の 7 第 1 項、第 3 項又は第 9 項のうち、適用を受ける規定に応じて該当する口にレ印を付してください。
(注) 措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受ける旨の届出をした法人（「取得資産」及び「譲渡見込資産」について届け出る法人に限ります。）が、譲渡見込資産の譲渡を買換資産の取得の日の属する事業年度内にできなかった場合に同条第 3 項の規定の適用を受けようとする場合は、改めて同項の規定の適用を受ける旨を届け出ていただく必要がありますので留意してください。
 - 「譲渡日又は取得日を含む 3 月期間」欄には、譲渡資産の譲渡の日又は買換資産の取得の日のいずれか早い日を含む 3 月期間を記載してください。
なお、措置法第 65 条の 7 第 3 項の規定の適用を受ける場合には記載不要です。
 - 「譲渡資産」若しくは「譲渡見込資産」又は「取得資産」若しくは「取得見込資産」について、それぞれ該当する口にレ印を付してください。
なお、「譲渡見込資産」の口にレ印を付した場合は「構造又は用途」欄、「規模」欄、「譲渡価額」欄及び「帳簿価額」欄を、「取得見込資産」の口にレ印を付した場合は「構造又は用途」欄、「規模」欄及び「取得価額」欄を、それぞれ記載する必要はありません。
 - 「種類」欄及び「構造又は用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
 - 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。

改 正 前

(150 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

先行取得資産に係る買換えの特例
の適用に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、法人が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 78 第 3 項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 65 条の 7 第 3 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。
また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 届出本文について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、

自令和 年 月 日	事業年度
至令和 年 月 日	連結事業年度

を

自令和 年 月 日	連結事業年度
至令和 年 月 日	連結事業年度

と、「租税特別措置法第 65 条の 7 第 3 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 3 項の規定」と読み替えて記載してください。
 - 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
 - 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(155 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書)

(6) 「所在地」欄は、その資産が船舶である場合は記載する必要はありません。

(7) 「帳簿価額」欄は、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額を記載してください。

(8) 「租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の区分」欄は、取得をした又は取得をする見込みである資産のその適用に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。

(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(10) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(150 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(157 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
(特別償却又は割増償却の名称)	1	()	()	()	()
該 当 条 項	1	() 措置法・震災特例法	() 措置法・震災特例法	() 条(の) 第() 項() 号()	() 条(の) 第() 項() 号()
事 業 の 種 類	2				
(機械・装置の耐用年数表等の番号)	3	()	()		
資 産 の 種 類	3				
構造、用途、設備の種類又は区分	4				
細 目	5				
取 得 等 年 月 日	6	・	・	・	・
事業の用に供した年月日 又は支出年月日	7	・	・	・	・
取得価額又は支出金額	8		円		円
対象となる取得価額又は支出金額	9		円		円
普通償却限度額	10		円		円
特別償却率又は割増償却率	11	$\frac{\quad}{100}$		$\frac{\quad}{100}$	
特別償却限度額又は割増償却限度額 (9-10)、(9×11)又は(10×11)	12		円		円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金		償却・準備金	
適 資産の取得価額等の合計額	14		円		円
用 区 域 の 名 称 等	15				
認 定 等 年 月 日	16	・	・	()	・
要 件 其 他 参 考 と な る 事 項	17	・	・	()	・
等					

特別償却の付表

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	18		大 株 式 数	順位	大 規 模 法 人	株式数又は 出資金の額
(18)のうちその有する自己の株式 又は出資の総数又は総額	19		規 模	1		26
差 引(18)-(19)	20		法 人			27
常時使用する従業員の数	21	人	数			28
大 規 模 法 人 の 保 有 割 合	22	%	の 保 有 率			29
第1順位の株式数又は 出資金の額 (20)	22		明 細			30
保 有 割 合 (22) (20)	23	%	の 保 有 率			31
大規模法人の保有する 株式数等の計 (22)	24		計			32
保 有 割 合 (24) (20)	25	%				(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)

改正前

(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
(特別償却又は割増償却の名称)	1	()	()	()	()
該 当 条 項	1	() 措置法・震災特例法	() 措置法・震災特例法	() 条(の) 第() 項() 号()	() 条(の) 第() 項() 号()
事 業 の 種 類	2				
(機械・装置の耐用年数表等の番号)	3	()	()		
資 産 の 種 類	3				
構造、用途、設備の種類又は区分	4				
細 目	5				
取 得 等 年 月 日	6	・	・	・	・
事業の用に供した年月日 又は支出年月日	7	・	・	・	・
取得価額又は支出金額	8		円		円
対象となる取得価額又は支出金額	9		円		円
普通償却限度額	10		円		円
特別償却率又は割増償却率	11	$\frac{\quad}{100}$		$\frac{\quad}{100}$	
特別償却限度額又は割増償却限度額 (9-10)、(9×11)又は(10×11)	12		円		円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金		償却・準備金	
適 資産の取得価額等の合計額	14		円		円
用 区 域 の 名 称 等	15				
認 定 等 年 月 日	16	・	・	()	・
要 件 其 他 参 考 と な る 事 項	17	・	・	()	・
等					

特別償却の付表

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	18		大 株 式 数	順位	大 規 模 法 人	株式数又は 出資金の額
(18)のうちその有する自己の株式 又は出資の総数又は総額	19		規 模	1		26
差 引(18)-(19)	20		法 人			27
常時使用する従業員の数	21	人	数			28
大 規 模 法 人 の 保 有 割 合	22	%	の 保 有 率			29
第1順位の株式数又は 出資金の額 (20)	22		明 細			30
保 有 割 合 (22) (20)	23	%	の 保 有 率			31
大規模法人の保有する 株式数等の計 (22)	24		計			32
保 有 割 合 (24) (20)	25	%				(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)

改 正 後	改 正 前
<p>(157 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表の記載の仕方</p> <p>1 この付表は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第 52 条の 3 又は令和 2 年改正法（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）をいいます。以下同じです。）附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年改正前措置法」といいます。）第 68 条の 41 の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産の特別償却限度額又は割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。</p> <p>3 「該当条項 1」は、対象資産が措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定のうちいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、中段の措置法又は震災特例法のいずれかを○で囲むとともに、下段の（ ）内に該当条項号等を記載します。</p> <p>なお、税制改正前の措置法又は震災特例法の規定を受ける場合には、中段の（ ）内に該当改正年を末尾に旧を付した上で記載します（例：令 5 旧）。ただし、連結法人が令和 2 年改正前措置法又は令和 2 年改正法附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和 2 年改正法第 23 条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和 2 年改正前震災特例法」といいます。）の規定の適用を受ける場合にあつては、中段の（ ）内に「令 2 改正前」と記載します。</p> <p>おって、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）第 12 条の規定による改正前の令和 2 年改正前措置法の規定の適用を受ける場合には、中段の（ ）内に「令 4 旧令 2 改正前」と記載します。</p> <p>また、その適用を受ける措置法又は震災特例法の特別償却又は割増償却の名称を上段の（ ）内に記載します。</p> <p>4 「事業の種類 2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業（対象資産が繰延資産である場合にあつては、その支出する費用の対象事業）の種類を記載します。</p> <p>5 「資産の種類 3」には、減価償却資産にあつては法人税法施行令第 13 条の規定に基づき対象資産の種類（建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物）を、繰延資産にあつては繰延資産と記載します。</p> <p>また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二の該当の番号を記載します。</p> <p>ただし、その機械及び装置について措置法第 43 条の 2 第 1 項、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）第 16 条の規定による改正前</u>の震災特例法第 18 条の 2 第 1 項、令和 2 年改正前措置法第 68 条の 18 第 1 項又は令和 2 年改正前震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第 52 条の 3 又は令和 2 年改正前措置法第 68 条の 41 の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。6 において「被災代替資産等の特別償却の規定の適用を受ける場合」といいます。）には、（ ）内に昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4－25 ほか 1 課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表 10（以下「耐用年数通達付表 10」といいます。）の該当の番号を記載します。</p> <p>6 「構造、用途、設備の種類又は区分 4」には、その対象資産が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次の事項を記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐用年数省令別表第一に掲げる資産…その資産について同表に定める構造又は用途 (2) 耐用年数省令別表第二に掲げる資産…その資産について同表に定める設備の種類（被災代替資産等の特別償却の規定の適用を受ける場合には、その資産について耐用年数通達付表 10 に定める設備の種類） (3) 耐用年数省令別表第三及び別表第四に掲げる資産…その資産についてこれらの表に定める種類 (4) 耐用年数省令別表第五及び別表第六に掲げる資産…その資産について公害防止用減価償却資産及び開発研究用減価償却資産の別 (5) その他の資産…その資産について区分がある場合には、その区分 	<p>(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表の記載の仕方</p> <p>1 この付表は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第 52 条の 3 又は令和 2 年改正法（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）をいいます。以下同じです。）附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年改正前措置法」といいます。）第 68 条の 41 の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産の特別償却限度額又は割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。</p> <p>3 「該当条項 1」は、対象資産が措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定のうちいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、中段の措置法又は震災特例法のいずれかを○で囲むとともに、下段の（ ）内に該当条項号等を記載します。</p> <p>なお、税制改正前の措置法又は震災特例法の規定を受ける場合には、中段の（ ）内に該当改正年を末尾に旧を付した上で記載します（例：令 4 旧）。</p> <p>ただし、連結法人が令和 2 年改正前措置法又は令和 2 年改正法附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和 2 年改正法第 23 条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和 2 年改正前震災特例法」といいます。）の規定の適用を受ける場合にあつては、中段の（ ）内に「令 2 改正前」と記載します。</p> <p>おって、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）第 12 条の規定による改正前の令和 2 年改正前措置法の規定の適用を受ける場合には、中段の（ ）内に「令 4 旧令 2 改正前」と記載します。</p> <p>また、その適用を受ける措置法又は震災特例法の特別償却又は割増償却の名称を上段の（ ）内に記載します。</p> <p>4 「事業の種類 2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業（対象資産が繰延資産である場合にあつては、その支出する費用の対象事業）の種類を記載します。</p> <p>5 「資産の種類 3」には、減価償却資産にあつては法人税法施行令第 13 条の規定に基づき対象資産の種類（建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物）を、繰延資産にあつては繰延資産と記載します。</p> <p>また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二の該当の番号を記載します。</p> <p>ただし、その機械及び装置について措置法第 43 条の 3 第 1 項、震災特例法第 18 条の 2 第 1 項、令和 2 年改正前措置法第 68 条の 18 第 1 項又は令和 2 年改正前震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第 52 条の 3 又は令和 2 年改正前措置法第 68 条の 41 の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。6 において「被災代替資産等の特別償却の規定の適用を受ける場合」といいます。）には、（ ）内に昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4－25 ほか 1 課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表 10（以下「耐用年数通達付表 10」といいます。）の該当の番号を記載します。</p> <p>6 「構造、用途、設備の種類又は区分 4」には、その対象資産が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次の事項を記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐用年数省令別表第一に掲げる資産…その資産について同表に定める構造又は用途 (2) 耐用年数省令別表第二に掲げる資産…その資産について同表に定める設備の種類（被災代替資産等の特別償却の規定の適用を受ける場合には、その資産について耐用年数通達付表 10 に定める設備の種類） (3) 耐用年数省令別表第三及び別表第四に掲げる資産…その資産についてこれらの表に定める種類 (4) 耐用年数省令別表第五及び別表第六に掲げる資産…その資産について公害防止用減価償却資産及び開発研究用減価償却資産の別 (5) その他の資産…その資産について区分がある場合には、その区分

改 正 後	改 正 前
<p>(157 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>7 「細目5」には、その対象資産について耐用年数省令別表に細目が定められている場合に、その細目を記載します。</p> <p>8 「取得価額又は支出金額8」には、その減価償却資産の取得価額又は繰延資産の支出金額を記載しますただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。なお、適用を受けようとする制度によっては、取得価額要件を満たすものである必要があります。</p> <p>9 「対象となる取得価額又は支出金額9」には、次のいずれの場合に該当するかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) (2)から(4)までの場合以外の場合…「8」に記載した金額</p> <p>(2) 基準取得価額が定められている場合…基準取得価額</p> <p>(3) 対象となる取得価額又は支出金額の合計額に上限額が定められている場合で、その上限額を超えるとき…「8」×取得価額又は支出金額の合計額の上限額／「資産の取得価額等の合計額14」</p> <p>(4) 建物、建物附属設備その他の減価償却資産について特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合で、対象資産とならない部分があるとき…その取得価額のうち対象資産となる部分に対応する取得価額</p> <p>10 「普通償却限度額10」には、即時償却又は割増償却の適用を受ける場合にその対象資産につき「9」に係る普通償却限度額を記載します。</p> <p>11 「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた特別償却率又は割増償却率に対応する数値を記載します。 即時償却の適用を受ける場合には、記載を要しません。</p> <p>12 「特別償却限度額又は割増償却限度額12」には、即時償却の適用を受ける場合には「(9)－(10)」の算式によって求めた金額を、特別償却の適用を受ける場合には「(9)×(11)」の算式によって求めた金額を、割増償却の適用を受ける場合には「(10)×(11)」の算式によって求めた金額を記載します。</p> <p>13 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却若しくは割増償却を行うか、又は特別償却若しくは割増償却に代えて特別償却限度額若しくは割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>14 「資産の取得価額等の合計額14」には、当期における対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である必要があるもの又は対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である場合にその一部のみが対象となるものについて、対象資産ごとの取得価額の合計額を記載します。</p> <p>15 「区域の名称等15」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、対象資産を事業の用に供した区域の名称、対象資産の設備の区分等を記載します。</p> <p>16 「認定等年月日16」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、認定年月日、指定年月日、確認年月日等を記載し、（ ）内に認定、指定、確認等の区分を記載します。 この欄の記載に当たっては、上欄から順に使用し、3以上の日付の記載が必要となるため、書ききれない場合には、「その他参考となる事項17」に記載してください。</p> <p>17 「その他参考となる事項17」には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた適用要件を満たす旨等参考となる事項を記載します。</p> <p>18 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特別償却又は割増償却の適用を受ける法人又は連結法人（以下「判定法人」といいます。）が中小企業者（措置法第42条の4第19項第7号又は令和2年改正前措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者をいいます。以下同じです。）又は中小連結法人（令和2年改正前措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人をいいます。以下同じです。）であることを要する等の場合に、その対象資産の取得等をした日及びその対象資産を事業の用に供した日の現況により判定法人の発行済株式等の状況（その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。</p> <p>(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる場合（その判定法人が通算法人である場合にあっては、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当するときを含みます。）には、中小企業者以外の法人又は中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p>	<p>(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>7 「細目5」には、その対象資産について耐用年数省令別表に細目が定められている場合に、その細目を記載します。</p> <p>8 「取得価額又は支出金額8」には、その減価償却資産の取得価額又は繰延資産の支出金額を記載します。ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。なお、適用を受けようとする制度によっては、取得価額要件を満たすものである必要があります。</p> <p>9 「対象となる取得価額又は支出金額9」には、次のいずれの場合に該当するかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) (2)から(4)までの場合以外の場合…「8」に記載した金額</p> <p>(2) 基準取得価額が定められている場合…基準取得価額</p> <p>(3) 対象となる取得価額又は支出金額の合計額に上限額が定められている場合で、その上限額を超えるとき…「8」×取得価額又は支出金額の合計額の上限額／「資産の取得価額等の合計額14」</p> <p>(4) 建物、建物附属設備その他の減価償却資産について特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合で、対象資産とならない部分があるとき…その取得価額のうち対象資産となる部分に対応する取得価額</p> <p>10 「普通償却限度額10」には、即時償却又は割増償却の適用を受ける場合にその対象資産につき「9」に係る普通償却限度額を記載します。</p> <p>11 「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた特別償却率又は割増償却率に対応する数値を記載します。 即時償却の適用を受ける場合には、記載を要しません。</p> <p>12 「特別償却限度額又は割増償却限度額12」には、即時償却の適用を受ける場合には「(9)－(10)」の算式によって求めた金額を、特別償却の適用を受ける場合には「(9)×(11)」の算式によって求めた金額を、割増償却の適用を受ける場合には「(10)×(11)」の算式によって求めた金額を記載します。</p> <p>13 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却若しくは割増償却を行うか、又は特別償却若しくは割増償却に代えて特別償却限度額若しくは割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>14 「資産の取得価額等の合計額14」には、当期における対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である必要があるもの又は対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である場合にその一部のみが対象となるものについて、対象資産ごとの取得価額の合計額を記載します。</p> <p>15 「区域の名称等15」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、対象資産を事業の用に供した区域の名称、対象資産の設備の区分等を記載します。</p> <p>16 「認定等年月日16」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、認定年月日、指定年月日、確認年月日等を記載し、（ ）内に認定、指定、確認等の区分を記載します。 この欄の記載に当たっては、上欄から順に使用し、3以上の日付の記載が必要となるため、書ききれない場合には、「その他参考となる事項17」に記載してください。</p> <p>17 「その他参考となる事項17」には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた適用要件を満たす旨等参考となる事項を記載します。</p> <p>18 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特別償却又は割増償却の適用を受ける法人又は連結法人（以下「判定法人」といいます。）が中小企業者（措置法第42条の4第19項第7号又は令和2年改正前措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者をいいます。以下同じです。）又は中小連結法人（令和2年改正前措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人をいいます。以下同じです。）であることを要する等の場合に、その対象資産の取得等をした日及びその対象資産を事業の用に供した日の現況により判定法人の発行済株式等の状況（その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。</p> <p>(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる場合（その判定法人が通算法人である場合にあっては、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当するときを含みます。）には、中小企業者以外の法人又は中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(157 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人である場合</p> <p>ハ 「保有割合 23」が 50%以上又は「保有割合 25」が 3分の 2 (66.666…%) 以上となる法人</p> <p>(注) その判定法人が対象資産の取得等をした日(対象資産を事業の用に供した日の現況により判定する場合には、同日)及びその判定法人の適用事業年度終了の日のいずれにおいてもその判定法人との間に通算完全支配関係がある法人に限ります。</p> <p>(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細 26～31」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p> <p>(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人</p> <p>ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人</p> <p>(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>A 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人</p> <p>B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人</p> <p>C 受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)</p> <p>(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。</p> <p>(4) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人が適用除外事業者(その事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度(以下「基準年度」といいます。)の所得金額(別表一の「1」等の金額がマイナスの場合は 0)又は連結所得金額(別表一の二の「1」の金額がマイナスの場合は 0)の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額(年平均額)が 15 億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいいます。以下同じです。)に該当する場合には、適用できない制度等がありますので、注意してください。</p> <p>なお、設立<u>の日の翌日</u>以後 3 年を経過していない法人は、適用除外事業者には該当しません。</p> <p>また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など租税特別措置法施行令(以下「措置法令」といいます。)第 27 条の 4 第 18 項各号又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 207 号)附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 3 条の規定による改正前の措置法令(以下「令和 2 年改正前措置法令」といいます。)第 27 条の 4 第 22 項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など令和 2 年改正前措置法令第 39 条の 39 第 21 項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。</p> <p>(5) 中小企業者に該当する法人が通算法人である場合には、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が適用除外事業者には該当するときについても、(4)の適用できない制度等について、一定の場合を除き、適用できないこととなりますので、注意してください。</p> <p>(注) その中小企業者に該当する法人の適用事業年度終了の日においてその法人との間に通算完全支配関係があるものに限ります。</p>	<p>(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人である場合</p> <p>ハ 「保有割合 23」が 50%以上又は「保有割合 25」が 3分の 2 (66.666…%) 以上となる法人</p> <p>(注) その判定法人が対象資産の取得等をした日(対象資産を事業の用に供した日の現況により判定する場合には、同日)及びその判定法人の適用事業年度終了の日のいずれにおいてもその判定法人との間に通算完全支配関係がある法人に限ります。</p> <p>(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細 26～31」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p> <p>(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人</p> <p>ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人</p> <p>(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>A 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人</p> <p>B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人</p> <p>C 受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)</p> <p>(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。</p> <p>(4) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人が適用除外事業者(その事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度(以下「基準年度」といいます。)の所得金額(別表一の「1」等の金額がマイナスの場合は 0)又は連結所得金額(別表一の二の「1」の金額がマイナスの場合は 0)の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額(年平均額)が 15 億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいいます。以下同じです。)に該当する場合には、適用できない制度等がありますので、注意してください。</p> <p>なお、<u>中小企業者については</u>、設立後 3 年を経過していない法人は、適用除外事業者には該当しません。</p> <p>また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など租税特別措置法施行令(以下「措置法令」といいます。)第 27 条の 4 第 26 項各号又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 207 号)附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 3 条の規定による改正前の措置法令(以下「令和 2 年改正前措置法令」といいます。)第 27 条の 4 第 22 項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。</p> <p>中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など令和 2 年改正前措置法令第 39 条の 39 第 21 項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。</p> <p>(5) 中小企業者に該当する法人が通算法人である場合には、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が適用除外事業者には該当するときについても、(4)の適用できない制度等について、一定の場合を除き、適用できないこととなりますので、注意してください。</p> <p>(注) その中小企業者に該当する法人の適用事業年度終了の日においてその法人との間に通算完全支配関係があるものに限ります。</p>

改 正 後

(179 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所	〒		
		事業種目	業		
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第65条の8第5項の規定により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資			
分割承継法人等	法人名等				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の年月日		年 月 日			
分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類				
	構造又は用途				
	規模(土地の場合は面積)				
	所在地				
譲渡年月日		年 月 日			
取得する見込みである資産	種類及び構造				
	規模(土地の場合は面積)				
	所在地				
	取得予定日	年 月 日			
適用に係る表の各号の区分		号			
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名					
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿
					備考
				通信 日付印	年 月 日
					確認

05.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(174 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所	〒		
		事業種目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	() 局 署		部 門
	(フリガナ)				決算期
	代表者氏名	電話() -			業種番号
	代表者住所	〒			整理簿
事業種目	業		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第65条の8第5項の規定により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資			
分割承継法人等	法人名等				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の年月日		年 月 日			
分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類				
	構造(土地の場合は面積)				
	所在地				
	譲渡年月日	年 月 日			
取得する見込みである資産	種類及び構造				
	規模(土地の場合は面積)				
	所在地				
	取得予定日	年 月 日			
適用を受けることとしている表の各号の区分		号			
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名					
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿
					備考
				通信 日付印	年 月 日
					確認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(179) 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項の規定により届け出る場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p><u>(2) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</u></p> <p><u>(3) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額（以下「特別勘定の金額」といいます。）を記載してください。</u></p> <p><u>(4) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額（以下「期中特別勘定の金額」といいます。）を記載してください。</u></p> <p><u>(5) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、構造又は用途、規模（土地等にあつてはその面積）、所在地及び譲渡年月日を記載してください。</u> <u>なお、資産が船舶である場合は、「所在地」欄の記載は要しません。</u></p> <p><u>(6) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び取得予定年月日を記載してください。</u> <u>なお、資産が船舶である場合は、「所在地」欄の記載は要しません。</u></p> <p><u>(7) 「適用に係る表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産の適用に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</u></p> <p><u>(8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</u></p> <p><u>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</u></p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(174) 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 79 第 6 項</u>の規定により届け出る場合に、その法人（<u>連結子法人にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人</u>）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) <u>「連結子法人」欄は、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第 65 条の 8 第 5 項の規定」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 6 項の規定」と読み替えてください。</u></p> <p><u>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</u>「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p><u>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</u></p> <p><u>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額（以下「特別勘定の金額」といいます。）を記載してください。</u></p> <p><u>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額（以下「期中特別勘定の金額」といいます。）を記載してください。</u></p> <p><u>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。</u></p> <p><u>(8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第 65 条の 7 第 1 項の表又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 5 号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。</u></p> <p><u>(9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</u></p> <p><u>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</u></p>

改 正 後

(179 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

改 正 前

(174 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

い。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(181 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 法人が適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第39条の7第42項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項	措置法第65条の8第3項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項若しくは措置法第65条の8第8項又は措置法第65条の8第2項に規定する分割承継法人等又は同条第2項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。

- (2) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項若しくは措置法第65条の8第8項又は同条2項に規定する適格分割等の日を記載してください。

- (3) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、構造又は用途、規模(土地等にあっては、その面積)、所在地及び譲渡年月日を記載してください。

なお、資産が船舶である場合は、「所在地」欄の記載は要しません。

- (4) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得をする見込みである資産の種類、構造又は用途(取得見込資産の場合は構造)、規模(土地等にあっては、その面積)、所在地及び取得(予定)年月日を記載してください。

なお、資産が船舶である場合には、「所在地」欄の記載は要しません。

- また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産のその適用に係る措置法第65条の7第1項の表の各号の区分を記載してください。

- (5) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。以下同じです。)の規定により損金の額に算入される措置法第65条の7第9項に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

- (6) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

- (7) 「提出書類(証明書等)」欄は措置法施行令第39条の7第42項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

- (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

- (9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(176 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 法人が適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第39条の7第42項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第39条の106第40項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に、その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)が必要事項を記載して提出してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) <u>措置法第68条の78第9項(※)</u> <u>(措置法第68条の79第9項)(※)</u>	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) <u>措置法第68条の78第11項(※)</u> <u>(措置法第68条の79第17項)(※)</u>
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 <u>措置法第68条の79第3項(※)</u>	措置法第65条の8第3項 <u>措置法第68条の79第4項(※)</u>

※ 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第16条の規定による改正前の措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「連結子法人」欄は、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

- (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第65条の7第11項(措置法第65条の8第16項において準用する場合を含みます。)」を「令和2年旧措置法第68条の78第11項(措置法第68条の79第17項において準用する場合を含みます。)」と、「措置法第65条の8第3項」を「令和2年旧措置法第68条の79第4項」と、「措置法施行令第39条の7第42項」を「令和2年旧措置法施行令第39条の106第40項」と、それぞれ読み替えてください。

- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項若しくは令和2年旧措置法第68条の78第9項、措置法第65条の8第8項若しくは令和2年旧措置法第68条の79第9項又は措置法第65条の8第2項若しくは令和2年旧措置法第68条の79第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。

- (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項若しくは令和2年旧措置法第68条の78第9項、措置法第65条の8第8項若しくは令和2年旧措置法第68条の79第9項又は措置法第65条の8第2項若しくは令和2年旧措置法第68条の79第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。

- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。

- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が措置法第65条の7第1項の表又は令和2年旧措置法第68条の78第1項の表の第5号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)

また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表又は令和2年旧措置法第68条の78第1項の表の各号の区分を記載してください。

- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(同法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)若しくは令和2年旧措置法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。)の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項若しくは令和2年旧措置法第68条の79第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

- (9) 「提出書類(証明書等)」欄は措置法施行令第39条の7第42項又は令和2年旧措置法施行令第39条の106第40項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

- (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(185 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認・却下通知書)

納税地
法人名等
代表者名

殿

法第 号
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官



適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な
計算方法の承認申請の承認通知書
却下

貴法人から令和 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒
実績率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当
以下の理由により不相当
承認
るので、これを したから通知します。
却下

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(180 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(185 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(180 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書))

(同 左)

改 正 後

(185 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(180 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書))

(同 左)

改 正 後

(185 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承認
通知書
却下

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の

1 使用目的

承認

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の 通知書」は、適格分割等を行った 却下

場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

(削 除)

改 正 前

(180 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承認
通知書
却下

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の

1 使用目的

承認

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の 通知書」は、適格分割等を行った 却下

場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(185 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正前

(180 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(186 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

(181 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

(同 左)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

㊟

**適格分割等を行った場合の貸倒実績率の
特別な計算方法の承認の取消通知書**

貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、

以下の理由により 自 平成・令和 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消
至 平成・令和 年 月 日

したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(186 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(181 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(186 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(181 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(186 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(181 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(188 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官



適格分割等を行った場合の返品率の特別な
承認
計算方法の承認申請の
却下 通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な
相当
特計算方法の承認申請については、調査したところ 以下の理由により不相当
と認められ
承認
るので、これを したから通知します。
却下

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
(処分の理由)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(183 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改正後	改正前
<p data-bbox="103 153 1160 184"><u>188</u> 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)</p> <p data-bbox="647 239 937 270">不服申立て等について</p> <p data-bbox="103 331 373 363">【不服申立てについて】</p> <ul data-bbox="130 380 1489 674" style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="103 722 403 753">【取消しの訴えについて】</p> <ul data-bbox="130 770 1489 1289" style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ol data-bbox="160 1079 1489 1289" style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p data-bbox="1525 153 2576 184"><u>183</u> 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)</p> <p data-bbox="1525 239 1626 270">(同 左)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="103 153 1160 184"><u>188</u> 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)</p> <p data-bbox="647 239 943 270">不服申立て等について</p> <p data-bbox="112 331 379 363">【不服申立てについて】</p> <ul data-bbox="133 380 1489 678" style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="112 737 409 768">【取消しの訴えについて】</p> <ul data-bbox="133 785 1489 1304" style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ul data-bbox="163 1094 1489 1304" style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p data-bbox="1525 153 2582 184"><u>183</u> 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)</p> <p data-bbox="1525 239 1632 270">(同 左)</p>

改 正 後

(188 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承認
通知書
却下
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認
通知書」は、適格分割等を行った場合
却下

の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

(削 除)

改 正 前

(183 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承認
通知書
却下
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認
通知書」は、適格分割等を行った場合
却下

の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(188 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(183 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(189 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

(184 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

(同 左)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第	号
		令和	年 月 日

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊦

適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の
特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 の 取 消 通 知 書

貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、

以下の理由により 自 平成・令和 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取
至 平成・令和 年 月 日
り消したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(189 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(184 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(189 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(184 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(189 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(184 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(192 分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書)

分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

付表

添付対象法人の区分及び分割、現物出資又は現物分配の態様		区 分		態 様
		分割法人	分割承継法人	分割
		現物出資法人	被現物出資法人	現物出資
		現物分配法人	被現物分配法人	現物分配
		分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の試験研究費の額		分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の移転試験研究費の額
		円		円
分 割 又 は 現 物 分 配 法 人、 現 物 出 資 法 人 事 業 年 度	・	・		
	・	・		
	・	・		
	・	・		
	・	・		
	・	・		
相 手 先		納税地		
		法人名等		
		代表者氏名		
分割、現物出資又は現物分配の年月日		年 月 日		
分割又は現物出資の場合	移転事業の内容			
	移転事業に係る試験研究の内容			
	移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由			
	分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数		移転する資産の明細	
			移転する従業者の数	人
分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額を移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法				
現物分配の場合	その現物分配に係る移転試験研究用資産の明細			
(その他参考となるべき事項)				

改 正 前

(192 分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(192 分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書)</p> <p style="text-align: center;">分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 14 項の規定を適用するために租税特別措置法施行規則第 20 条第 3 項に規定する事項を記載して確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」といいます。）に添付する場合に使用します。</p> <p>また、この明細書は、分割、現物出資又は現物分配（以下「分割等」といいます。）が複数ある場合にはその分割等ごとに、分割等に係る相手先が複数ある場合にはその相手先ごとに作成してください。</p> <p>2 この明細書の各欄は次により記載します。</p> <p>(1) 「添付対象法人の区分及び分割、現物出資又は現物分配の態様」 この明細書を申告書等に添付する法人（以下「添付対象法人」といいます。）の分割等に係る法人区分を○で囲みます。</p> <p>(2) 「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度」 次の場合の区分に応じそれぞれ次の日を含む分割法人等の事業年度を記載してください。</p> <p>イ 適用年度において分割等が行われた場合（残余財産の全部の分配に該当する現物分配に係る添付対象法人である被現物分配法人にあっては、適用年度開始の日の前日からその適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定した場合）添付対象法人の基準日（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 42 条の 4 第 1 項又は第 4 項の規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日等の一定の日をいいます。以下同じです。）から適用年度開始の日の前日までの期間内の日</p> <p>ロ 添付対象法人の基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内に分割等が行われた場合（残余財産の全部の分配に該当する現物分配に係る添付対象法人である被現物分配法人にあっては、添付対象法人の基準日の前日からその適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定した場合） 添付対象法人の基準日からその分割等の日の前日までの期間内の日</p> <p>(3) 「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の試験研究費の額」 分割等に係る分割法人等の試験研究費の額を記載してください。</p> <p>また、現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合、試験研究費の額の記載を要しません。</p> <p>なお、(2)「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度」が次の事業年度に該当する場合にはそれぞれ次の試験研究費の額を記載してください。</p> <p>イ 分割法人又は現物出資法人の分割又は現物出資の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。） その分割又は現物出資の日の前日とその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の試験研究費の額</p> <p>ロ 現物分配法人の現物分配の日を含む事業年度（以下「現物分配事業年度」といいます。） その現物分配の日の前日とその現物分配事業年度終了の日とした場合のその現物分配事業年度の試験研究費の額</p> <p>(4) 「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の移転試験研究費の額」 分割等に係る分割法人等の移転試験研究費の額を記載してください。</p> <p>また、現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合、移転試験研究費の額は 0 を記載してください。</p> <p>なお、次の場合にあってはそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>イ 添付対象法人が分割承継法人等である場合において、分割等に係る分割法人等がその分割等について措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項の規定の適用を受けるとき その分割法人等が「分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書」に記載する移転試験研究費の額</p> <p>ロ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付した付表にその各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるときその付表に記載した各事業年度の移転試験研究費の額</p> <p>ハ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその</p>	<p>(192 分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書)</p> <p style="color: red;">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(192 分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書)</p> <p>分割等について同項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の申告書等に添付した付表にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき</p> <p>その付表に記載した各事業年度の移転試験研究費の額</p> <p>ニ 経過期間（※1）内に行われた分割等について、旧令適用法人（※2）以外の法人が措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けようとする場合に、旧令適用法人がその分割等について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の措置法施行令（以下「令和5年改正前措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項の規定の適用を受けるための「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」に各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき</p> <p>その旧令適用法人が「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」に記載した各事業年度の移転試験研究費の額</p> <p>※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。</p> <p>(イ) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）</p> <p>(ロ) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）</p> <p>※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。</p> <p>(5) 「相手先」の各欄</p> <p>分割等に係る相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(6) 「分割、現物出資又は現物分配の年月日」</p> <p>分割等の年月日を記載してください。</p> <p>なお、残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、残余財産の確定の日を記載してください。</p> <p>(7) 「分割又は現物出資の場合」の各欄</p> <p>イ 「移転事業の内容」</p> <p>移転事業の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>ロ 「移転事業に係る試験研究の内容」</p> <p>移転事業に係る試験研究の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>ハ 「移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由」</p> <p>移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>ニ 「分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数」分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産の明細及び従業者の数をそれぞれ記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>ホ 「分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額を移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法」</p> <p>移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「現物分配の場合」</p> <p>その現物分配により移転する移転試験研究用資産の明細（移転試験研究用資産がない場合には、その旨）を記載してください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記</p>	<p>(192 分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書)</p>

改 正 後

(192 分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書)

載してください。

- 分割等について、令和5年改正前措置法施行令第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年改正前措置法施行令」といいます。）第39条の39第9項の規定の適用を受けるための「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」（現物分配にあつては、令和5年改正前措置法施行令第27条の4第16項又は令和2年改正前措置法施行令第39条の39第11項の規定の適用を受けるための「現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書」）を提出していた場合におけるその分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等が、その分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定を適用しようとする場合には、申告書等にこの付表を添付する必要はありません。

改 正 前

(192 分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書)

改正後

(193 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

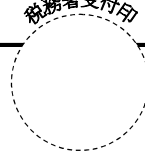
<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		納税地	〒		電話() -
令和 年 月 日		(フリガナ)			
		法人名等			
令和 年 月 日		法人番号			
		(フリガナ)			
令和 年 月 日		代表者氏名			
		代表者住所	〒		
令和 年 月 日		事業種目			業
		事業種目			業
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)			※	整理番号
	法人名等			税	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	務	決 算 期
	代表者氏名			署	業 種 番 号
	代表者住所	〒			処 理 簿
事業種目			業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 <input type="checkbox"/> 令和5年旧措置法施行令第27条の4第14項 <input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第27条の4第10項					
記					
分割承継法人等		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
分割等の日		年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由					
分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産			
		人 員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)					
添付書類					
税理士署名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認

05.06改正

(規格A4)

改正前

(187 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		納税地	〒		電話() -
令和 年 月 日		(フリガナ)			
		法人名等			
令和 年 月 日		法人番号			
		(フリガナ)			
令和 年 月 日		代表者氏名			
		代表者住所	〒		
令和 年 月 日		事業種目			業
		事業種目			業
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)			※	整理番号
	法人名等			税	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	務	決 算 期
	代表者氏名			署	業 種 番 号
	代表者住所	〒			処 理 簿
事業種目			業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 <u>租税特別措置法施行令</u> <input type="checkbox"/> 第27条の4第14項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第10項					
記					
分割承継法人等		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
分割等の日		年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由					
分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産			
		人 員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)					
添付書類					
税理士署名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認

04.03改正

(規格A4)

改 正 後

(193 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和5年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 申請書の各欄は、次により記載します。
 - 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 申請本文の

<input type="checkbox"/>	<u>令和5年旧措置法施行令</u> 第27条の4第14項
<input type="checkbox"/>	<u>令和2年旧措置法施行令</u> 第27条の4第10項

 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
 なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「 令和2年旧措置法施行令第27条の4第10項」を「 令和2年旧措置法施行令第39条の39第9項」と読み替えてください。
 - 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。
 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出
 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、令和5年旧措置法施行令第27条の4第14項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

改 正 前

(187 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 申請書の各欄は、次により記載します。
 - 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 申請本文の

<input type="checkbox"/>	第27条の4第14項	<input type="checkbox"/>	旧第27条の4第10項
--------------------------	------------	--------------------------	-------------

 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
 なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、

<input type="checkbox"/>	旧第27条の4第10項
--------------------------	-------------

 を

<input type="checkbox"/>	旧第39条の39第9項
--------------------------	-------------

 と読み替えてください。
 - 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。
 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出
 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、措置法施行令第27条の4第14項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

改 正 後

(193 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

なお、分割等で経過期間（※1）内に行われたものに係る旧令適用法人（※2）の全てが「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を提出した場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出書を提出する必要はありません。

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

(1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

(2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日とその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

改 正 前

(187 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

(追 加)

改正後

(194 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名	納税地	
	法人名等	
	代表者名	殿

法第 号
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官



分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した 計算方法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。

また、その計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

なお、分割等で経過期間（※1）内に行われたものに係る旧令適用法人（※2）の全てが「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を提出した場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出書を提出する必要はありません。

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

① 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

② 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

05.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(188 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名	納税地	
	法人名等	
	代表者名	殿

法第 号
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官



分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した 計算方法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。

なお、その計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(194 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(188 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

(同 左)

(194 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(188 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

(同 左)

改正後

(195 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号					
		納税地	〒 電話() -						
		(フリガナ)							
		法人名等							
		法人番号							
		(フリガナ)							
		代表者氏名							
		代表者住所	〒						
		事業種目	業						
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	法人名等				部 門				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期				
	(フリガナ)				業 種 番 号				
	代表者氏名				整 理 簿				
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
	事業種目	業							
分割等による試験研究費の額の区分について <input type="checkbox"/> 令和5年旧措置法施行令第27条の4第14項 <input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第27条の4第10項									
記									
分割法人等又は分割承継法人等		法人名等							
		納税地等							
		代表者氏名							
分割等の年月日		年 月 日							
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	円			円				
		円			円				
		円			円				
		円			円				
		円			円				
	移転試験研究費の額	円			円				
		円			円				
		円			円				
		円			円				
		円			円				
(その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

05.06改正

(規格A4)

改正前

(189 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号					
		納税地	〒 電話() -						
		(フリガナ)							
		法人名等							
		法人番号							
		(フリガナ)							
		代表者氏名							
		代表者住所	〒						
		事業種目	業						
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	法人名等				部 門				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期				
	(フリガナ)				業 種 番 号				
	代表者氏名				整 理 簿				
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
	事業種目	業							
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第14項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第10項									
記									
分割法人等又は分割承継法人等		法人名等							
		納税地等							
		代表者氏名							
分割等の年月日		年 月 日							
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	円			円				
		円			円				
		円			円				
		円			円				
		円			円				
	移転試験研究費の額	円			円				
		円			円				
		円			円				
		円			円				
		円			円				
(その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.03改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(195 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、<u>租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令</u>（以下「<u>令和5年旧措置法施行令</u>」といいます。）第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の<u>租税特別</u>措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額（<u>令和5年旧</u>措置法施行令第27条の4第12項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第8項若しくは第39条の39第7項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）を移転試験研究費の額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。</p> <p>（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 届出本文の <input type="checkbox"/> <u>令和5年旧措置法施行令</u>第27条の4第14項 <input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u>第27条の4第10項</p> <p>には、届出の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p>なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「<input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u>第27条の4第10項」を「<input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u>第39条の39第9項」と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。</p>	<p>(189 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、<u>租税特別措置法施行令</u>（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額（措置法施行令第27条の4第12項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第8項若しくは第39条の39第7項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）を移転試験研究費の額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。</p> <p>（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 届出本文の <input type="checkbox"/> 第27条の4第14項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第10項</p> <p>には、届出の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p>なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第10項</p> <p>を <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第9項」と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(195 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>イ 連結申告法人以外の法人</p> <p>(i) 当該事業年度が令和4年4月1日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)附則第14条第1項に規定する旧事業年度(㊦)において「旧事業年度」といいます。)を除きます。)である場合</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度((i)において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(当該分割法人等が通算法人である場合(当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の<u>所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)による改正前の</u>租税特別措置法第42条の4第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り。))には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度((i)において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(当該分割承継法人等が通算法人である場合(当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り。))には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間((i)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。)</p> <p>(ii) 当該事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)である場合</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(ii)において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度(令和2年改正法による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。)開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(ii)において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間((ii)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度)の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。)</p> <p>ロ 連結申告法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間(ロにおいて「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(その分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p>	<p>(189 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>イ 連結申告法人以外の法人</p> <p>(i) 当該事業年度が令和4年4月1日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)附則第14条第1項に規定する旧事業年度(㊦)において「旧事業年度」といいます。)を除きます。)である場合</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度((i)において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(当該分割法人等が通算法人である場合(当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の租税特別措置法第42条の4第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り。))には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度((i)において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(当該分割承継法人等が通算法人である場合(当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り。))には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間((i)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。)</p> <p>(ii) 当該事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)である場合</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(ii)において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度(令和2年改正法による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。)開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(ii)において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間((ii)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度)の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。)</p> <p>ロ 連結申告法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間(ロにおいて「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(その分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(195 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p><u>○ 経過措置</u></p> <p><u>分割等で経過期間(※1)内に行われたものに係る旧令適用法人(※2)の全てがこの届出をした場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出をする必要はありません。</u></p> <p><u>※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。</u></p> <p><u>(1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割法人等が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日)</u></p> <p><u>(2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日)</u></p> <p><u>※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの(その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日とその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの)をいいます。</u></p>	<p>(189 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改正後

(196 分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書)

分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

付表

添付対象法人の区分及び分割又は現物出資の様態		区 分		態 様	
		分割法人	・	分割承継法人	分割
		現物出資法人	・	被現物出資法人	現物出資
		分割法人又は現物出資法人の売上金額		分割法人又は現物出資法人の移転売上金額	
		円		円	
分割承継法人等の事業年度	・	・			
	・	・			
	・	・			
	・	・			
	・	・			
	・	・			
相手先		納税地			
		法人名等			
		代表者氏名			
分割又は現物出資の年月日		年 月 日			
移転事業の内容					
分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業員の明細及び数		移転する資産の明細	人		
		移転する従業員の数			
分割法人又は現物出資法人の各事業年度の売上金額を移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法					
(その他参考となるべき事項)					

改正前

(196 分割等があった場合の平均売上金額の調整計算に係る明細書)

(新 設)

(196 分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書)

分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）の平均売上金額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第30項の規定を適用するために租税特別措置法施行規則第20条第29項に規定する事項を記載して確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」といいます。）に添付する場合に使用します。
- また、この明細書は、分割又は現物出資（以下「分割等」といいます。）が複数ある場合にはその分割等ごとに、分割等に係る相手先が複数ある場合にはその相手先ごとに作成してください。
- 2 この明細書の各欄は次により記載します。
- (1) 「添付対象法人の区分及び分割又は現物出資の態様」
この明細書を申告書等に添付する法人（以下「添付対象法人」といいます。）の分割等に係る法人区分を○で囲みます。
- (2) 「分割法人又は現物出資法人の事業年度」
次の場合の区分に応じそれぞれ次の日を含む分割法人等の事業年度を記載してください。
- イ 適用年度において分割等が行われた場合
添付対象法人の基準日（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第1項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）開始の日前3年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日等の一定の日をいいます。以下同じです。）から適用年度開始の日の前日までの期間内の日
- ロ 添付対象法人の基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内に分割等が行われた場合
添付対象法人の基準日からその分割等の日の前日までの期間内の日
- (3) 「分割法人又は現物出資法人の売上金額」
分割等に係る分割法人等の売上金額を記載してください。
- また、(2)「分割法人又は現物出資法人の事業年度」が分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。）に該当する場合には、その分割等の日の前日とその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の売上金額を記載してください。
- (4) 「分割法人又は現物出資法人の移転売上金額」
分割等に係る分割法人等の移転売上金額を記載してください。
- また、次の場合にあつてはそれぞれ次の金額を記載してください。
- イ 添付対象法人が分割承継法人等である場合において、分割等に係る分割法人等がその分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けるとき
その分割法人等が「分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書」に記載する移転売上金額
- ロ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付した付表にその各事業年度の移転売上金額の記載があるとき
その付表に記載した各事業年度の移転売上金額
- ハ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその分割等について同項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の申告書等に添付した付表にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転売上金額の記載があるとき
その付表に記載した各事業年度の移転売上金額
- ニ 経過期間（※1）内に行われた分割等について、旧令適用法人（※2）以外の法人が措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けようとする場合に、旧令適用法人がその分割等について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の措置法施行令（以下「令和5年改正前措置法施行令」といいます。）第27条の4第37項の規定の適用を受けるための「分割等による売上金額の区分に関する届出書」に各事業年度の移転売上金額の記載があるとき
その旧令適用法人が「分割等による売上金額の区分に関する届出書」に記載した各事業年度の移転売上金額
- ※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日まで

(196 分割等があった場合の平均売上金額の調整計算に係る明細書)

(新 設)

改 正 後

(196 分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書)

の期間をいいます。

(イ) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

(ロ) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

(5) 「移転事業の内容」

移転事業の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6) 「相手先」の各欄

分割等に係る相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(7) 「分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数」

分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産の明細及び従業者の数をそれぞれ記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(8) 「分割法人又は現物出資法人の各事業年度の売上金額を移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法」

移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

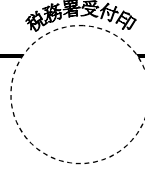
○ 分割等について、令和5年改正前措置法施行令第27条の4第37項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令第39条の39第30項の規定の適用を受けるための「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を提出していた場合におけるその分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等が、その分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定を適用しようとする場合には、申告書等にこの付表を添付する必要はありません。

改 正 前

(196 分割等があった場合の平均売上金額の調整計算に係る明細書)

改正後

(197 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

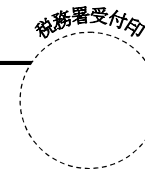
<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号			
		納税地	〒		電話() -		
		(フリガナ)					
		法人名等					
		法人番号					
		(フリガナ)					
		代表者氏名					
		代表者住所	〒				
		事業種目			業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		部 門	
		(フリガナ)				決 算 期	
		代表者氏名				業 種 番 号	
		代表者住所	〒			整 理 簿	
	事業種目				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による移転売上金額の計算方法について、 <input type="checkbox"/> 令和5年旧措置法施行令第27条の4第37項 <input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第27条の4第31項							
記							
分割承継法人等		法人名等					
		納税地等					
		代表者氏名					
分割等の年月日		年 月 日					
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額							
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産					
		人 員	人				
認定を受けようとする合理的な方法							
(その他参考となるべき事項)							
添付書類							
税理士署名							
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

05.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(190 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号			
		納税地	〒		電話() -		
		(フリガナ)					
		法人名等					
		法人番号					
		(フリガナ)					
		代表者氏名					
		代表者住所	〒				
		事業種目			業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		部 門	
		(フリガナ)				決 算 期	
		代表者氏名				業 種 番 号	
		代表者住所	〒			整 理 簿	
	事業種目				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による移転売上金額の計算方法について、 <u>租税特別措置法施行令</u> <input type="checkbox"/> 第27条の4第37項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第31項							
記							
分割承継法人等		法人名等					
		納税地等					
		代表者氏名					
分割等の年月日		年 月 日					
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額							
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産					
		人 員	人				
認定を受けようとする合理的な方法							
(その他参考となるべき事項)							
添付書類							
税理士署名							
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(197 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の売上金額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和5年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第37項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 申請書の各欄は、次により記載します。
 - 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 申請本文の
〔 令和5年旧措置法施行令第27条の4第37項 令和2年旧措置法施行令第27条の4第31項〕
には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。
なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「 令和2年旧措置法施行令第27条の4第31項」を「 令和2年旧措置法施行令第39条の39第30項」と読み替えてください。
 - 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る売上金額を記載してください（令和3年4月1日以後に開始した事業年度又は連結事業年度については、その移転事業に係る売上金額の記載は不要です。）。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。

改 正 前

(190 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の売上金額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第37項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 申請書の各欄は、次により記載します。
 - 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 申請本文の〔 第27条の4第37項 旧第27条の4第31項〕には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。
なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、〔 旧第27条の4第31項〕
を〔 旧第39条の39第30項〕と読み替えてください。
 - 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る売上金額を記載してください（令和3年4月1日以後に開始した事業年度又は連結事業年度については、その移転事業に係る売上金額の記載は不要です。）。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。

改 正 後

(197 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

○ 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出

税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、令和5年旧措置法施行令第27条の4第37項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

なお、分割等で経過期間（※1）内に行われたものに係る旧令適用法人（※2）の全てが「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を提出した場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出書を提出する必要はありません。

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

(1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

(2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日とその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

改 正 前

(190 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

○ 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出

税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、措置法施行令第27条の4第37項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

(追 加)

改正後

(198 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

印

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した 計算方法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。

また、その計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、[租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第37項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。](#)

なお、分割等経過期間（※1）内に行われたものに係る旧令適用法人（※2）の全てが「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を提出した場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出書を提出する必要はありません。

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

① 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

② 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

05.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(191 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

印

分割等による移転売上金額

の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額

の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した 計算方法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。

なお、その計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、[租税特別措置法施行令第27条の4第37項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。](#)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格 A 4)

(198 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(191 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

(同 左)

(198 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(191 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

(同 左)

改正後

(199 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

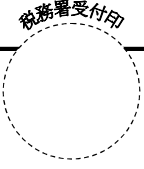
<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号		
		納税地	〒		電話() -	
		(フリガナ)				
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所	〒			
		事業種目	業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目	業					
分割等による売上金額の区分について <input type="checkbox"/> 令和5年旧措置法施行令第27条の4第37項 <input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第27条の4第31項						
の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等					
	納税地等					
	代表者氏名					
分割等の	年月日	年 月 日				
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
	移転売上金額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認	

05.06改正

(規格A4)

改正前

(192 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号		
		納税地	〒		電話() -	
		(フリガナ)				
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所	〒			
		事業種目	業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目	業					
分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令〔 <input type="checkbox"/> 第27条の4第37項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第31項 〕の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等					
	納税地等					
	代表者氏名					
分割等の	年月日	年 月 日				
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
	移転売上金額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認	

04.03改正

(規格A4)

改 正 後

(199) 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)による改正前の租税特別措置法第42条の4第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り、当該通算親法人の当該事業年度開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度((i)において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(当該分割承継法人等が通算法人である場合(当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り、)には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間((i)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り、)

㊦ 当該事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)である場合
分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(㊦)において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度(令和2年改正法による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。)開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(㊦)において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間((㊦)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度)の売上金額及び移転売上金額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り、)

ロ 連結申告法人
分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間(ロにおいて「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度)の売上金額及び移転売上金額(その分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り、)

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

- (6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(192) 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

別措置法第42条の4第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り、当該通算親法人の当該事業年度開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度((i)において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(当該分割承継法人等が通算法人である場合(当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り、)には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間((i)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り、)

㊦ 当該事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)である場合
分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(㊦)において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度(令和2年改正法による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。)開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(㊦)において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間((㊦)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度)の売上金額及び移転売上金額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り、)

ロ 連結申告法人
分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間(ロにおいて「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度)の売上金額及び移転売上金額(その分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り、)

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

- (6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 後

(199 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

○ 経過措置

分割等で経過期間(※1)内に行われたものに係る旧令適用法人(※2)の全てがこの届出をした場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出をする必要はありません。

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

(1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割法人等が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日)

(2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日)

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの(その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日とその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの)をいいます。

改 正 前

(192 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

(追 加)

改正後

(200 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

令和 年 月 日		納 税 地		〒		※整理番号				
		(フリガナ)		電話() -						
令和 年 月 日		法 人 名 等								
		(フリガナ)								
令和 年 月 日		法 人 番 号								
		(フリガナ)								
令和 年 月 日		代 表 者 氏 名								
		(フリガナ)								
令和 年 月 日		代 表 者 住 所		〒						
		(フリガナ)								
令和 年 月 日		事 業 種 目						業		
		(フリガナ)								
連 結 子 法 人	法 人 名 等				※ 整理番号					
	本店又は主たる事務所の所在地		(局 署)		部 門					
	(フリガナ)				決 算 期					
	代 表 者 氏 名				業 種 番 号					
	代 表 者 住 所		〒		整 理 簿					
事 業 種 目				業		回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法について、 (<input type="checkbox"/> 令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項 <input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項) の規定により下記のとおり申請します。 記										
分割承継法人等		法 人 名 等				法 人 名 等				
		納 税 地 等				納 税 地 等				
		代 表 者 氏 名				代 表 者 氏 名				
分 割 等 の 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日				
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由										
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産				資 産				
		人 員		人		人 員		人		
分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産				資 産				
		人 員		人		人 員		人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)										
添 付 書 類										
税 理 士 署 名										
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認	

05.06 改正

(規格A4)

改正前

(193 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

令和 年 月 日		納 税 地		〒		※整理番号				
		(フリガナ)		電話() -						
令和 年 月 日		法 人 名 等								
		(フリガナ)								
令和 年 月 日		法 人 番 号								
		(フリガナ)								
令和 年 月 日		代 表 者 氏 名								
		(フリガナ)								
令和 年 月 日		代 表 者 住 所		〒						
		(フリガナ)								
令和 年 月 日		事 業 種 目						業		
		(フリガナ)								
連 結 子 法 人	法 人 名 等				※ 整理番号					
	本店又は主たる事務所の所在地		(局 署)		部 門					
	(フリガナ)				決 算 期					
	代 表 者 氏 名				業 種 番 号					
	代 表 者 住 所		〒		整 理 簿					
事 業 種 目				業		回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (<input type="checkbox"/> 第27条の4第21項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第17項) の規定により下記のとおり申請します。 記										
分割承継法人等		法 人 名 等				法 人 名 等				
		納 税 地 等				納 税 地 等				
		代 表 者 氏 名				代 表 者 氏 名				
分 割 等 の 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日				
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由										
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産				資 産				
		人 員		人		人 員		人		
分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産				資 産				
		人 員		人		人 員		人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)										
添 付 書 類										
税 理 士 署 名										
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認	

04.03 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(200 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び 移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和5年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第18項若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項に規定する基準事業年度又は令和2年旧措置法施行令第39条の39第13項に規定する基準連結事業年度等の売上金額（令和5年旧措置法施行令第27条の4第18項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第14項若しくは第39条の39第13項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（令和5年旧措置法施行令第27条の4第12項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第8項若しくは第39条の39第7項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 申請本文の <input type="checkbox"/> 令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項 <input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。 なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「<input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項」を「<input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第39条の39第16項」と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p>	<p>(193 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び 移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第18項若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項に規定する基準事業年度又は令和2年旧措置法施行令第39条の39第13項に規定する基準連結事業年度等の売上金額（措置法施行令第27条の4第18項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第14項若しくは第39条の39第13項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（措置法施行令第27条の4第12項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第8項若しくは第39条の39第7項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、措置法施行令第27条の4第21項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 申請本文の <input type="checkbox"/> 第27条の4第21項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第17項 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。 なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第17項 を <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第16項 と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p>

改 正 後

(200 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

6 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- 「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）に基づいて、令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

なお、分割等で経過期間（※1）内に行われたものに係る旧令適用法人（※2）の全てが「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を提出した場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出書を提出する必要はありません。

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

(1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

(2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

改 正 前

(193 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

6 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- 「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）に基づいて、措置法施行令第27条の4第21項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

(追加)

改 正 後

(201 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊟

基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認定した 計算方法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。

また、その計算方法により算定した移転売上金額及び移転試験研究費の額に基づいて、**租税特別措置法施行令第27条の4第21項又は法人税法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。**

なお、分割等で経過期間(※1)内に行われたものに係る旧令適用法人(※2)の全てが「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を提出した場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出書を提出する必要はありません。

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

① 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割法人等が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日)

② 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日)

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの(その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの)をいいます。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

05.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(194 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊟

基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認定した 計算方法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。

なお、その計算方法により算定した移転売上金額及び移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第21項又は法人税法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の連結親法人及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(201 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(194 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(201 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(194 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(201 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び
移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
認定した計算方法	通知の内容に応じて根拠条文及び認定した計算方法を記載する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

改 正 前

(194 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び
移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
認定した計算方法	通知の内容に応じて根拠条文及び認定した計算方法を記載する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(201 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(194 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(202 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書</p>		※整理番号	
		<p>令和 年 月 日</p> <p>納 税 地 〒 (フリガナ) 電話() -</p> <p>法 人 名 等</p> <p>法 人 番 号 (フリガナ)</p> <p>代 表 者 氏 名</p> <p>代 表 者 住 所 〒</p> <p>事 業 種 目 業</p>	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期	
	代表者住所 〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目 業	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
<p>基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分について</p> <p>[<input type="checkbox"/> 令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項 <input type="checkbox"/> 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項]</p> <p>の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		
	納 税 地 等		
	代 表 者 氏 名		
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日	
分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額	売上金額	円	
		円	
	移転売上金額	円	
		円	
	試験研究費の額	円	
		円	
		円	
移 転 試 験 研 究 費 の 額	円		
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

05.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(195 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書</p>		※整理番号	
		<p>令和 年 月 日</p> <p>納 税 地 〒 (フリガナ) 電話() -</p> <p>法 人 名 等</p> <p>法 人 番 号 (フリガナ)</p> <p>代 表 者 氏 名</p> <p>代 表 者 住 所 〒</p> <p>事 業 種 目 業</p>	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期	
	代表者住所 〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目 業	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
<p>基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分について</p> <p><u>租税特別措置法施行令</u> [<input type="checkbox"/> 第27条の4第21項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第17項] の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		
	納 税 地 等		
	代 表 者 氏 名		
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日	
分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額	売上金額	円	
		円	
	移転売上金額	円	
		円	
	試験研究費の額	円	
		円	
		円	
移 転 試 験 研 究 費 の 額	円		
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 後

(202 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

基準事業年度等の分割等による売上金額及び
試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和5年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第18項若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項に規定する基準事業年度（以下「基準事業年度」といいます。）又は令和2年旧措置法施行令第39条の39第13項に規定する基準連結事業年度等（以下「基準連結事業年度等」といいます。）の売上金額（令和5年旧措置法施行令第27条の4第18項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第14項若しくは第39条の39第13項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（令和5年旧措置法施行令第27条の4第12項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第8項若しくは第39条の39第7項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算について、令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び試験研究費の額を、移転売上金額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る売上金額をいいます。以下同じです。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）と、その移転事業以外の事業に係る売上金額及び試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。

（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 この届出書は、分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。

3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 届出本文の

令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項

には、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項」を「 令和2年旧措置法施行令第39条の39第16項」と読み替えてください。

(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(5) 「分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。

改 正 前

(195 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

基準事業年度等の分割等による売上金額及び
試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第18項若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項に規定する基準事業年度（以下「基準事業年度」といいます。）又は令和2年旧措置法施行令第39条の39第13項に規定する基準連結事業年度等（以下「基準連結事業年度等」といいます。）の売上金額（措置法施行令第27条の4第18項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第14項若しくは第39条の39第13項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（措置法施行令第27条の4第12項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第8項若しくは第39条の39第7項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算について、措置法施行令第27条の4第21項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び試験研究費の額を、移転売上金額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る売上金額をいいます。以下同じです。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）と、その移転事業以外の事業に係る売上金額及び試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。

（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 この届出書は、分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。

3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 届出本文の 第27条の4第21項 旧第27条の4第17項 には、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、 旧第27条の4第17項

を 旧第39条の39第16項 と読み替えてください。

(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(5) 「分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(202 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>イ 連結申告法人以外の法人</p> <p>(i) 当該事業年度が令和4年4月1日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)附則第14条第1項に規定する旧事業年度(Ⓜ)において「旧事業年度」といいます。)を除きます。)である場合</p> <p>分割法人等の基準事業年度開始の日又は分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等の日を含む事業年度にあっては、当該分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りします。)</p> <p>(ii) 当該事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)である場合</p> <p>分割法人等の基準事業年度開始の日又は分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度)の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度)にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りします。)</p> <p>ロ 連結申告法人</p> <p>分割法人等の基準連結事業年度等の開始の日又は分割承継法人等の基準連結事業年度等の開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準連結事業年度等の終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りします。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p><u>○ 経過措置</u></p> <p><u>分割等で経過期間(※1)内に行われたものに係る旧令適用法人(※2)の全てがこの届出をした場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出をする必要はありません。</u></p> <p><u>※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。</u></p> <p><u>(1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割法人等が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係</u></p>	<p>(195 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>イ 連結申告法人以外の法人</p> <p>(i) 当該事業年度が令和4年4月1日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)附則第14条第1項に規定する旧事業年度(Ⓜ)において「旧事業年度」といいます。)を除きます。)である場合</p> <p>分割法人等の基準事業年度開始の日又は分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等の日を含む事業年度にあっては、当該分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りします。)</p> <p>(ii) 当該事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)である場合</p> <p>分割法人等の基準事業年度開始の日又は分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度)の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度)にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りします。)</p> <p>ロ 連結申告法人</p> <p>分割法人等の基準連結事業年度等の開始の日又は分割承継法人等の基準連結事業年度等の開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準連結事業年度等の終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りします。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改 正 後

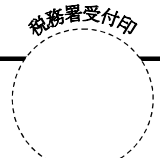
(202 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)
る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日)
(2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日)
※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日とその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

改 正 前

(195 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

改正後

(210 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> 令和 年 月 日		現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書	※整理番号
		納税地	〒
		電話() -	
(フリガナ)			
法人名等			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名			
代表者住所		〒	
事業種目			業

連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、

令和5年旧措置法施行令第27条の4第16項 令和2年旧措置法施行令第27条の4第12項
 令和5年旧措置法施行令第27条の4第23項 令和2年旧措置法施行令第27条の4第19項
 令和5年旧措置法施行令第27条の4第38項 令和2年旧措置法施行令第27条の4第32項

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

現物分配法人	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
現物分配の年月日		年 月 日
(その他参考となるべき事項)		

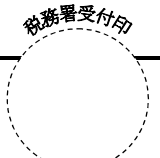
税理士署名	
※税務署 処理欄	部門 決算 期 業種 番号 番号 整理 簿 備考 通信 日付印 年 月 日 確認

05.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(203 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> 令和 年 月 日		現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書	※整理番号
		納税地	〒
		電話() -	
(フリガナ)			
法人名等			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名			
代表者住所		〒	
事業種目			業

連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、

第27条の4第16項 旧第27条の4第12項
 第27条の4第23項 旧第27条の4第19項
 第27条の4第38項 旧第27条の4第32項

租税特別措置法施行令の規定により下記のとおり届け出ます。

記

現物分配法人	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
現物分配の年月日		年 月 日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名	
※税務署 処理欄	部門 決算 期 業種 番号 番号 整理 簿 備考 通信 日付印 年 月 日 確認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(210 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- この届出書は、法人が現物分配（法人税法第2条第12号の5の2に規定する現物分配をいいます。以下同じです。）により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第16項、第23項若しくは第38項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第12項、第19項若しくは第32項若しくは第39条の39第11項、第18項若しくは第31項の規定により届出しようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた現物分配にあっては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載します。
 - 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 届出本文の

<input type="checkbox"/> <u>令和5年旧措置法施行令</u> 第27条の4第16項 <input type="checkbox"/> <u>令和5年旧措置法施行令</u> 第27条の4第23項 <input type="checkbox"/> <u>令和5年旧措置法施行令</u> 第27条の4第38項	<input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u> 第27条の4第12項 <input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u> 第27条の4第19項 <input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u> 第27条の4第32項
--	--

 には、届出の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。
 なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、

<input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u> 第27条の4第12項 <input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u> 第27条の4第19項 <input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u> 第27条の4第32項	を	<input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u> 第39条の39第11項 <input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u> 第39条の39第18項 <input type="checkbox"/> <u>令和2年旧措置法施行令</u> 第39条の39第31項
--	---	---

 と読み替えてください。
 - 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（その現物分配法人が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
 なお、その現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(203 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- この届出書は、法人が現物分配（法人税法第2条第12号の5の2に規定する現物分配をいいます。以下同じです。）により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第16項、第23項若しくは第38項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令第27条の4第12項、第19項若しくは第32項若しくは第39条の39第11項、第18項若しくは第31項の規定により届出しようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた現物分配にあっては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載します。
 - 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 届出本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第16項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第23項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第38項	<input type="checkbox"/> 第27条の4第12項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第19項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第32項
---	--

 には、届出の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。
 なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、

<input type="checkbox"/> 第27条の4第12項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第19項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第32項	を	<input type="checkbox"/> 第39条の39第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第18項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第31項
--	---	---

 と読み替えてください。
 - 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（その現物分配法人が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
 なお、その現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 後

(211 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

組織再編成に係る主要な事項の明細書

		結 算 年 度	法 人 名
1	掛引対象法人の区分、組織再編成の態様及び新設再編成の区	区 分	態 様
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人	合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式交付以外）・株式分配・株式交換・株式移転
2	相手方の区分、名称及び所在地	区 分	名 称 所 在 地
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人	
3	移転した（又は交付した）資産又は負債の明細	資産・負債の種類	価額等 株式交付にあつては左の算定根拠
4	移転を受けた資産又は負債の明細	資産・負債の種類	価額等
適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項			
5	適 格 区 分	適 格（法第2条第 号 該当）	
		その他	
6	株 式 保 有 関 係	令第4条の3第 項 第 号 該当	株式の保有割合 組織再編成前 組織再編成後 直接保有 % % 間接保有 % %
		組織再編成前	組織再編成後
7	従 業 者 の 数	人	人
8	組 織 再 編 成 前 の 主 要 事 業 等	(継 続 ・ 関 連)	
9	関 連 事 業		
10	業 業 規 模	指 標 左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較	
11	特 定 役 員 等 の 役 職 名 及 び 氏 名	売上金額・資本金の額又は出資金の額・従業員の数・その他（ ）	
		組織再編成前の役職名 組織再編成後の役職名 氏 名	
12	又 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	氏 名 又 は 名 称 口 株 数 新設組織保有見込の有無	株 有・無 有・無 有・無
		(合 計)	株
		被合併法人等の発行済株式等の数	

改 正 前

(204 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

(同 左)

改 正 後

(211 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じ。）、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第12号の5の2（定義）に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じ。）が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る法第74条第3項《確定申告》の規定により確定申告書に添付する法人税法施行規則第35条第1項第7号《確定申告書の添付書類》に規定する明細書として使用します。
 - イ 合併 その合併に係る被合併法人及び合併法人
 - ロ 分割 その分割に係る分割法人及び分割承継法人
 - ハ 株式交付以外の現物出資 その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人
 - ニ 現物分配 その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人
 - ホ 株式交換 その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人
 - ヘ 株式移転 その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人
 - ト 株式交付 その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号《株式交付計画》に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じ。）
なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める各欄の記載は要しません。
 - チ 株式分配以外の現物分配 「株式保有関係6」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄
 - リ 株式分配 （租税特別措置法第68条の2の2第1項《認定株式分配に係る課税の特例》の規定の適用により株式分配に該当するもの（以下「認定株式分配」といいます。）を除きます。）又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第4条の3第6項第1号《適格組織再編成における株式の保有関係等》）に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第2条第12号の9イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。） 「株式保有関係6」、「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄
 - ズ 認定株式分配 「株式保有関係6」のうち、該当する条

- 項及び間接保有の各欄並びに「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄
- ㄥ 株式交付 「適格区分5」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄
また、この明細書は、組織再編成が複数ある場合にはその組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。
- 2 「提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日1」の「区分」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「態様」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。
また、「組織再編成の日」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める日を記載します。
 - イ 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併（法第2条第12号の8イに規定する新設合併をいいます。以下同じ。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日）
 - ロ 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割（施行令第4条の3第6項第1号に規定する新設分割をいいます。以下同じ。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日）
 - ハ 株式交付以外の現物出資 資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（施行令第4条の3第13項第1号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じ。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日）
 - ニ 現物分配 資産の移転があった日
 - ホ 株式交換 株式交換の効力を生ずる日
 - ヘ 株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日
 - ト 株式交付 株式交付の効力を生ずる日
- 3 「相手方の区分、名称及び所在地2」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。
また、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。
- 4 「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細3」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。
 - イ 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び

改 正 前

(204 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じ。）、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第12号の5の2（定義）に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じ。）が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る令和2年改正前の法人税法第81条の22第2項《連結確定申告》の規定により連結確定申告書に添付する令和2年改正前の法人税法施行規則第37条の12第7号《連結確定申告書の添付書類》に規定する明細書として使用します。
 - イ 合併 その合併に係る被合併法人及び合併法人
 - ロ 分割 その分割に係る分割法人及び分割承継法人
 - ハ 株式交付以外の現物出資 その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人
 - ニ 現物分配 その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人
 - ホ 株式交換 その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人
 - ヘ 株式移転 その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人
 - ト 株式交付 その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号《株式交付計画》に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じ。）
なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める各欄の記載は要しません。
 - チ 株式分配以外の現物分配 「株式保有関係6」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄
 - リ 株式分配又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第4条の3第6項第1号《適格組織再編成における株式の保有関係等》）に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第2条第12号の9イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。） 「株式保有関係6」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄
 - ズ 株式交付 「適格区分5」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄
また、この明細書は、組織再編成が複数ある場合にはその

- 組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。
- 2 「提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日1」の「区分」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「態様」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。
また、「組織再編成の日」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める日を記載します。
 - イ 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併（法第2条第12号の8イに規定する新設合併をいいます。以下同じ。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日）
 - ロ 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割（施行令第4条の3第6項第1号に規定する新設分割をいいます。以下同じ。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日）
 - ハ 株式交付以外の現物出資 資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（施行令第4条の3第13項第1号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じ。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日）
 - ニ 現物分配 資産の移転があった日
 - ホ 株式交換 株式交換の効力を生ずる日
 - ヘ 株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日
 - ト 株式交付 株式交付の効力を生ずる日
- 3 「相手方の区分、名称及び所在地2」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。
なお、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。
また、その相手方が連結親法人又は連結子法人の場合にはその旨並びにその連結子法人に係る連結親法人の名称及び所在地も併せて記載します。
- 4 「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細3」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。
 - イ 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。

改 正 後 改 正 前

(211 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。

ロ 株式交付 株式交付子会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社をいいます。以下同じ。）の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあつては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。

5 「移転を受けた資産又は負債の明細4」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じ。）から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額）を記載します。

ロ 株式交換、株式移転及び株式交付 株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。

6 「適格区分5」は、その組織再編成が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じ。）の場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を（ ）内に記載します。また、その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。

7 「株式保有関係6」は、当事者間の株式保有関係が施行令第4条の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項のいずれの関係に該当するかにより、該当する条項を記載します。

また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じ。）の保有割合を記載します。

イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあつては金額。以下同じ。）がその他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあつては総額。以下同じ。）のうちに占める割合

ロ 提出対象法人が認定株式分配に係る現物分配法人である場合には、その現物分配法人が保有するその認定株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。）の株式の数がその完全子法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合を記

載します。

ロ 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が施行令第4条の2第1項及び第2項（支配関係及び完全支配関係）の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合

8 「従業者の数7」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 合併に係る被合併法人 「組織再編成前」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその合併後に法第2条第12号の8ロ(1)又は施行令第4条の3第4項第3号に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。

ロ 分割に係る分割法人 「組織再編成前」欄はその分割法人のその分割前に行っていた事業（その分割により分割承継法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第2条第12号の11ロ(2)又は施行令第4条の3第8項第4号若しくは同条第9項第4号に規定する分割承継法人の業務に従事する者の数を記載します。

ハ 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第2条第12号の14ロ(2)又は施行令第4条の3第15項第4号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。

ニ 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。）のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

ホ 株式交換に係る株式交換完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第2条第12号の17ロ(1)に規定する株式交換等完全子法人の業務又は施行令第4条の3第20項第3号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

ヘ 株式移転に係る株式移転完全子法人 「組織再編成前」

(204 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

ロ 株式交付 株式交付子会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社をいいます。以下同じ。）の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあつては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。

5 「移転を受けた資産又は負債の明細4」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じ。）から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額）を記載します。

ロ 株式交換、株式移転及び株式交付 株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。

6 「適格区分5」は、その組織再編成が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じ。）の場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を（ ）内に記載します。また、その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。

7 「株式保有関係6」は、当事者間の株式保有関係が施行令第4条の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項のいずれの関係に該当するかにより、該当する条項を記載します。

また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じ。）の保有割合を記載します。

イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあつては金額。以下同じ。）がその他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあつては総額。以下同じ。）のうちに占める割合

ロ 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が施行令第4条の2第1項及び第2項（支配関係及び完全支配関係）の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合

8 「従業者の数7」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 合併に係る被合併法人 「組織再編成前」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその合併後に法第2条第12号の8ロ(1)又は施行令第4条の3第4項第3号に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。

ロ 分割に係る分割法人 「組織再編成前」欄はその分割法人のその分割前に行っていた事業（その分割により分割承継法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第2条第12号の11ロ(2)又は施行令第4条の3第8項第4号若しくは同条第9項第4号に規定する分割承継法人の業務に従事する者の数を記載します。

ハ 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第2条第12号の14ロ(2)又は施行令第4条の3第15項第4号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。

ニ 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。）のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

ホ 株式交換に係る株式交換完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第2条第12号の17ロ(1)に規定する株式交換等完全子法人の業務又は施行令第4条の3第20項第3号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

ヘ 株式移転に係る株式移転完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式移転完全子法人の株式移転直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式移転後に法第2条第12号の18ロ(1)又は施行令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

9 「組織再編成前の主要事業等8」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 合併に係る被合併法人 その合併前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の

改 正 後	改 正 前
<p>(211 組織再編成に係る主要な事項の明細書)</p> <p>「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ト 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る現物出資法人 その現物出資に係る被現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>チ 新設現物出資に係る現物出資法人 その新設現物出資に係る他の現物出資法人のその新設現物出資前に行っていた事業のうち、その新設現物出資により被現物出資法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>リ 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ヌ 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ル 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ヲ 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>11 「事業規模10」の「指標」欄は、施行令第4条の3第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第18項第2号又は第24項第2号の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、（ ）内にその指標を簡記します。</p> <p>12 「特定役員等の役職名及び氏名11」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。</p> <p>イ 合併に係る被合併法人 その合併前にその被合併法人の特定役員（施行令第4条の3第4項第2号に規定する特定役員をいいます。以下同じ。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者</p> <p>ロ 分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人 その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（施行令第4条の3第8項第2号又は第9項第2号に規定する役員等をいいます。）であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者</p> <p>ハ 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者</p> <p>ニ 株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人 これらの法人の特定役員である者</p> <p>13 「支配株主の株式の保有状況12」は、合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に支配株主（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する支配株主をいいます。以下同じ。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。</p> <p>また、その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を○で囲みます。</p>	<p>(204 組織再編成に係る主要な事項の明細書)</p> <p>人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>リ 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ヌ 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ル 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ヲ 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>11 「事業規模10」の「指標」欄は、施行令第4条の3第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第18項第2号又は第24項第2号の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、（ ）内にその指標を簡記します。</p> <p>12 「特定役員等の役職名及び氏名11」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。</p> <p>イ 合併に係る被合併法人 その合併前にその被合併法人の特定役員（施行令第4条の3第4項第2号に規定する特定役員をいいます。以下同じ。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者</p> <p>ロ 分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人 その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（施行令第4条の3第8項第2号又は第9項第2号に規定する役員等をいいます。）であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者</p> <p>ハ 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者</p> <p>ニ 株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人 これらの法人の特定役員である者</p> <p>13 「支配株主の株式の保有状況12」は、合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に支配株主（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する支配株主をいいます。以下同じ。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。</p> <p>また、その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を○で囲みます。</p>

(222 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

(215 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		(記 号 番 号)
		令和 年 月 日
		殿

国税庁長官

連結納税の承認申請の承認
却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、
調査したところ 相当 と認められるので、これを承認 したから通知し
以下の理由により不相当 却下
ます。

(処分の理由)

(同 左)

改 正 後

(222 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(215 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(222 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

連結納税の承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「連結納税の承認申請の承認通知書」は、連結納税の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	連結納税の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請にかかる事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

(削 除)

改 正 前

(215 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

連結納税の承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「連結納税の承認申請の承認通知書」は、連結納税の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	連結納税の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請にかかる事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(226 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		(記 号 番 号)
		令和 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 取 り や め の 承 認 申 請 の 承 認 却 下 通 知 書

貴法人から令和 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請
 については、調査したところ 相 当 と認められるので、これを 承 認 し
 以下の理由により不相当 却 下
 たから通知します。

(処分の理由)

改正前

(219 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(226 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(219 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(226 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「連結納税の取りやめの承認申請の承認通知書」は、連結納税の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	連結納税の取りやめの承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請にかかる事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

(削 除)

改 正 前

(219 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「連結納税の取りやめの承認申請の承認通知書」は、連結納税の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	連結納税の取りやめの承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請にかかる事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(231) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する
旨を記載した書類
e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)

※ 整理番号	
※ 通算グループ整理番号	

加入

令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算親法人となる法人	納 税 地 (フリガナ)	〒
		法 人 名 等	電話 () -
		法 人 番 号 (フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	

法人税法施行令第131条の12第3項の規定に基づき、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
また、法人税法第75条の4第1項及び地方税法第19条の3第1項に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要があるため届け出ます。
 法人税法第14条第8項(グループ通算制度への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分

完全支配関係を有することとなった日又は特例決算期間の末日の翌日から効力が生ずる場合
法人税法第64条の9第11項(同条第13項)

申請特例年度において完全支配関係を有することとなった場合
法人税法第64条の9第12項(同条第13項)

完全支配関係を有することとなった日(加入日) 令和 年 月 日

グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合	加入日の前日の属する特例決算期間	初日令和 年 月 日 末日令和 年 月 日
	加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
	通算子法人最初通算事業年度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

通算子法人となる法人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名
	納 税 地 〒 電話 () -		整 理 番 号
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		部 門
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額 円		決 算 期
	発 行 済 株 式 等 の 状 況 付表2(発行済株式等の状況)のとおり		備 考
	<input type="checkbox"/> 法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」		

税 理 士 署 名

※税務署 部 門 処理欄	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	適 用 状 態	1 通算申請中 2 通算承認 3 取りやめ	確 認
--------------	-------	---------	-----	-----	-----	-----------	-------	---------	-----------------------------	-----

改 正 前

(224) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(231) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」 「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)</p> <p>1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 なお、通算子法人となる法人ごとに作成してください。</p> <p>(1) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合 通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係(法人税法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。)を有することとなった場合(令131の12③) ◇提出法人:当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人 ◇提出期限:完全支配関係を有することとなった日(以下「加入日」といいます。)(加入日がグループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書を提出した日前である場合には、その申請書を提出した日)以後遅滞なく ◇提出先:当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:3通 ◇添付書類:① 出資関係図(この書類の提出時における通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表) (注) 「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>(2) グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合 通算子法人となる法人が、通算親法人事業年度又は申請特例年度(法人税法第64条の9第7項の規定の適用を受けてグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度をいいます。)の中途において通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合(法14⑧) ※ 既に提出された「グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」にその名称が記載された法人は、改めてこの書類を提出することはできません。 ◇提出法人:当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人 ◇提出期限:当該通算子法人となる法人のこの特例の適用がないものとした場合の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限となる日 ◇提出先:当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:1通(当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人が調査課所管法人である場合は2通)</p> <p>上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時に(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題の両方の口にレ印を付して3通提出してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人(通算親法人又は通算親法人となる法人)が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名等」欄には、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(4) 上記1(2)のグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けようとする場合には、それぞれ次のとおり記載してください。なお、「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、その通算子法人となる法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する内国法人でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けるもの(以下「加入時期特例適用法人」といいます。)と同様、この特例を適用することとなります。</p> <p>イ 「加入日の前日の属する特例決算期間」欄は、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する月次決算期間(会計期間をその開始の日以後1月ごとに区分した各期間(最後に1月末満の期間を生じたときは、その1月末満の期間)をいいます。)又は会計期間(「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、当該通算子法人となる法人に係る加入時期特例適用法人について提出されたこの書類(初葉)の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間)を記載してください。</p> <p>ロ 「加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度」欄は、加入日の前日から「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載した期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度(法人税法第14条第8項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいいます。)開始の日及び終了の日を記載してください。 (注)記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。</p>	<p>(224) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」 「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)</p> <p>1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 なお、通算子法人となる法人ごとに作成してください。</p> <p>(1) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合 通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係(法人税法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。)を有することとなった場合(令131の12③) ◇提出法人:当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人 ◇提出期限:完全支配関係を有することとなった日(以下「加入日」といいます。)(加入日がグループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書を提出した日前である場合には、その申請書を提出した日)以後遅滞なく ◇提出先:当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:3通 ◇添付書類:① 出資関係図(この書類の提出時における通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表) (注) 「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>(2) グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合 通算子法人となる法人が、通算親法人事業年度又は申請特例年度(法人税法第64条の9第7項の規定の適用を受けてグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度をいいます。)の中途において通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合(法14⑧) ※ 既に提出された「グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」にその名称が記載された法人は、改めてこの書類を提出することはできません。 ◇提出法人:当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人 ◇提出期限:当該通算子法人となる法人のこの特例の適用がないものとした場合の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限となる日 ◇提出先:当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:1通(当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人が調査課所管法人である場合は2通)</p> <p>上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時に(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題の両方の口にレ印を付して3通提出してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人(通算親法人又は通算親法人となる法人)が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名等」欄には、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(4) 上記1(2)のグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けようとする場合には、それぞれ次のとおり記載してください。なお、「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、その通算子法人となる法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する内国法人でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けるもの(以下「加入時期特例適用法人」といいます。)と同様、この特例を適用することとなります。</p> <p>イ 「加入日の前日の属する特例決算期間」欄は、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する月次決算期間(会計期間をその開始の日以後1月ごとに区分した各期間(最後に1月末満の期間を生じたときは、その1月末満の期間)をいいます。)又は会計期間(「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、当該通算子法人となる法人に係る加入時期特例適用法人について提出されたこの書類(初葉)の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間)を記載してください。</p> <p>ロ 「加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度」欄は、加入日の前日から「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載した期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度(法人税法第14条第8項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいいます。)開始の日及び終了の日を記載してください。 (注)記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(231) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))</p> <p>ハ 「通算子法人適用開始年度」欄は、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(6) 「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄については、通算子法人となる法人が、グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人(加入日から当該内国法人について提出されたこの書類(初葉)の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間の末日までの間に通算親法人又は通算親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限り、)に該当する場合、□にレ印を付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p><u>(1) 法人課税信託の名称の併記</u> 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p><u>(2) 通算子法人となる法人の特例決算期間としていた会計期間が決算期変更又は合併により異動する場合の取扱い</u> <u>次の場合には、それぞれ次の取扱いとなりますので、留意してください。</u></p> <p><u>イ 通算親法人又は通算親法人となる法人の会計期間に合わせて会計期間の末日を前倒しする会計期間の変更をした場合 特例決算期間の末日は変更後の会計期間の末日となり、その通算子法人となる法人には、変更後の会計期間の末日の翌日に通算承認の効力が生じます。</u></p> <p><u>ロ 通算子法人となる法人が合併により解散した場合 特例決算期間の末日まで完全支配関係が継続しないことから、その通算子法人となる法人には、通算承認の効力は生じません。</u></p>	<p>(224) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉))</p> <p>ハ 「通算子法人適用開始年度」欄は、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(6) 「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄については、通算子法人となる法人が、グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人(加入日から当該内国法人について提出されたこの書類(初葉)の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間の末日までの間に通算親法人又は通算親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限り、)に該当する場合、□にレ印を付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p><u>○ 法人課税信託の名称の併記</u> 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改正後

(235 グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		(記 号 番 号)
		令和 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官

承認
グループ通算制度の承認申請の 通知書
却 下

貴法人から令和 年 月 日付でされたグループ通算制度の承認申請につい
ては、調査したところ 相 当 と認められるので、これを 承認 したか
以下の理由により不相当 却下
ら通知します。

(処分の理由)

改正前

(228 グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(235 グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(228 グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(235 グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書)

グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「グループ通算制度の承認申請の承認
通知書」は、グループ通算制度の承認申請について承認又は却下の通知
をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	グループ通算制度の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

(削 除)

改 正 前

(228 グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書)

グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「グループ通算制度の承認申請の承認
通知書」は、グループ通算制度の承認申請について承認又は却下の通知
をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	グループ通算制度の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(238 グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 名	殿

(記 号 番 号)
令和 年 月 日

国 税 庁 長 官

承 認
グループ通算制度の取りやめの承認申請の 通 知 書
却 下

貴法人から令和 年 月 日付でされたグループ通算制度の取りやめの承認申
請については、調査したところ 相 当 承認
以下の理由により不相当 と認められるので、これを 却下
したから通知します。

(処分の理由)

改 正 前

(231 グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(238 グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(231 グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(238 グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認通知書」は、グループ通算制度の承認申請について承認又は却下

下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	グループ通算制度の取りやめの承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

(削 除)

改 正 前

(231 グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認通知書」は、グループ通算制度の承認申請について承認又は却下

下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	グループ通算制度の取りやめの承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(255 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(248 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

納 税 地	(正 本)	法 第 号
法 人 名		令 和 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた(欠損連結事業年度) 自平成・令和 年 月 日
至平成・令和 年 月 日

(還付連結事業年度) 自平成・令和 年 月 日 についての連結欠損金の繰戻しによる還付請求に
至平成・令和 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(同 左)

改 正 後

(255 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(248 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(255 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(248 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(255 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、連結欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
本文	「……(の一部)……」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」「還付請求書がその提出期限(×月×日)までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記載する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(削 除)

改 正 前

(248 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、連結欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
本文	「……(の一部)……」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」「還付請求書がその提出期限(×月×日)までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記載する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(258) 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

(251) 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

納 税 地		法第	号	
		令和	年	月 日
代 表 者 名	殿			
<p>税 務 署 長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">④</p>				
<p>連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書</p>				
<p>貴法人から 令和 年 月 日付でされた(災害欠損連結事業年度) 自 平成・節 年 月 日</p> <p>至 平成・節 年 月 日</p> <p>(還付所得連結事業年度) 自 平成・節 年 月 日 についての連結法人の災害損失繰戻しによる還付</p> <p>至 平成・節 年 月 日</p> <p>請求については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。</p>				
記				
<p>(理由)</p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p>				
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>				

(規格 A 4)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="74 147 1083 178">(258) 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)</p> <p data-bbox="638 231 964 262" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="133 325 400 357">【不服申立てについて】</p> <ul data-bbox="118 367 1484 682" style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="133 724 430 756">【取消しの訴えについて】</p> <ul data-bbox="118 766 1484 1312" style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ul data-bbox="133 1081 1484 1312" style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p data-bbox="1498 147 2507 178">(251) 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)</p> <p data-bbox="1498 231 1617 262">(同 左)</p>

改 正 後

(258) 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国 税 局 長 対 して 再 調 査 の 請 求 又 は 国 税 不 服 審 判 所 長 (提 出 先 は、
国 税 不 服 審 判 所 首 席 国 税 審 判 官) 対 して 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す。
- 再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(251) 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(258 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書」は、災害損失の繰戻しによる還付請求が連結確定申告書又は仮決算の連結中間申告書の提出と同時にされたものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「…… (の一部) ……」の括弧書の箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「当該連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……当該連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」「還付請求書が連結確定申告書と同時に提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する (それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(削 除)

改 正 前

(251 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書」は、災害損失の繰戻しによる還付請求が連結確定申告書又は仮決算の連結中間申告書の提出と同時にされたものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「…… (の一部) ……」の括弧書の箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「当該連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……当該連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」「還付請求書が連結確定申告書と同時に提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する (それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項 (定義) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後	改 正 前
<p>(259 事業年度分の適用額明細書)</p> <p style="text-align: center;">適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領</p> <p>1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。</p> <p>2 この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。</p> <p>3 この明細書の各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。</p> <p>(2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。</p> <p>(3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。</p> <p>(4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法又は令和2年改正前措置法」の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。</p> <p>(5) 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後開始する事業年度から記載してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(252 事業年度分の適用額明細書)</p> <p style="text-align: center;">適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領</p> <p>1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。</p> <p>2 この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。</p> <p>3 この明細書の各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。</p> <p>(2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。</p> <p>(3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。</p> <p>(4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。</p> <p>(5) 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後開始する事業年度から記載してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(260 連結事業年度分の適用額明細書)

適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領

- この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。
- この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- この明細書の各欄の記載は、次によります。
 - 「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「連結所得金額又は連結欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。
 - 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。
 - 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。
 - 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「[令和2年改正前](#)措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。
 - 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後開始する連結事業年度から記載してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(253 連結事業年度分の適用額明細書)

適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領

- この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。
- この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- この明細書の各欄の記載は、次によります。
 - 「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「連結所得金額又は連結欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。
 - 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。
 - 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。
 - 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「[租税特別](#)措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。
 - 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後開始する連結事業年度から記載してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

(269 特定医療法人の承認申請の却下通知書(通知))

(263 特定医療法人の承認の取消通知書(通知))

(同 左)

		課法 令和 年 月 日
納 税 地		
法 人 名		
代表者氏名		

殿 国税庁長官

特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知)

貴法人から令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認申請について審査したところ、以下の理由により租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 号に規定する要件を満たさないと認められるので、これを却下したから通知します。

(処分の理由)

改 正 後

(269 特定医療法人の承認申請の却下通知書(通知))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(263 特定医療法人の承認の取消通知書(通知))

(同 左)

改 正 後

(269 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

特定医療法人の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定医療法人の承認申請の却下通知書」は、特定医療法人の承認申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。

(削 除)

改 正 前

(262 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

特定医療法人の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定医療法人の承認申請の却下通知書」は、特定医療法人の承認申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(270 特定医療法人の承認の取消通知書(通知))

(263 特定医療法人の承認の取消通知書(通知))

	課法 令和 年 月 日
納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国税庁長官

特定医療法人の承認の取消通知書（通知）

貴法人に対する平成・令和 年 月 日付で通知した租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認については、以下の事実により租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第号に定める要件を満たさなくなると認められるので、同法第 67 条の 2 第 2 項の規定により、その事実があったと認められる平成・令和 年 月 日以後に終了する事業年度に係る特定医療法人の法人税率の特例の承認を取り消したから通知します。

(取消処分の基因となった事実)

(同 左)

改 正 後

(270 特定医療法人の承認の取消通知書(通知))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(263 特定医療法人の承認の取消通知書(通知))

(同 左)

改 正 後

(270 特定医療法人の承認の取消通知書)

特定医療法人の承認の取消通知書

1 使用目的

「特定医療法人の承認の取消通知書」は、特定医療法人の承認について、取り消す場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
(取消処分の基 因となった事 実)	取消処分の基因となった事実について具体的に記入する。

(削 除)

改 正 前

(263 特定医療法人の承認の取消通知書)

特定医療法人の承認の取消通知書

1 使用目的

「特定医療法人の承認の取消通知書」は、特定医療法人の承認について、取り消す場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
(取消処分の基 因となった事 実)	取消処分の基因となった事実について具体的に記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(273 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FCG5PC2) (以下「通知書」という。)は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FCG5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書発送件名簿)」(FCC3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。) (以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1) 本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号

(注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2) 加算税賦課決定決議書

決議番号

(注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。) を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書 (共通部分)

項 目	内 容
標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「*」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク) を印字して抹消する。
住所 (所在地) 及び氏名 (法人名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超

改 正 前

(266 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FCG5PC2) (以下「通知書」という。)は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FCG5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書発送件名簿)」(FCC3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。) (以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1) 本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号

(注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2) 加算税賦課決定決議書

決議番号

(注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。) を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書 (共通部分)

項 目	内 容
標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「*」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク) を印字して抹消する。
住所 (所在地) 及び氏名 (法人名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超

改 正 後

(273 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

	<p>えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。</p> <p>また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。</p> <p>なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。</p> <p>住所（所在地）：上段部分(通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分(領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名（法人名）：上段部分(通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分(領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字 下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字</p> <p>※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。</p>
税 目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。
信 託 の 名 称	何も印字しない。
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。
徴 定 区 分	「告知」（34）を印字する。
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりで。」を印字する。
納 期 限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	（本税等の内訳は裏面のとおりで。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「*」（アスタリスク）を印字する。
主 文	処分の種類ごとに次の定型文を印字する。
① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67

改 正 前

(266 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

	<p>えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。</p> <p>また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。</p> <p>なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。</p> <p>住所（所在地）：上段部分(通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分(領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名（法人名）：上段部分(通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分(領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字 下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字</p> <p>※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。</p>
税 目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。
信 託 の 名 称	何も印字しない。
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。
徴 定 区 分	「告知」（34）を印字する。
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりで。」を印字する。
納 期 限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	（本税等の内訳は裏面のとおりで。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「*」（アスタリスク）を印字する。
主 文	処分の種類ごとに次の定型文を印字する。
① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67

改 正 後

(273 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

決定する場合 (期限後自主納付)	条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。
② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合 (調査による自主納付)	◎ 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。
③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
④ 本税の納税の告知をする場合(加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑥ 本税の納税の告知をする場合(重加算税の賦課決定のみ)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑦ 重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合(調査自主)	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑧ 重加算税のみを賦課決定する場合(調査自主)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑨ 本税の納税の告知と調査	◎ 本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。

改 正 前

(266 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

決定する場合 (期限後自主納付)	条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。
② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合 (調査による自主納付)	◎ 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。
③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
④ 本税の納税の告知をする場合(加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑥ 本税の納税の告知をする場合(重加算税の賦課決定のみ)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑦ 重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合(調査自主)	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑧ 重加算税のみを賦課決定する場合(調査自主)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
⑨ 本税の納税の告知と調査	◎ 本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。

改正後

(273) 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

自主納付が混在する場合(不納付加算税のみ)	このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
年 月 日	「特殊文書送付名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。

ロ 領収済通知書

項 目	内 容
年 度	所属する会計年度を印字する。
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。

改正前

(266) 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

自主納付が混在する場合(不納付加算税のみ)	このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
年 月 日	「特殊文書送付名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。

ロ 領収済通知書

項 目	内 容
年 度	所属する会計年度を印字する。
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。

改 正 後

(273) 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

納期等の区分	所得種類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。			
		名称	所得種類	名称	所得種類
		給与	俸給・給料等	匿名組合	匿名組合契約
		退職	退職手当等	配当	配当等
		報酬	報酬・料金等	定期積金	定期積金等
		公的年金	公的年金等	懸賞金等	懸賞金等
		生命保険	生命・損害保険契約等	上場株式	上場株式等
		非居住者 利子	非居住者・外国法人 利子等	償還差益	償還差益
	年月分	支払年月を印字する			
納付年月日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。			
法定納期限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。			
本税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を()書きで印字する。			
不納付	区分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。			
加算税等	税額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。			
延滞税		次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{延滞税の割合} \times \text{期間(日数)}}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30			

改 正 前

(266) 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

納期等の区分	所得種類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。			
		名称	所得種類	名称	所得種類
		給与	俸給・給料等	匿名組合	匿名組合契約
		退職	退職手当等	配当	配当等
		報酬	報酬・料金等	定期積金	定期積金等
		公的年金	公的年金等	懸賞金等	懸賞金等
		生命保険	生命・損害保険契約等	上場株式	上場株式等
		非居住者 利子	非居住者・外国法人 利子等	償還差益	償還差益
	年月分	支払年月を印字する			
納付年月日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。			
法定納期限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。			
本税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を()書きで印字する。			
不納付	区分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。			
加算税等	税額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。			
延滞税		次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{延滞税の割合} \times \text{期間(日数)}}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30			

改 正 後

(273 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

	<p>日の日本銀行が定める基準割引率+4%</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」</p> <p>(2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合</p> <p>イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
--	--

6 記載事項

国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、通知書の「住所(所在地)」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する(当該文言を記載した別紙を同封する方法に代えても差し支えない。)

(削除)

7 留意事項

○ 処分の理由書の作成

主文の項目のうち③～⑨については、別途OAシステムにより処分の理由書(納税の告知、重加算税、不納付加算税の理由を記載した書面)を作成することに留意する。

(削除)

改 正 前

(266 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

	<p>日の日本銀行が定める基準割引率+4%</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」</p> <p>(2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合</p> <p>イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
--	--

6 記載事項

国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。

イ 通知書の「住所(所在地)」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する(当該文言を記載した別紙を同封する方法に代えても差し支えない。)

ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。

ハ 次により記載した教示文を同封する。

(イ) 「…3月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。

(ロ) 「…(提出先は)」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

7 留意事項

(1) 処分の理由書の作成

主文の項目のうち③～⑨については、別途OAシステムにより処分の理由書(納税の告知、重加算税、不納付加算税の理由を記載した書面)を作成することに留意する。

(2) 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(278 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

(271 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

(同 左)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官

税務署長

印

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用につ
いての申請は、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

(278 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(271 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(278) 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書」(FCB7PB2) は、納期の特例の承認申請を却下する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力するので、正本（1枚目）は源泉徴収義務者送付用として、副本（2枚目）は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「2 却下」とし、「決裁年月日」及び「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト（納特）」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認申請について、却下する旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例の承認申請を却下する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本（通知用）と副本（署控用）との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提 出 年 月 日	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「…（提出先は ）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補 完 表 示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

(削 除)

改 正 前

(271) 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書」(FCB7PB2) は、納期の特例の承認申請を却下する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力するので、正本（1枚目）は源泉徴収義務者送付用として、副本（2枚目）は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「2 却下」とし、「決裁年月日」及び「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト（納特）」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認申請について、却下する旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例の承認申請を却下する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本（通知用）と副本（署控用）との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提 出 年 月 日	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「…（提出先は ）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補 完 表 示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(278 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改正前

(271 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

6 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改正後

(280 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
年 月 日

財務事務官
税務署長 [印]

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

年 月 日に承認した源泉所得税の納期の特例適用につ
いては、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(273 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

(同 左)

(280 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(273 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(280 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書」(FCB7PB3) は、納期の特例の適用を受けていた源泉徴収義務者についてその承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「4 取消一号」又は「5 取消三号」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(納特)」及び「取消一覧表」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
承 認 年 月 日	取り消した納期の特例の承認について、その承認を受けた日を印字する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補 完 表 示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

5 記載要領

「処分の理由」欄には、納期の特例の取り消しを行う理由を記入する。

(削 除)

改 正 前

(273 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書」(FCB7PB3) は、納期の特例の適用を受けていた源泉徴収義務者についてその承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「4 取消一号」又は「5 取消三号」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(納特)」及び「取消一覧表」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
承 認 年 月 日	取り消した納期の特例の承認について、その承認を受けた日を印字する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補 完 表 示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

5 記載要領

「処分の理由」欄には、納期の特例の取り消しを行う理由を記入する。

6 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものと

改 正 後

(280 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

6 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(273 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

して別途定めるものにより送付する。

7 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(282 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

令和 年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書											
給与等の支払者		住所又は所在地		〒							
		氏名又は名称		殿							
徴収繰延承認申請者	所属部課名			申請年月日							
	住所										
氏名											
繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与	Aに対する源泉徴収税額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C)	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額	平均月割額の7割相当額 (E×70%)	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F-D)	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は (C-H) の1/2	備考	
									承認額		
							(処分の理由)				
上記の者から令和 年 月 日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。											
令和 年 月 日											税務署長 ㊟

01.06改正

(規格A4)

改正前

(275 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

(同 左)

改 正 後

(282 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(275 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

(同 左)

改 正 後

(282 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書
 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」は、年末調整による不足額の徴収繰延べについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書」は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項 目	記 載 要 領
税 務 署 処 理 欄 (処 理)	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を抹消する。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 通 知 文 の 「承認(却下)」の文言	決裁結果に応じて、「承認」又は「却下」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(275 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書
 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」は、年末調整による不足額の徴収繰延べについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書」は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項 目	記 載 要 領
税 務 署 処 理 欄 (処 理)	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を抹消する。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 通 知 文 の 「承認(却下)」の文言	決裁結果に応じて、「承認」又は「却下」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(285 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

(278 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

(同 左)

所在地 名 称 代 表 者 名		第	号
		令和	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

④

**地方公共団体の互助会が行う職員の相互
扶助制度に関する承認申請の却下通知書**

貴互助会から令和 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請
については、以下に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げ
る要件に該当しないので、これを却下します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 後

(285 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(278 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(285 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「令和 年 月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の)「処分の理由」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(278 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「令和 年 月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の)「処分の理由」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(286 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

(279 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

所在地 名称 代表者名		第	号
		令和	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

貴互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認は、以下の理由により、その制度が
所得税法施行令第208条第2号に掲げる要件に該当しないこととなったので、令和 年
月 日以後これを取り消します。

(処分の理由)

(同 左)

(規格 A 4)

改 正 後

(286 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(279 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(286 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「令和 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
処 分 の 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(279 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「令和 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
処 分 の 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(290 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

(283 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

所在地		第	号
名		令和	年
称		月	日
代氏 表 者名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

④

特定退職金共済団体に関する承認
変更承認申請の却下通知書

から令和 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に
関する承認
変更承認申請については、以下の理由により、 の退職金共済
規程が所得税法施行令第73条第1項及び第2項に規定する要件に該当しないので、
これを却下します。

(処分の理由)

(同 左)

改 正 後

(290 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(283 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(290 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「令和 年月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該当条項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
処分の理由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下する理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(283 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「令和 年月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該当条項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
処分の理由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下する理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(291 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

(284 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

(同 左)

所在地		第 号
名 称		令和 年 月 日
代表者名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

の特定共済団体に関する承認は、以下の理由により令和 年 月 日以後これを取消します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

(291 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(284 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

(同 左)

改 正 後

(291 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の空白欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「令和 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
処 分 の 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(284 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の空白欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「令和 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
処 分 の 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(294 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

(287 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

住所
氏名

殿

税 務 署 長
財務事務官

印

令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

あなたから、令和 年 月 日付でされた令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付の申請については、下記のとおり承認・却下しましたから通知します。

記

承認の内容	徴収猶予・還付	所得の種類	給与・報酬等・日雇給与
還付税額	円	徴収猶予の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
徴収猶予税額	上記の期間内に支払を受ける給与等 公的年金等 報酬等 に対する税額の 全 半		
給与等・公的年金等・報酬等の支払者名			
処分の理由			

(同 左)

改 正 後

(294 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(287 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(294 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の 「 承 認 却 下 」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「令和 年 月 日付でされた」 の空白欄	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金 等・報酬等の提出年月日を記載する。
承 認 の 内 容 所 得 の 種 類 徴 収 猶 予 税 額	該当項目を○で囲む。
処 分 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等 その理由を記載する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人 の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。

(削 除)

改 正 前

(287 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の 「 承 認 却 下 」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「令和 年 月 日付でされた」 の空白欄	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金 等・報酬等の提出年月日を記載する。
承 認 の 内 容 所 得 の 種 類 徴 収 猶 予 税 額	該当項目を○で囲む。
処 分 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等 その理由を記載する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人 の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。

4 送付に当たっての留意事項

この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(304 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことのお知らせ)

住は 所居 又所		第	号
		令和	年 月 日
氏 名			殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことのお知らせ**

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、令和 年 月 日付で申請のあった芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

改正前

(297 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことのお知らせ)

(同 左)

改 正 後

(304 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(297 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

(同 左)

改正後

(304 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領
本文の「令和 年 月 日付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処分の理由	所得税法施行令第323条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削除)

改正前

(297 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領
本文の「令和 年 月 日付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処分の理由	所得税法施行令第323条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(306 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

住は 所居 又所		第	号
		令和	年 月 日
氏 名			殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に
対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書**

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなつたものと認められますから、通知します。

なお、平成・令和 年 月 日に交付した証明書 第 号は、この通知があつた日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。

(処分の理由)

改正前

(299 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

(同 左)

改 正 後

(306 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(299 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

(同 左)

改正後

(306 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」（以下「通知書」という。）は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領
本文の「平成・令和年月日に交付した証明書第号」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記入する。
処分の理由	所得税法施行令第323条に規定する要件に該当しないこととなったものと認定する理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削除)

改正前

(299 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」（以下「通知書」という。）は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領
本文の「平成・令和年月日に交付した証明書第号」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記入する。
処分の理由	所得税法施行令第323条に規定する要件に該当しないこととなったものと認定する理由を記入する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(385 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

(378 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住所		第	号
		令和	年 月 日
氏名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

㊟

**勤労者財産形成住宅
年金貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書**

あなたから令和 年 月 日付でされた勤労者財産形成住宅年金貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

(処分の理由)

(同 左)

改 正 後

(385 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(378 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(385 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができない旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和年月日付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由について、確認できない理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申出者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

改 正 前

(378 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができない旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和年月日付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由について、確認できない理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申出者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(390 振替国債等の利子等課税の特例に関する非課税適用申告書・特例書類 兼 更新申告書)

振替国債等の利子等課税の特例に関する非課税適用申告書・特例書類 兼 更新申告書
Application Form or Special Document for Withholding Tax Exemption on the interests, etc. from Japanese Government Bonds, etc. (J-BIEM)

税務署長 殿 To: The District Director of Tax Office 1 日付 Date:

2 提出する者の種類 Type of the applicant	<input type="checkbox"/> A 非居住者 Non-resident Individual <input type="checkbox"/> B 外国法人 Foreign Corporation <input type="checkbox"/> C 適格外国証券投資信託 Qualified Foreign Securities Investment Trust <input type="checkbox"/> D 外国年金信託 Foreign Pension Trust <input type="checkbox"/> E 特例対象組合又は特例対象信託 Partnership or Trust to which special treatment is applied		
3 提出する者の氏名又は名称 Name of the applicant			
4 個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number			
5 提出する者の住所等 Address of the applicant			
6 提出する者の種類により記載すべき事項 Other items required to be filled in depending on the type of the applicant			

本様式により、下記の特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている 次の利子・償還差益等につき租税特別措置法第5条の2第1項、第5条の3第1項、又は第41条の13の3第1項の規定の非課税適用を受けたいので、この旨申告します。

With this form, we hereby file for tax-exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation, Article 5-2, Paragraph 1 or Article 5-3, Paragraph 1 or Article 41-13-3 and the relevant regulations thereunder, with regard to the following interests and redemption recorded in an account with a Specified Book-entry Transfer Institution, etc. or a Qualified Foreign Intermediary (QFI) stated as below.

7 振替国債 Japanese Government Bonds
 振替地方債及び振替社債等 Japanese Local Government Bonds and Japanese Corporate Bonds, etc.
 特定振替割引債(特定振替割引国債、特定振替割引地方債、特定振替割引社債等) In the case of Book-entry transfer Discount Japanese Government Bonds (DJGBs), Discount Japanese Local Government Bonds (DJLGBs) and Discount Japanese Corporate Bonds, etc. (DJCBs)

8 適格外国仲介業者等の所在地及び名称 Name and Address of the QFI, etc.	適格外国仲介業者の特定国外営業所等(の長)の受理日付 Date of receipt by the qualified person at the QFI's specified foreign branch	9 特定国外営業所等が確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the applicant
10 摘要欄 Remarks	特定振替機関等の所在地及び名称 Name and Address of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	11 受理日付

05.06

(390 振替国債等の利子等課税の特例に関する非課税適用申告書・特例書類 兼 更新申告書)

(新 設)

改 正 後

(390 振替国債等の利子等課税の特例に関する非課税適用申告書・特例書類 兼 更新申告書)

提出者用ー共通 For Applicants - common

1	特定振替機関等又は適格外国仲介業者への提出日を記入します。この日から非課税適用が開始されます。非課税申告書は、5年毎の更新が必要となります。 Please fill in the date to submit the form to the Specified Book-entry Transfer Institution, etc. or the Qualified Foreign Intermediary (QFI), from when the tax exemption is applied. The application form should be replaced in every five years.
2	「提出者の種類」を選択してチェック・ボックスに印を付し、その種類毎に以下の指示に従って下さい。 Please select a 'Type of the Applicant', check an appropriate box and then follow the below instruction by the type.
4	個人番号又は法人番号を有する場合のみ記入します。 In 'Individual Number or Corporate Number', please fill in the Individual Number or Corporate Number if you are an Individual Number or Corporate Number holder.
7	本文中、非課税の適用を受けようとする債券利子等の種類を選択してチェック・ボックスに印を付して下さい。 Please select a type of the bond interest, etc. to apply tax exemption for and check an appropriate box in the body text.
10	提出をする者が納税管理人を指名している場合には、「納税管理人」としてその氏名及び住所を「摘要欄」に記入します。 In case where the applicant appoints a tax agent, please fill in the Name and Address of the applicant's tax agent in "Remarks" with the description of "Tax Agent".

提出者用ーAからEの種類毎 For Applicants – by Type from A to E

A 提出をする者が非居住者である場合 In the case where an applicant is a nonresident individual;	
3	「提出する者の氏名又は名称」欄に、当該非居住者の氏名を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of the non-resident individual.
5	「提出する者の住所等」欄に、当該非居住者の(日本国外の)住所又は居所地を記入します。但し、提出をする者が日本国内に居所又はPE(恒久的施設)を有する非居住者である場合には、居所地又はPEの所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the domicile or residence (outside Japan). In the case where an applicant is a non-resident individual which has his/her residence or permanent establishment in Japan, the address of his/her residence or permanent establishment is to be filled in.
6	提出をする者が日本国内に居所又はPE(恒久的施設)を有する非居住者である場合には、「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に(日本国外の)住所又は居所地を記入します。 In the case where an applicant is a nonresident individual which has his/her residence or permanent establishment in Japan, the domicile or residence (outside Japan) of the non-resident individual is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".
B 提出をする者が外国法人である場合 In the case where an applicant is a foreign corporation;	
3	当該外国法人の名称を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of the foreign corporation.
5	「提出する者の住所等」欄に、当該外国法人の(日本国外の)本店又は主たる事務所の所在地を記入します。但し、提出をする者が日本国内にPE(恒久的施設)を有する外国法人である場合には、「住所等」欄にはPEの所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation. In the case where an applicant is a foreign corporation which has permanent establishment in Japan, the address of its permanent establishment is to be filled in "Address of the applicant".
6	提出をする者が日本国内にPE(恒久的施設)を有する外国法人である場合には、「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に(日本国外の)本店又は主たる事務所の所在地を記入します。 In the case where an applicant is a foreign corporation which has permanent establishment in Japan, the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".
C 提出をする者が適格外国証券投資信託の受託者である場合 In the case where the applicant is the trustee of a Qualified Foreign Securities Investment Trust (QFSIT);	
3	「提出する者の氏名又は名称」欄に、受託者の名称を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of the trustee.
5	「提出する者の住所等」欄に、受託者の住所若しくは所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the domicile or the place of the trustee.
6	適格外国証券投資信託の名称及び組成地及び募集が行われた国及び地域を、「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に記入します。

改 正 前

(390 振替国債等の利子等課税の特例に関する非課税適用申告書・特例書類 兼 更新申告書)

(新 設)

改 正 後

(390 振替国債等の利子等課税の特例に関する非課税適用申告書・特例書類 兼 更新申告書)

	The name of the QFSIT and information on the countries/territories where the QFSIT is established and publicly offered/ marketed is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".
D 提出をする者が外国年金信託の受託者である場合 In the case where the applicant is the trustee (or the trustor) of a Foreign Pension Trust:	
3	「提出する者の氏名又は名称」欄に、受託者の名称を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of the trustee.
5	「提出する者の住所等」欄に、受託者の住所若しくは所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the domicile or the place of the trustee.
6	外国年金信託の名称及び設定の根拠となる外国の法令の名称を、「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に記入します。 The name of the Foreign Pension Trust and foreign law or ordinance to be the basis for the establishment of the Foreign Pension Trust is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".
E 提出をする者が特例対象組合に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する振替国債等の利子等につき支払を受ける場合 In the case where an applicant receives an interest or a dividends of the book-entry JGB, etc. which belongs to partnership or trust assets of the Partnership or the Trust to which special treatment is applied;	
2	本様式は、特例対象組合のそれぞれの組合員又は特例対象信託のそれぞれの委託者が提出するものです。他に、「組合等届出書」及び組合契約書等の写しの提出が必要となります。 This form is to be submitted by each partner of the Partnership or each trustor of the Trust which special treatment is applied. In addition to those applications, 'Notification of Partnership or Trust' with a copy of Partnership Agreement or Trust Deed will be required.
3	「提出する者の氏名又は名称」欄に、特例対象組合のそれぞれの組合員又は特例対象信託のそれぞれの委託者の氏名又は名称を記入します。 In 'Name of the applicant', please fill in the name of each partner of the Partnership or each trustor of the Trust which special treatment is applied.
5	「提出する者の住所等」欄に、特例対象組合のそれぞれの組合員又は特例対象信託のそれぞれの委託者の住所又は所在地を記入します。 In 'Address of the applicant', please fill in the domicile or the place of the partner of the Partnership or the trustor of the Trust which special treatment is applied.
6	特例対象組合又は特例対象信託の名称及び国内における主たる事務所等の所在地(国外に主たる事務所等がある場合は国外の主たる事務所等の所在地)、並びに業務執行者等の氏名又は名称及び住所等を「提出する者の種類により記載すべき事項」欄に記入します。 The name and place of the main domestic office (the outside office in the case when the Partnership or the Trust has a main office abroad) of the Partnership or the Trust, and the name and the domicile or the place of the Operating Partner of the Partnership or the Trustee of the Trust is to be filled in "Other items required to be filled in depending on the type of the applicant".

適格外国仲介業者等用 For Qualified Foreign Intermediaries (QFI's), etc.

8	提出する者の確認を行う特定振替機関等の営業所等、適格外国仲介業者の特定国外営業所等、特定口座管理機関の営業所等、特定間接口座管理機関の営業所等、適格口座管理機関の営業所等又は償還金若しくは利息等の支払の取扱者の名称及び所在地を記入します。租税特別措置法第5条の2第17項に規定する信託の特定受託者である場合は、当該特定受託者の営業所等の名称及び所在地を記入します。 Please fill in Name and Address of the branch, etc., of the Specified Book-entry Transfer Institution, etc., specified foreign branch, etc. of the QFI, the branch, etc., of the Specified Account Management Institution, the branch, etc., of the Specified Indirect Account Management Institution, the branch, etc. of the Qualified Account Management Institution or the Paying Agent of Redemption Proceeds, Interest or Dividends. In the case of the Specified Trustee prescribed under the Act on Special Measures Concerning Taxation, Article5-2, Paragraph 25, Name and Address of the branch, etc. of the Specified Trustee is to be filled in.
---	---

特定振替機関等用 For Specified Book-entry Transfer Institutions, etc.

9&11	本様式を特例書類として作成する場合は、特定振替機関等において代理作成することが可能です。その場合、これらの欄を記入する必要はありません。 When preparing this form as a Special Document, it can be made by a Special Book-entry Transfer Institutions, etc. In such cases, those columns do not have to be filled in.
------	--

改 正 前

(390 振替国債等の利子等課税の特例に関する非課税適用申告書・特例書類 兼 更新申告書)

(新 設)

(391 振替国債等の利子等課税の特例に関する異動申告書)

振替国債等の利子等課税の特例に関する異動申告書		
Application Form for Amendment concerning Withholding Tax Exemption on the interests, etc. from Japanese Government Bonds, etc. (J-BIEM)		
税務署長 殿 To: The District Director of Tax Office		1 日付 Date:
提出する者の種類 Type of the applicant	<input type="checkbox"/> A 非居住者 Non-resident Individual <input type="checkbox"/> B 外国法人 Foreign Corporation <input type="checkbox"/> C 適格外国証券投資信託 Qualified Foreign Securities Investment Trust <input type="checkbox"/> D 外国年金信託 Foreign Pension Trust	
2 提出する者の氏名又は名称 Name of the applicant		
3 個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number (個人番号又は法人番号を有する場合のみ記入) (Limited to cases of a holder)		
4 提出する者の住所等 Address of the applicant		
5 提出する者の種類により記載すべき事項 Other items required to be filled in depending on the type of the applicant		
<p>下記の事項につき異動がありましたので、租税特別措置法第5条の2第12項(第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。)の規定により申告します。 We hereby file the amendment to the Application Form for Withholding Tax Exemption based on the Act on Special Measures Concerning Taxation Article 5-2, Paragraph 12 (including the case applied under Article 5-3, Paragraph 9 and Article 41-13-3, Paragraph 12) and the relevant regulations thereunder, with regard to Japanese Government Bonds, or Japanese Local Government Bonds, or Japanese Corporate Bonds, etc, Discount Japanese Government Bonds, Discount Japanese Local Government bonds and Discount Japanese Corporate Bonds, etc. recorded in an account established in the Bank of Japan Book-entry System or the Japan Securities Depository Center Book-entry System through a Specified Book Entry Transfer Institution, etc. or Qualified Foreign Intermediary (QFI) stated as below.</p>		
6 異動事項 Descriptions of Amendments	異動前 Before Amendment	異動後 After Amendment
適格外国仲介業者等の所在地及び名称 Name and Address of the QFI, etc.	適格外国仲介業者の特定国外営業所等(の長)の受理日付 Date of receipt by the qualified person at the QFI's specified foreign branch t	
非課税適用申告書の提出年月日 Submission Date of initial Application Form for Withholding Tax Exemption	Date	年 月 日
特定国外営業所等が確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the applicant		
摘要 Remarks	特定振替機関等の所在地及び名称 Name and Address of by the Specified Book Entry Transfer Institution, etc.	受理日付

(391 振替国債等の利子等課税の特例に関する異動申告書)

(新 設)

改 正 後

(391 振替国債等の利子等課税の特例に関する異動申告書)

提出者用ー共通 For Applicants - common

1	異動が発生した日を記入します。 Please fill in the date of amendment.
2,4-5	異動後の内容を記入します。 Please fill in the name of the applicant, the address of the applicant and the other items required to be filled in depending on the type of the applicant after amendment.
3	個人番号又は法人番号を有する場合のみ記入します。 In 'Individual Number or Corporate Number', please fill in the Individual Number or Corporate Number if you are an Individual Number or Corporate Number holder.
6	異動した項目のみ記入します。 Please fill in the descriptions of amendments only.

改 正 前

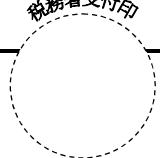
(391 振替国債等の利子等課税の特例に関する異動申告書)

(新 設)

改正後

(404 本店等一括提供に係る承認申請書 (N I S A 及びジュニアN I S A 兼用様式))

本店等一括提供に係る承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号	
	営業所所在地	〒	電話 - -
	(フリガナ)		
	営業所名称		
	個人番号又は法人番号	<small>個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</small>	
	(フリガナ)		
営業所長氏名			
(フリガナ)			
作成担当者			

非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供について、租税特別措置法第37条の14第30項及び同法第37条の14の2第25項に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提供先税務署長	税務署長
提供先税務署長に提供しようとする理由	<input type="checkbox"/> 下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため <input type="checkbox"/> その他 ()
本店等の所在地	
本店等の名称	
参考事項	

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処	処理内容	承認・みなし・却下
	決裁	・							理	通知年月日
	通信日付印	・	・	確認			通知書	事	(却下理由)	
	(摘要)							績		
	番号確認	身元確認	確認書類							
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他								

(規格A4)

05.06 改正

改正前

(395 本店等一括提供に係る承認申請書 (N I S A 及びジュニアN I S A 兼用様式))

本店等一括提供に係る承認申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号	
	営業所所在地	〒	電話 - -
	(フリガナ)		
	営業所名称		
	個人番号又は法人番号	<small>個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</small>	
	(フリガナ)		
営業所長氏名			
(フリガナ)			
作成担当者			

非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供について、租税特別措置法第37条の14第27項及び同法第37条の14の2第25項に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。

提供先税務署長	税務署長
提供先税務署長に提供しようとする理由	<input type="checkbox"/> 下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため <input type="checkbox"/> その他 ()
本店等の所在地	
本店等の名称	
参考事項	

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処	処理内容	承認・みなし・却下
	決裁	・							理	通知年月日
	通信日付印	・	・	確認			通知書	事	(却下理由)	
	(摘要)							績		
	番号確認	身元確認	確認書類							
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他								

(規格A4)

03.06 改正

改 正 後

(404 本店等一括提供に係る承認申請書（N I S A及びジュニアN I S A兼用様式））

本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等

1 本店等一括提供の制度について

- (1) この申請書は、租税特別措置法第37条の14第30項及び同法第37条の14の2第25項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供（以下「届出事項等の提供」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。

（注） この申請書を提出した日から2月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。

- (2) この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「営業所所在地」、「営業所名称」、「個人番号又は法人番号」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称及び個人番号又は法人番号並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。
- (2) 「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。
- (3) 「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。
- (4) 「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。
- (5) 「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る届出事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。
- (6) 「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(395 本店等一括提供に係る承認申請書（N I S A及びジュニアN I S A兼用様式））

本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等

1 本店等一括提供の制度について

- (1) この申請書は、租税特別措置法第37条の14第27項及び同法第37条の14の2第25項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供（以下「届出事項等の提供」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。

（注） この申請書を提出した日から2月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。

- (2) この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「営業所所在地」、「営業所名称」、「個人番号又は法人番号」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称及び個人番号又は法人番号並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。
- (2) 「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。
- (3) 「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。
- (4) 「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。
- (5) 「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る届出事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。
- (6) 「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(405 本店等一括提供取りやめ届出書)

本店等一括提供の取りやめ届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 営業所長氏名	
	(フリガナ) 作成担当者氏名	
令和 年 月 日から租税特別措置法第 37 条の 14 第 30 項及び同法第 37 条の 14 の 2 第 25 項に定める本店等一括提供を取りやめることとしたので届け出ます。		
本店等一括提供を取りやめようとする理由		
参 考 事 項		
※税務署処理欄	整理簿	備考

(注意事項)

- この届出書は、非課税口座開設届出書に記載された事項等につき、本店等一括提供を取りやめる場合に提出するものです。
- 「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。
- 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

05.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(396 本店等一括提供取りやめ届出書)

本店等一括提供の取りやめ届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 営業所長氏名	
	(フリガナ) 作成担当者氏名	
令和 年 月 日から租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項及び同法第 37 条の 14 の 2 第 25 項に定める本店等一括提供を取りやめることとしたので届け出ます。		
本店等一括提供を取りやめようとする理由		
参 考 事 項		
※税務署処理欄	整理簿	備考

(注意事項)

- この届出書は、非課税口座開設届出書に記載された事項等につき、本店等一括提供を取りやめる場合に提出するものです。
- 「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。
- 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

03.06 改正

(規格 A 4)

改正後

改正前

(407 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

(398 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

令和 年 月 日 第 号

(同 左)

税 務 署 長
財務事務官
印

本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

令和 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 後

(407 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(398 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(407 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

本店等一括提供に係る承認通知書
本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

1 使用目的

「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和 年 月 日付でされ た」の空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の) 「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

(削 除)

改 正 前

(398 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

本店等一括提供に係る承認通知書
本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

1 使用目的

「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和 年 月 日付でされ た」の空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の) 「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(417 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

(408 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)

税務署受付印



- 非課税適用確認書の再交付申請書
- 未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

税務署長殿

1 申請者に関する事項		提出年月日	令和 年 月 日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
申請者氏名		整理番号	
申請者の住所	〒 - 電話 - -		
旧租税特別措置法第37条の14第5項第6号又は租税特別措置法第37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。			
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他 ()		

(同 左)

2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項		※整理番号	
(フリガナ)		確認書類の名称	
営業所名称			
営業所所在地	〒 - 電話 - -		確認者
(フリガナ)			営業所の 受理日付 ○
営業所長氏名			
(フリガナ)			
作成担当者氏名			

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認
			

改 正 後	改 正 前
<p>(417 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)</p> <p style="text-align: center;">非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 非課税適用確認書</p> <p style="padding-left: 20px;">過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合</p> <p>(2) 未成年者非課税適用確認書</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 申請者がその年の1月1日において 18歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合</p> <p>2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。</p> <p>なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。</p> <p>I 申請者に関する事項の記載要領</p> <p>1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。</p> <p>2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。</p> <p>3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。</p> <p>なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。</p> <p>II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領</p> <p>1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類の名称を記載してください。</p> <p>2 「確認者」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、署名してください。</p> <p>3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。</p> <p>「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(408 非課税適用確認書の再交付申請書・未成年者非課税適用確認書の再交付申請書)</p> <p style="text-align: center;">非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）の再交付（非課税適用確認書の場合は非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る確認書）を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 非課税適用確認書</p> <p style="padding-left: 20px;">過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合</p> <p>(2) 未成年者非課税適用確認書</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 申請者がその年の1月1日において 20歳である年の前年10月1日以後にこの申請書を提出した場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 過去にこの申請書の記載内容に該当する未成年者非課税適用確認書が交付されていない場合</p> <p>2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座又は未成年者口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。</p> <p>なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。</p> <p>I 申請者に関する事項の記載要領</p> <p>1 申請書の区分（非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付申請書）に応じて□にチェックを付してください。</p> <p>2 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。</p> <p>3 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。</p> <p>なお、「その他」に該当する場合には、かつこ内に具体的な理由を記載してください。</p> <p>II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領</p> <p>1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第25条の13第26項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第26項に定める書類の名称を記載してください。</p> <p>2 「確認者」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記1の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、署名してください。</p> <p>3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。</p> <p>「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(421 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住 所	
氏 名	殿

第 号
令和 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書**

あなたから令和 年 月 日付でされた未成年者口座管理契約に係る災害等事由に
ついての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、こ
の旨通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 前

(412 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(421 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(412 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(421 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出
に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができない旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和 年 月 日付で された」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
(確認できない旨の通知書) 「(処分の理由)」欄	災害等事由について、確認できない理由を記入する。 なお、確認申請書の提出日が提出期限(災害等事由が生じた日から11カ月を経過する日)を徒過していた場合には、その旨を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申請者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、確認できた場合の通知書には、教示文を送付しない。

(削除)

改 正 前

(412 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出
に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができない旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和 年 月 日付で された」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
(確認できない旨の通知書) 「(処分の理由)」欄	災害等事由について、確認できない理由を記入する。 なお、確認申請書の提出日が提出期限(災害等事由が生じた日から11カ月を経過する日)を徒過していた場合には、その旨を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申請者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、確認できた場合の通知書には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。